

第2章

主要課題に係る関東管内の取組

第2章 主要課題に係る関東管内の取組

第1節 みどりの食料システム戦略

1 現状の課題と政策の方向

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、SDGs や環境への対応強化等が迫られており、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務となっている。

このため、農林水産省では、令和3（2021）年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、革新的な技術・生産体系を順次開発し、社会実装することにより、令和32（2050）年までに農林水産業のCO₂のゼロエミッション化、化学農薬や化学肥料の使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大、食品製造業の労働生産性の向上などを推進していくこととしている。戦略の推進のためには、調達から消費に至る関係者の理解と、行動変容に時間を要することが課題となっている。

2 関東管内の取組状況

（1）みどりの食料システム戦略の着実な推進

ア より持続性の高い農法への転換に向けた取組の推進

令和3（2021）年5月に、食料・農林水産業の生産力と生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」が策定され、令和4（2022）年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行。

管内各都県においては、地域の環境負荷低減活動を推進するため、本法律に基づく「基本計画」を令和4（2022）年度内に策定・公表。

関東管内では、みどりの食料システム法やみどりの食料システム戦略推進交付金等の活用により、有機農業やグリーンな栽培体系への転換、SDGs 対応型施設園芸の確立等の産地づくりに取組み、各地域の状況に応じた、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出の取組を実施。

（取組の概要）

○ グリーンな栽培体系への転換

関東管内で、化学肥料及び化学農薬の使用量の低減やスマート農業技術による省力化を目指す自治体や農業者で構成する協議会に対し、令和3年度補正予算より「グリーンな栽培体系への転換サポート事業」で支援を実施。

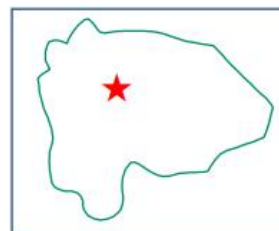
管内での令和4（2022）年度の取組件数は45件で、そのうち天敵資材や防蛾灯等を活用した化学農薬の低減に取り組んだ件数が25件、次いで土壌診断に基づく適正施肥等により化学肥料の低減に取り組んだ件数が15件となっている。

事例

グリーンな栽培体系への転換に向けた取組 【山梨県（甲州市他7市）】

○ 背景・課題

果樹園で発生する剪定枝の多くは、焼却するか粉碎して土壌に還元している。しかし、カーボンニュートラルではあるが、焼却は二酸化炭素の大气への再放出となり、粉碎して土壌に還元した枝も数年で分解され、同様に二酸化炭素として大气に再放出されることが課題。



○ みどり戦略実現に向けて

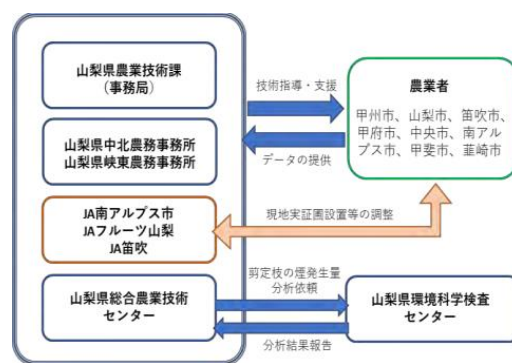
果樹園で発生する剪定枝を炭にして土に投入し、炭素を土の中に貯留するほか、不耕起草生栽培を行うことにより、大气中の二酸化炭素を削減する取組を多くの生産者に実施してもらい、この取組により生産された県産果実を新たなブランドとしてPRし、温暖化の抑制にも貢献。

○ 成果目標: グリーンな栽培体系に取組む面積（剪定枝バイオ炭投入面積）

令和3年度：0.5ha → 9年度：5ha

○ 取組のポイント

- ・ JA、農業者と連携し、剪定枝量と炭化量を測定。
- ・ 試験研究機関と連携し、効果的な炭化方法、剪定枝バイオ炭の投入と不耕起草生栽培による炭素貯留効果、土壌改良効果、土壌化学性への影響、果樹の生育や果実品質への影響等を調査。
- ・ 剪定枝無煙炭化マニュアルを策定し普及を促進。



○ 令和4年度の実績

ブドウ、モモ、スモモにおいて、それぞれの剪定枝量と炭生産量を測定するとともに、無煙炭化器を使って炭化した場合には、煤塵の発生が少なく環境への負荷が低減されることが検証された。

- ・ ブドウ 平均剪定枝量 399kg/10a、平均炭生産量 92kg/10a
- ・ モモ 平均剪定枝量 347kg/10a、平均炭生産量 42kg/10a
- ・ スモモ 平均剪定枝量 306kg/10a、平均炭生産量 44kg/10a



○ 取り組んでいる農業者の声

これまでも、早生栽培、堆肥の投入とともに、剪定枝のチップを土に還すことは続けていました。剪定枝のバイオ炭は、環境維持（4パーミル・イニシアチブ）の観点に加えて、土壌の炭素量が増えて微生物の住処になる点等、土づくりの観点からも良い効果があることが分かってきました。今後は、環境に良い取り組みをして、よい土壌を作ることによって美味しい作物を作るといふ、この循環を続けるとともに、周りにも広げていきたいと考えています。

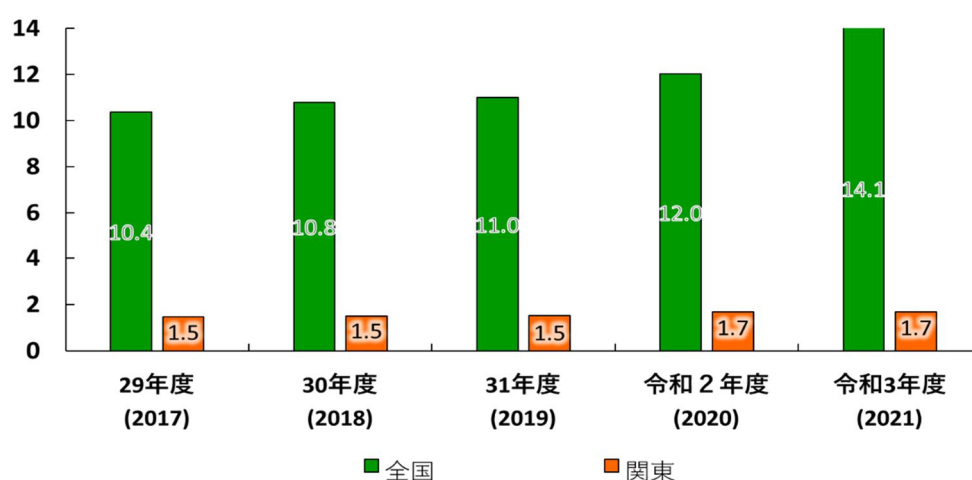
○ 有機農業の推進

関東の有機 JAS 認定ほ場（野菜、米など）の面積は、令和 3（2021）年 4 月 1 日現在で 1,689ha となり、都県別に見ると、茨城県、千葉県、静岡県 の 3 県で関東の約 55% を占める。

関東管内では令和 4（2022）年度において、12 市町が、有機農業産地づくり推進（みどりの食料システム戦略推進交付金）を活用して、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進めるオーガニックビレッジの創出に取り組んでいる。

8 事業体が、オーガニック産地育成事業を活用して、有機農業者のネットワーク構築、関連事業者や実需者との意見交換、有機農業者の技術・経営力向上研修会の開催、新規参向け研修に取り組んでいる。

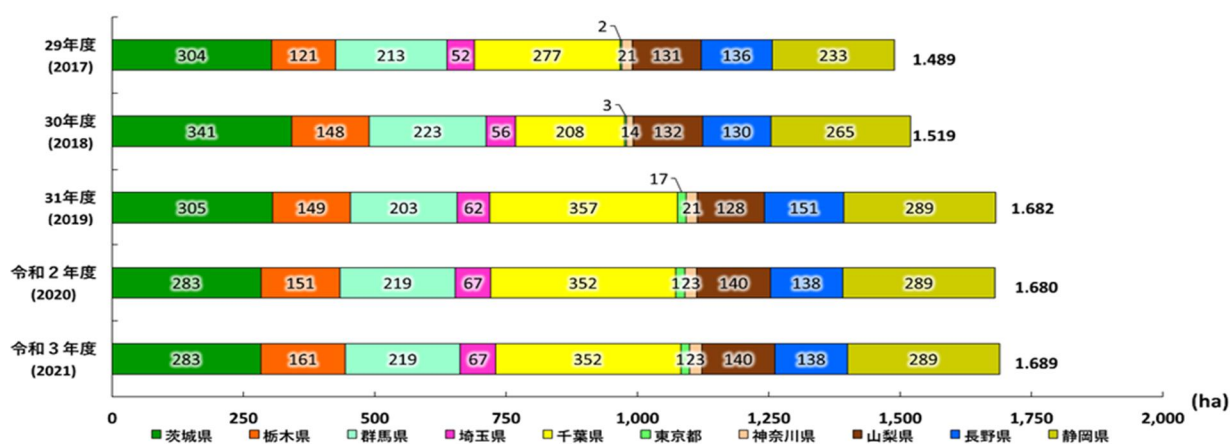
【図表 2-1-1】 有機 JAS 認定ほ場面積の推移（全国・関東）



資料：農林水産省調べ

注：各年度の値は、4 月 1 日現在

【図表 2-1-2】 有機 JAS 認定ほ場面積の推移（県別）



資料：農林水産省調べ

注：各年度の値は、各年度末現在

事例

有機農業者グループによる普及・拡大に向けた技術習得等の取組 【株式会社いかす（神奈川県平塚市）】

令和3（2021）年度オーガニックビジネス実践拠点づくり事業実施地区

○ 生産概要（令和3年（2021）度末）

■取組面積

有機農業の取組面積：6.5ha
うち有機JAS取得面積：3.3ha

■有機農業者数：6名

※研修生：10名

■栽培品目

たまねぎ、にんじん、ばれいしょなど
年間約30品目（すべて有機栽培）

■構成員の主な取引先

約10箇所（個人宅配、生協、スーパー、
自然食品店、レストラン等）

○ 成果（令和3（2021）年度）

- ・有機JAS取得面積の拡大：2.8ha → 3.3ha
- ・有機農業者数の増加：10名 → 16名
- ・有機農産物総収量の拡大：10.0t → 15.0t



○ 取組のポイント（令和3（2021）年度～）

■有機農業の普及・拡大に向けた取組

- ・作業の有効性の把握を目的に、土壌分析、収量調査及び栄養分析等の比較調査を実施した。

土壌診断の結果に基づいた土壌改良（石灰の投入）および緑肥の利用に取り組み、初年度から一定以上の品質・収量を実現できた。

■有機農業者の栽培技術・経営力向上等に向けた取組

- ・有機農業関係者等を対象に、土壌診断や農業経営における考え方、食や種に関する勉強会など幅広い分野における講習会を年6回実施した。

※有機農業の推進のための予算に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yosan_yuuki.html（農林水産省）



表彰

くらぶち草の会（群馬県高崎市）

中山間地での有機農業の就農育成・定着に向けた取組。令和4（2022）年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール農林水産大臣賞（有機・環境保全型農業部門）受賞。

くらぶち草の会は、有機 JAS 制度が始まる前から地域の自然を生かした「農薬や化学肥料に頼らない野菜栽培」に取り組んでおり、有機農業に関心のある地元農家だけでなく、会員 44 人の半数以上が県内外の非農家からの新規参入者で、倉渕地域でしっかりと定住する覚悟のある人たちを草の会は後継者として受け入れているなど、地域の発展と後継者の成長を果たして持続的な有機農業に取り組んでいる。

また、有機農業の安定生産に向け、情報交換会議、研修会等を適時実施し、技術レベルの統一化・共有する場を設け、課題解決を図っている。

土づくりを栽培の基礎として、緑肥の活用による土壌改善や土壌分析を随時行うことで土壌状態を把握し、品目に合った施肥管理を実践しており、病虫害対策は太陽熱消毒や天敵昆虫の保護など、複数の防除技術を組み合わせた「IPM（総合的病虫害管理）」を実践している。

生産物の出荷は、会員の共同出資による予冷機能を有する集荷施設を設置し、一定量の生産量を会全体で確保して経営の安定を図っている。



トマト勉強会

新規就農者受け入れの取組は、地域の「モデル」として他地区の模範となっており、くらぶち草の会の新規参入者は今や農業の担い手としてだけでなく、高齢化、過疎化の進行する中山間地域で地域機能維持の役割も担うなど、地域の活性化につながっている。

○ 燃油削減の推進

地球温暖化による気候変動の影響から、災害の激甚化による農業分野の被害増加や高温による農作物の品質低下が問題となっている中、みどりの食料システム戦略においては、温室効果ガス削減に向けた取組の一環として施設園芸分野で「令和 32（2050）年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す」という高い目標を設定し、燃油削減による CO₂ 排出量低減に向けた技術実証を行っている。管内においては、施設園芸のモデル産地として千葉県のイチゴ栽培実証の取組を実施。

事例

環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸モデル産地の取組 【千葉市 SDGs 対応型施設園芸推進協議会（千葉県千葉市）】

○ 実証の概要

■化石燃料使用量の低減

・ オール電化実証

ヒートポンプによる加温のエネルギーを電力のみとし、燃油消費をゼロとする技術体系の構築

・ ハイブリッド実証

ヒートポンプによる加温を基本とし、外気温により十分に室温が確保できない場合に燃油加温機を補助的に稼働させることで、施設内温度を最適化する技術体系を構築

■単収当たりの化石燃料使用量の低減

・ ヒートポンプ、高保温性カーテンを用いた栽培技術に加え、省エネ型 CO₂ 発生装置の活用により、単収を向上させる技術体系を構築



写真（左）：オール電化実証のヒートポンプ



写真（中）：オール電化実証が行われたハウス内部の様子



写真（右）：ハイブリッド実証のヒートポンプと燃油暖房機

現状の重油加温に少数のヒートポンプを組み合わせるハイブリッド方式は、加温コストの抑制や CO₂ 排出量の削減効果が認められるほか、単収向上も一定程度見込むことができることから、農業者が比較的導入しやすい可能性が高い。

実証に参画している農業者、特に 40 歳代以下の若い世代において上記効果に対する関心が高く、千葉市内を施設園芸の農業者への普及が期待される。

イ 耕畜連携による資源循環の取組の推進

みどりの食料システム戦略に掲げられた化学肥料の使用量の低減に向けては、畜産経営等から排出される家畜排せつ物の有効活用を進めていくことが有効。

（取組の概要）

関東管内は、乳用牛、豚及び採卵鶏の飼養頭羽数が全国 10 位以内にある県がそれぞれ 4 県あるなど、畜産が盛んなエリアである。

一方、立地には偏在があることから、家畜排せつ物由来堆肥の有効活用のためには、堆肥の高品質化を進めるとともに、地域内流通に加え、広域流通も進めることが重要となっていることから、管内では畜産環境対策総合支援事業を活用して、畜産経営等による高品質堆肥の生産・流通に必要となる施設・機械の導入等の取組が行われた（取組主体数：6 主体（令和 4（2022）年度））。

関東農政局としても、

- ① 都県や都県畜産関係団体が公表する家畜排せつ物由来堆肥の供給者情報について、関東農政局ウェブサイトに掲載してあるリンク集により、幅広い関係者に対して情報提供
- ② 肥料メーカー等との意見交換を通じ、家畜排せつ物を堆肥として活用するに当たっての課題、留意点等の情報を収集し、耕種経営が使いやすい堆肥に関する情報を発信

等の取組を進め、耕畜連携による家畜排せつ物由来堆肥の利活用を推進している。

※ 関東農政局管内耕畜連携関係情報（たい肥関係情報）の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/tikusan/keyword/taihi_zyoho.html（関東農政局）



事例

富士朝霧地区における良質堆肥の生産と広域流通 【富士宮市畜産環境対策推進協議会（静岡県富士宮市）】

〈取組主体について〉

- ・ 取組主体：朝霧地区堆肥広域流通会議
（協議会内の分会）
- ・ 構成員：県、富士宮市、富士開拓農協、JA富士宮、
肥料販売業者、酪農家（48戸）、耕種農家
- ・ 乳牛飼養頭数：約5,000頭
- ・ 堆肥生産量：73,000t/年
- ・ 草地面積：580ha



富士山を望む広大な牧草地

〈取組について〉

○ 概要

- ・ 当地区は、県内最大の酪農地帯で、乳牛約5,000頭（県内の約37%）を飼養。
- ・ 広大な牧草地を有し、発生した堆肥の多くは草地へ還元されていたが、飼養頭数の増加に伴い既存の牧草地への還元可能量を超える堆肥の発生が懸念（余剰堆肥の発生）。
- ・ 堆肥余剰解消のため、堆肥製造販売の外部委託と堆肥の広域流通を検討する会議を設立し、良質堆肥の生産と広域流通に取り組んだ。

○ 成果

- ・ 地区内の肥料製造業者に牛ふん堆肥の製造・販売委託の協力を得ることができた。
- ・ 協議会で、畜産農家と耕種農家の連携が図られた。
- ・ 耕種農家（カリフラワー、ブロッコリー等）8戸（地区外）と連携し展示ほを設置。
- ・ アンケート調査を通じた耕種農家のニーズに沿った牛ふん堆肥製品（小パック化：20kg→10kg・15kg）の提供によるハンドリング性向上により、広域流通・販路拡大が実現。
- ・ 堆肥の地区外への流通量は29,000t/年（平成27年）から57,000t/年（平成3年）へ増加。



ウ 環境保全型農業直接支払

環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した土づくり等の取組に対して、環境保全型農業直接支払交付金による支援を行い、持続的な農業生産を推進。

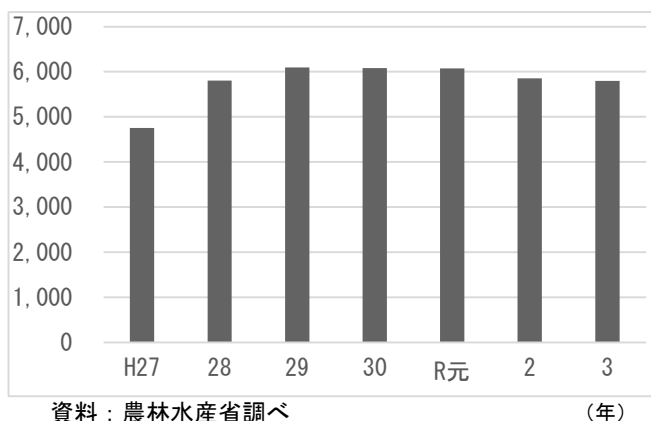
(取組の概要)

関東管内の令和3（2021）年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は5,794haで近年横ばいであるが、交付件数においては482件で、前年度に比べ2.3%増加した。

支援対象取組別にみると、カバークロップが54%、有機農業が32%を占める。これらが占める割合は全国の実施面積に比べ高い。

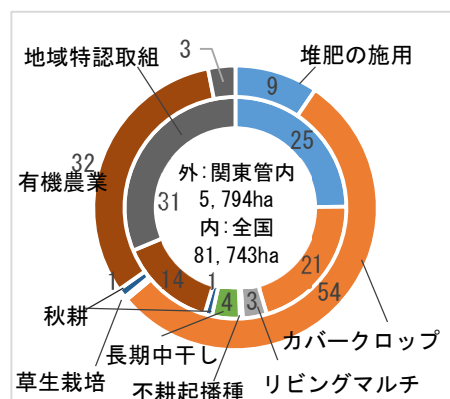
【図表 2-1-3】

環境保全型農業直接支払交付金の実施面積の推移



【図表 2-1-4】

支援対象取組別の実施面積割合



※環境保全型農業関連情報に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/kankyau/index.html> (関東農政局)



事例

環境保全型農業直接支払交付金の取組 【栃木県（那須塩原市、宇都宮市、那須町等）】

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ（緑肥）を作付けする取組

○ 実施状況

主な栽培体系は、主作物である水稻の収穫後に、カバークロップとして大麦を栽培し、3月にすき込むものである。

実施面積は、令和元（2019）年度には3,132haまで拡大。令和2（2020）年度からの第2期対策開始時の交付単価見直しや、農業者の高齢化等により、減少傾向にあるものの、令和2（2020）年度3,096ha、令和3（2021）年度2,955haと、栃木県内における環境保全型農業直接支払事業の実施面積の約89%を占める。



カバークロップ（大麦）の生育状況

○ 地域におけるその他の取組

栃木県では、「国際水準の有機農業」の取組推進を基本目標に、国際水準の有機農業に取り組みやすい環境づくりや、有機食品の流通・販売への支援、有機農業に対する消費者等の理解促進に取り組んでいる。

令和4（2022）年2月、新たに有機農業に取り組む生産者の参考となるよう、県内の篤農家の事例調査結果と、その技術を農業試験場のほ場で再現する試験を行った栽培試験結果をとりまとめた「有機農業・野菜の栃木県内栽培マニュアル」を作成した。有機農業に関心のある農業者や新規就農希望者に配布され、実践されている。

消費者等の理解促進、相互交流を進めるため、多くの団体が独自にセミナー・研修会や交流イベントを開催している。いちご一会とちぎ国体で有機農産物等の販売を行うなどコロナ禍においても可能な範囲で活動した。

※ 環境保全型農業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/kankyau/>（関東農政局）



(2) みどりの食料システム戦略の幅広い理解の浸透

ア 消費者への普及啓発等の対応

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムを構築するためには、消費者の理解醸成を図り、行動変容を促すことが重要。

(取組の概要)

関東管内において、消費者団体等との意見交換会や食育関係者等を対象とした研修会等の機会を捉えて実施した有機農産物に対するアンケートでは、

- ・購入する際に重視する点は、「国産」が最も多く、次いで「価格」、「地元産」の順。年齢が高い層ほど「地元産」、「鮮度」を重視する傾向にある。
- ・回答者の8割程度が有機農産物を「購入してみたい、購入したことがある」。
- ・有機農産物の購入場所は、「道の駅、直売所」が最も多く3割を占め、次いで「スーパーマーケット」、「生協」、「専門小売店」の順となった。
- ・購入した有機農産物は、「野菜」が最も多く、次いで「果物」、「加工品」、「米」となった。「野菜」は、他の有機農産物に比べ手ごろな価格での販売や、きゅうり、トマトなどいろいろな種類が出回っていることが要因として考えられる。
- ・有機農産物の販売を進めるためには、「通常栽培との価格差を少なくする」が最も多く、「購入したいとは思わない」と回答した方は、「通常栽培との価格差を少なくする」が突出している。その他では「販売先の紹介」、「有機農産物が環境に与える効果等を丁寧に説明」など、といった結果となった。



消費者向けパネル展示

【図表 2-1-5】 みどり食料システム戦略チラシ

農林水産省 関東農政局

みどりの食料システム戦略

「食べる」ことは、私たちの健康や生活に深く関わりますが、その食べ物を作って食べることが地球環境に大きな影響を与えていることは、あまり知られていません。

農作物を作るときに使われる大量の水、食品を運ぶときに排出されるCO₂、食品の包装容器や食べ残しなど…、これらはすべて地球の健康を害する要因となっています。地球の資源には限りがありますが、その資源なしには私たちの食や生活は成り立ちません。

文明が発達し、何でも手に入る便利な世の中になった一方で、地球温暖化が進み異常気象など、暮らしへの影響も現れています。

農林水産省では、だれ一人取り残されることなく、将来にわたって健康で安全な食をみんなが享受できるよう、環境に優しく持続可能な生産～消費を実現する「みどりの食料システム戦略」を進めています。

この取組は、私たち一人ひとりの協力と努力があってこそ、達成することができます。

毎日当たり前前に食べている食事が、環境にどのように影響しているのかを知り、何を選んでどう食べるべきか、一緒に考えてみませんか？

農林水産省

～私たちにできること～

食品ロスの削減

また食べられるのに、捨てられてしまう食べ物を「食品ロス」といいます。環境に負荷をかけています。

食品ロス2221トンものうち、約半分の量が家庭から発生しています。

買い物袋に「もったいない」のステッカーを貼って、食品ロスを減らしましょう。

食品の賞味期限を正しく理解する

賞味期限：おいしく食べられる期間（過ぎてもすぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうか判断することも大切です）

消費期限：食べると安全でない期間

食品の賞味期限を正しく理解する

賞味期限：おいしく食べられる期間（過ぎてもすぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうか判断することも大切です）

消費期限：食べると安全でない期間

環境負荷低減に配慮された農産物を選ぶ

温室効果ガスを削減するために、生産者は様々な努力や工夫をしています。こうした取組により作られた農産物を買うことで、炭素削減に取り組む農業者等を応援するとともに、自らも環境負荷低減に貢献することが出来ます。

これからは、美味しさ・品質だけでなく価格、持続可能性も選択基準に！

脱炭素の「見える化」

脱炭素の「見える化」

脱炭素の「見える化」

有機食品を選ぶ

～有機食品とは～

農薬や化学肥料に頼らず、動物の糞尿・堆肥など自然由来の肥料を用い、環境への負荷をできる限り減らして作られたもの

有機農産物とそうでない食品を比較すると、加工食品に付いたラベルで確認できます。

有機加工食品は、化学的に合成された食品添加物・香料を含まない。

有機加工食品は、化学的に合成された食品添加物・香料を含まない。

地産地消を実践する

地産地消とは

国内の地域で生産された農林水産物も、その生産された地域内において消費する取組のこと。

新鮮な旬の味覚が味わえる！

新鮮な旬の味覚が味わえる！

新鮮な旬の味覚が味わえる！

地域で生産された農林水産物を選びましょう

地域で生産された農林水産物を選びましょう

地域で生産された農林水産物を選びましょう

地域で生産された農林水産物を選びましょう

農林水産省 関東農政局 消費・安全部 消費生活課 消費者対応班
TEL : 048-740-0359 / mail : seikatsu_kanto@maff.go.jp 2023年1月作成

※関東農政局ホームページ「みどりの食料システム戦略」は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/midori_syokuryou/midori_syokuryou_index.html

(関東農政局)



イ 加工・流通業者等の食品産業事業者の対応

関東管内の食品関連事業者のほか、食品関連事業者等で組織する団体（食品産業協議会等の関係者）を対象としたみどり食料システム戦略についての理解促進の取組を実施。

（取組の概要）

食品卸売業者及び食品製造業者等（104 事業者）に対して行ったみどりの食料システム戦略の目標となる事業系食品ロス半減や、各社の有機加工食品の取扱状況などに関するアンケートの結果、事業系食品ロス半減について、「既に取り組んでいる」、「取り組む予定としている」と回答した割合は 43%、有機加工食品の取扱について 46%で取り扱っているとの回答があった。

有機加工食品を「取り扱っていない」（35%）、「過去は取り扱っていた」（9%）と回答した事業者の理由としては、「価格が高い」、「発注がない」、「安定した供給がない」といった意見が多かった。

ウ 学生への普及啓発等の対応

農林水産省は、農業大学校、農業高校、民間の教育機関などにおける農業教育の高度化を図るため、全国段階では農業教育機関の指導者や学生等を対象とした研修の開催を支援するとともに、地域段階においては、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援。

関東管内の農業大学校、農業高校を対象とした「みどり戦略学生チャレンジ」では、次世代の農業を担う農業大学校生等が「みどりの食料システム戦略」を理解し、その実践に向けた取組にチャレンジする。また、その成果を消費者に向けて紹介することでみどり戦略に対する消費者理解の増進を図る。

（取組の概要）

次世代の農業を担う農業大学校生等を対象とした「みどり戦略学生チャレンジ」について、令和4年度は、参加校(グループ)の募集を行い、農業大学校及び農業高校等 10 校・18 グループから応募があった。令和5年度は、各参加校・グループにおいて・みどりの食料システム戦略に関する理解増進のための勉強会等の開催や以下の取組を予定している。

- ・みどりの食料システム戦略の実現に向けた課題等を整理し、実践
- ・取組成果を各種イベント等で消費者に紹介し、「みどりの食料システム戦略」の理解を増進
- ・参加校・グループによる意見交換会の開催

エ その他横断的な対応

○ 関東農政局ホームページを活用した周知

令和4年12月、関東農政局 HP「みどりの食料システム戦略」ページリニューアルを実施。みどり戦略やみどりの食料システム法の趣旨、政策等の情報を現場へ提供するとともに、環境への負荷の低減につながる有機農業の取組を拡大するため、消費者の皆様は国産有機農産物を身近に感じていただけるよう、国産有機食品を取り扱っている店舗の情報や生産現場での取組事例を紹介。

【図表 2-1-6】 みどりの食料システム戦略 HP

J A 長生ながいき市場
(農産物直売所)

【有機販売商品】
にんじん、こまつな、ほうれんそう、かぶ、だいこん など



所在地：千葉県茂原市六ツ野3981-1
電話番号：0475-44-6800
ホームページ：<http://www.ja-chosei.or.jp/nagaikiichiba/>

該当するものは着色・太字

有機農業 **農業・化学肥料の不使用・使用低減** **温室効果ガスの削減・吸収** **スマート農業 省力化技術** **食品ロス削減** **国産・地産産品の供給拡大** **その他**

木更津市有機農業推進協議会 (千葉県木更津市)



【生産概要】 (令和4年度)
水稲生産者14名 (生産面積20ha)
(うち3名はJAS認証取得)

【経営概要】 2019年設立、生産者14名、木更津市農業協同組合、NPO法人民間稲作研究所、井関農機株式会社、千葉県君津農業事務所、木更津市

【取組内容】 有機JAS認証取得に向けて、農業・化学肥料を使用しない水稲栽培を実施し、市内の公立小中学校に「きさらづ学校給食米」として提供
目標：学校給食全量の提供 34日間
実績：令和3年度52日間提供、令和4年度78日間提供予定

- **取組の特徴** ・「きさらづ学校給食米」のブランド化を図るため、令和4年度にみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用しての商標登録を予定
・令和4年度からふるさと納税の返礼品として一部出品、試験的にイベントで販売実施。
- **取組のきっかけ** ・木更津市が進める「オーガニックなまちづくり」の一環として有機農業を推進していたため。
- **取組のメリット** ・「顔の見える学校給食」の実現のため、生産されたお米を市内公立小中学校 (全30校) に提供することによる地産地消・食育に寄与している。
・木更津市の基幹作物である米の付加価値向上・ブランド化。
- **苦労している点** ・有機農業への理解、水稲の有機的管理における雑草対策。
- **今後取り組みたいこと** ・「きさらづ学校給食米」の学校給食における米飯給食全量の提供。
・本取組への協力農業者の拡大による水稲の有機的管理への理解増進。

事務所所在地：千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
電話番号：0438-23-8445 HPアドレス：<https://www.city.kisarazu.lg.jp/shokai/kanko/tokusan/1007511.html>

有機食品取扱い店舗の紹介

生産現場での取組事例紹介 (有機農業)

○ 令和4年度 関東農政局みどりの食料システム戦略勉強会

関東農政局では、みどりの食料システム戦略に関する取組の参考としてもらうことを目的に、自治体、農業者、農業団体、事業者、学生・学校関係者等を対象とした勉強会を Web 方式により月1回のペースで開催。

【図表 2-1-7】 みどりの食料システム戦略勉強会

	テーマ	時期
第1回	(1) カーボンクレジットについて (2) 見える化実証事業について	11月18日
第2回	国連気候変動枠組条約第27回締約国会議 (COP27) の結果と我が国農林水産業の関わり・影響について	12月19日
第3回	(1) 有機農業をめぐる事情について (目標、現状と課題、支援策等) (2) 全国における有機農業の推進の状況	1月20日
第4回	関東管内における有機農業に生産と推進の状況 (1) 湘南における有機農業の取組について (2) 北杜市における有機農業の推進について	2月20日
第5回	国内資源肥料利用について (1) 食品リサイクル・ループ制度について (2) コンポストと地域循環まちづくりについて	3月22日

第2節 人・農地制度の見直し

1 現状の課題と政策の方向

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地の増加が進み、地域の農地の適切な利用に支障が生じることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっている。

このため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する目標地図を含む地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるための農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和4（2022）年5月に成立した。

2 関東管内の取組状況

（1）地域計画の策定に向けた支援

今後、各地域で地域計画が着実に策定され、農地の適正かつ効率的な利用や多様な農業人材の育成確保が進められるよう、関東管内では、市町村担当者、農地中間管理機構、農業委員会等を対象に各都県と連携した人・農地制度の見直しの内容についての説明会や意見交換会を開催している。令和4（2022）年度は計26回開催した。



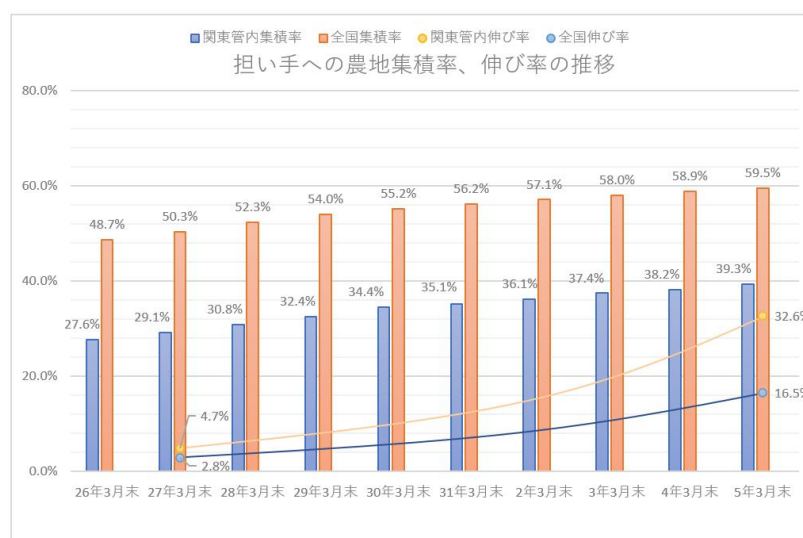
人・農地プランによる地域の話し合い

（2）担い手への農地の集積・集約化の支援

関東管内の令和5（2023）年3月末時点の担い手への農地集積率は39.3%で、全国（集積率59.5%）より20.2ポイント低くなっている。一方、平成26（2014）年度からの集積面積の伸び率をみると、関東管内は32.6%と全国と比べ16.1ポイント高くなっている。

このため、関東農政局としては、関東管内の農地の集積・集約化を加速するため、問題意識を共有する市町村との意見交換を令和4（2022）年度は計11回開催し、地域の実情に応じた機構集積協力金や遊休農地の解消に関する支援策の活用に関する助言等や優良事例を収集し広く周知するなどの取組を展開している。

【図表 2-2-1】 担い手への農地集積率、伸び率の推移（平成26(2014)年～令和5(2023)年）



注：集積率は、管内の農地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合。伸び率は、担い手の農地利用集積面積について、平成26年3月末時点の実績全国220万8,258ha、管内22万3,546haを基準とした各年の増加割合。

資料：農林水産省、関東農政局調べ

第3節 農林水産物・食品の輸出促進の取組

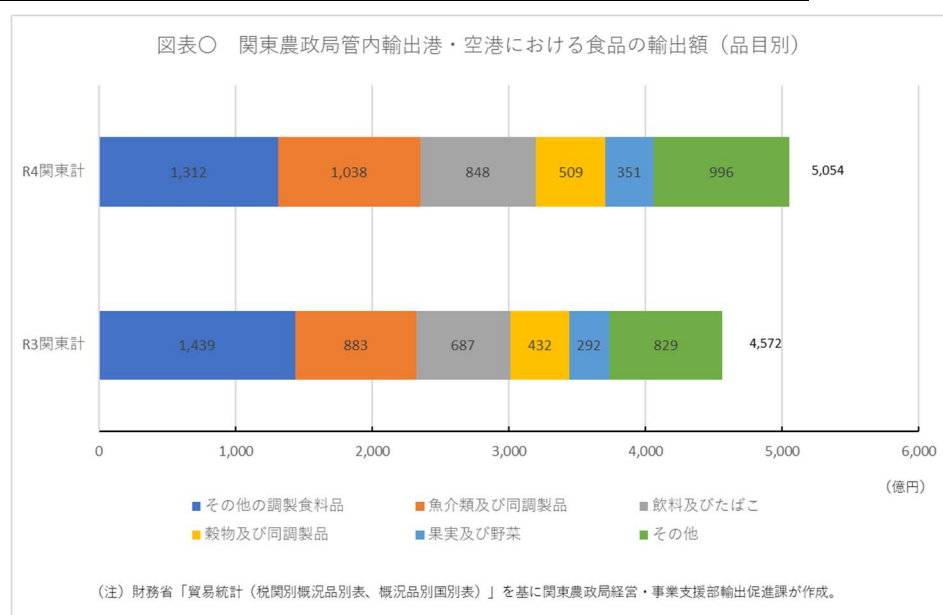
1 現状の課題と政策の方向

2022 年の農林水産物・食品の輸出実績は、前年から 1,758 億円（+14.2%）、増加し、1 兆 4,140 億円を記録した。

2022 年の関東管内の港・空港から輸出された農林水産物・食品の輸出実績は、前年から 492 億円（+11%）増加し、5,540 億円であった。品目別にみると飲料及びたばこ（+24%）、果実及び野菜（+20%）が大きく増加した。

引き続き、2025 年の 2 兆円、2030 年の 5 兆円の目標を達成するために、輸出拡大のさらなる取組の加速化が必要となる。

【図表 2-3-1】 関東管内輸出港・空港における輸出額（品目別）



2 関東管内の取組状況

(1) 輸出産地の育成・展開の支援

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の推進。

戦略で示された重点品目の輸出産地（関東管内 204 産地）の支援に向け、関東農政局長を本部長とする「関東農政局輸出産地支援本部」を設置。

（取組の概要）

令和 3（2021）年 7 月 12 日、「関東農政局輸出産地支援本部」を設置し、管内輸出産地の輸出事業計画の策定・実施に関する取組の進捗状況の共有や、必要な支援策などの検討を行った。また、輸出産地サポーター（外部の専門人材）を 2 名登用し、「輸出産地サポーター室」を令和 3（2021）年 7 月に設置するとともに、輸出産地による取組に対して、令和 4（2022）年度から輸出産地サポーターを 3 名体制とし輸出事業計画の策定から伴走型支援を実施している。

(2) 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の推進

農林水産物の輸出は、国内出荷と異なり、輸出先国における様々な手続き・規制・言語のハードルや独特の商習慣等があるため、小規模な農林漁業者・食品メーカー・流通業者が個々に継続的な成果を出すことは困難な状況。

このため、農林水産省では個々の事業者がビジネスパートナーを見つけ、商談などの橋渡しを行うためのコミュニティサイトを立ち上げ、当該コミュニティでの取組に対して、行政・JETRO 等によるワンストップでの支援を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」を展開。

（取組の概要）

GFP において輸出診断を希望する農林漁業者・事業者に対して、輸出に関する専門家チームを編成し、輸出を成功させるためのアドバイスや事業者ごとに活用できる補助事業などの有用な情報提供を実施している（令和4（2022）年度においてはオンラインにより26件の対応を行った）。

※ GFP の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/gfptop.html>（農林水産省）



用語の解説

「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトである。

(3) 海外販路開拓に関するオンラインセミナーの取組

輸出促進の取組を一層強化するため、3局（関東経済産業局、北陸農政局、関東農政局）が連携し、事業者のステージや課題に応じて、両省が所管する海外展開支援策や現に輸出におけるスキルを有する貿易商社等を活用した伴走型支援を実施。

（取組の概要）

令和4（2022）年度は、3局に加え各国税局（関東信越・東京・名古屋）や関連行政機関とも連携して輸出を目指す酒類事業者を対象に、日本酒を輸出する際に踏まえるべき要点、海外における日本酒事情や物流戦略等を紹介する「日本酒輸出促進セミナー」を5月と6月の2回に渡ってオンラインにて開催（参加者：第1回297名、第2回315名）。

制度

農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）

令和元（2019）年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が制定（令和2（2020）年4月1日施行）された。本法に基づき、農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、輸出先国との協議や手続きの迅速化を図る。

※農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>（農林水産省）



政府の輸出促進施策

食料・農業・農村基本計画（令和2（2020）年3月31日閣議決定）において、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定（中間目標として、令和7（2025）年までに農林水産物・食品の輸出額2兆円を目指す）。

令和2（2020）年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定。令和3（2021）年12月、令和4（2022）年5月、12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂、今後の施策・取組の方向を決定。

令和4（2022）年5月に改正輸出促進法が成立（10月施行）し、公庫融資制度や税制措置など輸出事業計画の支援策の拡充を図る。

※農林水産物・食品の輸出促進対策の詳細な内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html（農林水産省）



事例

若手が起点、民間選果場からの輸出で成功！

【アグベル株式会社（山梨県山梨市）】

祖父の代から60年以上続くブドウ農家の3代目として、2017年に承継。輸出は2019年に開始。2020年には、アグベル株式会社を設立し、生産から流通販売、輸出まで手掛ける農業経営の形を築いた。



「アグベル」という社名には、「農業（アグリカルチャー）に新時代の鐘（ベル）を鳴らす」という思いが込められている。現在、正社員8人、パートを含めた雇用者約100人。社員平均年齢は27歳。

就農にあたり、全国の農業者500人からヒアリングを行い農業を分析。誰もが理解しやすい生産から販売までの「見える化」の重要性を感じ、自社で選果場を運営するとともに、直販用の流通網を確立。出荷する農業者に対しては、選別基準の明確化や出荷物の画像を撮影・保存するなど流通・販売までの透明性を担保し、農業者との信頼関係を構築した。2019年、自社農園のみで10トンの輸出量は、選果場での仕入れ開始後、2022年香港、シンガポール、タイ、台湾などへ90トン規模でブドウと桃を輸出。

離農者から農地を任されることも増え、就農当初8畝だった農場は16倍になり、目標を100畝とし、現在も規模拡大中。また、将来に向けて、輸出産地の中核となる若手人材を育成し、独立を支援している。

※「令和4（2022）年度輸出に取り組む優良事業者表彰」農林水産大臣賞受賞

(4) 知的財産の流出防止、規格・認証の国際化対応

地理的表示（G I）保護制度の普及

地理的表示（G I）保護制度への製品の登録により、模倣品が排除されるほか、知名度向上による取引増大、自らの製品の価値の再認識による品質管理の徹底などの効果を期待。

農林水産省では、所得・地域の活力の向上や輸出促進を更に後押しするため、G I 保護制度の運用を見直し、地域で守られるべき伝統野菜から、加工品、海外志向の産品まで、多様な製品の登録につながるよう間口を広げるとともに、G I を市場において目にする機会を増やすプロモーションを強化。

（取組の概要）

G I 産品は、令和 5（2023）年 3 月 31 日現在、42 都道府県の 126 産品、2 カ国（イタリア共和国及びベトナム）の 3 産品の合計 129 産品が国に登録され、うち関東管内では 14 産品（巻末参考 120 ページ参照）が登録されている。

登録後は、知名度が上がったことにより大手コンビニとのコラボ商品の販売や生産者の意欲向上、新規就農者の増加等に寄与している。

関東農政局としても、ホームページや消費者の部屋の特別展示を通じた G I 保護制度の普及啓発に係る情報提供に加え、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口（G I サポートデスク）とも協力し、登録に向け意欲のある産地に出向き制度説明を実施した。

用語の解説

「地理的表示（G I）保護制度」とは、地域に存在する伝統的な生産方法や生産地等の特性（気候・風土・土壌等）が品質等の特性に結びついている産品の名称を知的財産として登録・保護し、生産業者の利益を保護するとともに、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益保護を図ることを目的とした制度である。

※地理的表示（G I）保護制度の詳細内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act（農林水産省）



※関東管内の G I 登録産品の情報は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/gi_act.html（関東農政局）



[管内で新たに追加されたGI産品]

深蒸し菊川茶（静岡県）

登録日：令和5（2023）年3月31日（登録番号第130号）

登録生産者団体 菊川市茶業協会

行方かんしょ（茨城県）

登録日：令和5（2023）年3月31日（登録番号第131号）

登録生産者団体 行方かんしょブランド推進協議会

コラム

濃厚な黄緑色で、渋みが少なくまろやかな味わい「深蒸し菊川茶」



お茶を淹れると濃厚な黄緑色で、まろやかな味わいを持つ。需要者からは、これらの特性に加え、深みのある豊潤な香りやうま味とコクが高く評価されている。

この「深蒸し菊川茶」は、昭和27年頃から取り組んだ「深蒸し」の研究から始まり、地域の関係者により確立した技術を現在に至るまで約60年間守り、製造を続けている。

また、菊川市とその周辺市町では、100年以上前から環境と共生する伝統農法「茶草場農法」が行われており、2013年に「静岡の茶草場農法」として国際連合食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定された。



糖度が高く甘みが強い良食味「行方かんしょ」



糖度が高く甘みが強い良食味の「青果用かんしょ」である。市場関係者からその品質と供給体制が高く評価されており、東京市場内の出荷単位では取扱量第1位である。

比較的温暖な気候と水はけの良い土壌で「かんしょ」栽培に適した自然条件を有し、昭和20年頃には作付面積が全国第1位であった。

様々な品種の「かんしょ」を「キュアリング定温貯蔵技術」と「品種リレー出荷」による味にこだわった生産を維持し、焼き芋マニュアル策定と大手流通と連携した店舗販売による「焼き芋戦略」が消費拡大を飛躍的に向上させた。



第4節 生産資材・原材料高騰、肥料・飼料高騰対策の取組

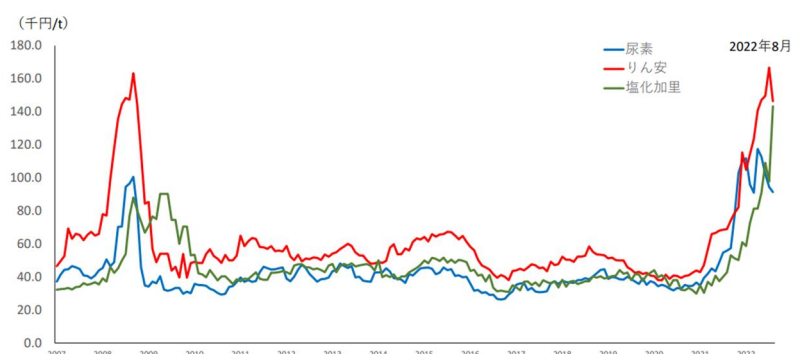
1 現状の課題と政策の方向

世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格の上昇に加え、ウクライナ情勢等を背景に肥料や飼料の国際価格が高騰しており、海外原料に依存している化学肥料の低減や国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続的な農業生産の実現が重要である。

肥料について、関東管内には、茨城県の採卵鶏（飼養頭羽数（令和5年2月1日現在）全国1位）、栃木県の肉用牛（同7位）・乳用牛（同2位）、群馬県の豚（同4位）等において、飼養頭羽数が多いことから、耕畜連携の取組等により家畜ふん尿由来堆肥の有効活用を図ることが地域の課題である。

また、国内の汚泥については、有用な資源であるにもかかわらず農業利用が進んでいないため、その活用が重要な課題となっている。

【図表 2-4-1】 肥料価格の推移



資料：農林水産省調べ

飼料について、令和2年12月まではトン当たり6万円台で推移していた配合飼料工場渡価格は、その後、ほぼ一貫して上昇し、令和4年10月には10万円を超える水準まで高騰した。特に、養豚と採卵養鶏が盛んな地域を抱える関東管内は、配合飼料の使用量が多いことから、経営への影響緩和が重要となっている。

【図表 2-4-2】 配合飼料工場渡価格の推移



資料：(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

注：配合飼料価格は、全畜種の加重平均価格である（令和5年6月は速報値）。

2 関東管内の取組状況

(1) 肥料価格高騰対策と、国内肥料資源の活用拡大

化学肥料の低減や国内資源を活用した肥料への転換を進めるため、肥料価格高騰対策事業により国内資源を活用する農業者への肥料購入負担を支援するとともに、国内肥料資源利用拡大対策事業により国内資源の活用拡大を支援。

(取組の概要)

○肥料価格高騰対策事業

肥料価格の高騰について、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対して、令和4（2022）年度補正予算により措置された本事業により肥料コスト上昇分の7割を支援した。関東管内では、令和4年度に9都県の秋肥分を支援した。

○国内肥料資源利用拡大対策事業

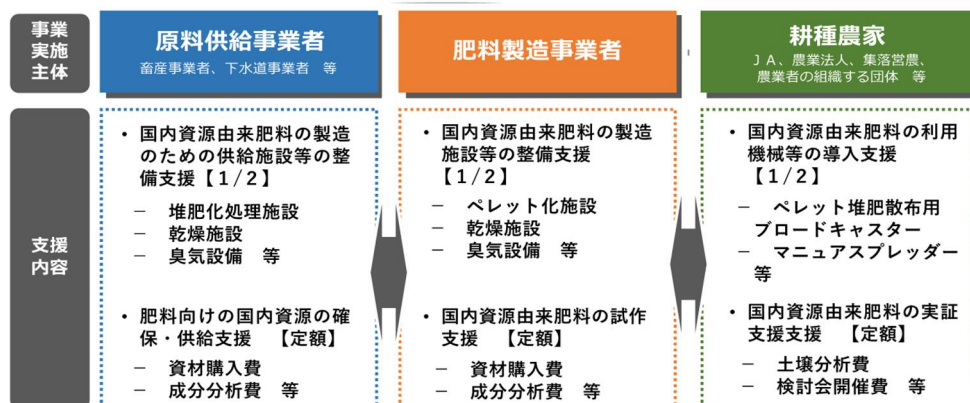
国内資源を活用した肥料への転換を進めるためには、原料供給事業者（畜産事業者、下水事業者等）、肥料製造事業者、耕種農家等が連携して3者ともメリットのある取組を目指し、「農家が使いやすく、使いたくなる肥料」を作ることが重要となる。そのため、肥料製造事業者が行う取り組みや散布機の導入など、これまでの支援が行き届かなかった活用拡大の鍵となる部分に支援を拡充した。

令和4年度（1次・2次）募集において、関東管内では、国内肥料資源を利用した新たな肥料による栽培実証等を行うソフト事業12地区、肥料製造施設等の整備を行うハード事業14地区を採択した。

【図表 2-4-3】 国内肥料資源利用拡大対策事業の概要

【国内肥料資源利用拡大対策事業】（令和4年度第2次補正予算）

- － 「農家が使いやすい、使いたくなる肥料」を作ることにより利用を拡大。
- － 肥料製造事業者への支援や散布機の導入など、これまで支援が届きにくかった活用拡大の鍵を握るところに支援を拡大。関係事業者が抱える課題の解決に総合的に支援。



○関東地域国内肥料資源利用拡大ネットワークの開設

関東管内の畜産事業者や下水事業者等の原料供給事業者、肥料製造事業者、耕種農家等の肥料利用者など、様々な立場の関係者における国内肥料資源の利用についての関心や取組の検討をねらいとして、令和5（2013）年2月に開設した「関東地域国内肥料資源利用拡大ネットワーク」には、現在約300名が登録しており、今後、公募情報の発信、関連施策や取組事例等の紹介、関係者の交流機会の提供などを行っていくこととしている。

（2）関東農政局管内における汚泥肥料の活用推進プロジェクト検討会

関東農政局では、国内資源肥料原料の利用拡大、汚泥肥料の利用促進を図るため、汚泥肥料の活用推進プロジェクトを展開。

本プロジェクトの一環として、汚泥肥料の農業利用に係る取組事例や課題について把握し、汚泥肥料に関する情報発信のあり方について助言を求める検討会を開催。

（取組の概要）

令和5（2023）年1月19日、学識経験者、自治体、関係団体、農業者等の関係各層からの委員の参画を得て、関東管内における汚泥肥料の活用推進プロジェクト検討会を対面及びWebの併用形式で開催した。

委員15名、対面参加者23名、Web参加者200名、計238名。

本プロジェクトによる汚泥肥料関係者へのアンケート調査結果や汚泥肥料生産者マップの紹介、汚泥肥料生産事業者や農業者、地方公共団体等から汚泥肥料に係る取組事例の紹介のほか、汚泥肥料の利用に関する意見交換等を実施した。

※ 関東管内における汚泥肥料の活用推進プロジェクトの詳しい内容は、こちらをご覧ください。

関東農政局管内における汚泥肥料の活用推進プロジェクト検討会

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/sizai/kentou.html>

（関東農政局）



品質管理に取り組む汚泥肥料生産業者マップについて

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/sizai/220909.html>

（関東農政局）



国内肥料資源利用拡大対策事業概要

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/attach/pdf/kokunaishigen-21.pdf

（農林水産省）



(3) 配合飼料価格高騰緊急対策事業

国際情勢により高騰する飼料価格の畜産経営への影響を緩和するため、生産者に補填金を交付する配合飼料価格安定制度の異常補填基金の積増し等を実施。

(取組の概要)

飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で3～5割、濃厚飼料中心の豚・鶏で5～6割となっており、濃厚飼料として配合飼料を使用することは、牛、豚、鶏のどの畜種においても一般的に行われていることから、配合飼料価格の高騰は畜産経営に大きな影響を与えることとなる。特に、養豚と採卵養鶏が盛んな地域を抱える関東管内(※)は、配合飼料の使用量が多いことから影響も大きい。

このため、配合飼料の高騰対策として異常補填基金への積増し等を措置し、令和4(2022)年度第1・第2四半期の飼料コストを抑制する措置を講じた。

令和4(2022)年9月には、第3四半期の実質的な飼料コストを第2四半期と同程度の水準とするための緊急対策、令和4(2022)年度第2次補正予算では異常補填基金への積増しを措置した。

さらに、令和5(2023)年3月に公表された「畜産・酪農緊急対策パッケージ」においては、第4四半期の生産者の実負担額増加を抑制するため、前述の緊急対策と類似の対策を措置するとともに、配合飼料価格安定制度に新たな特例を設け、令和5(2023)年度第1四半期以降の生産者の実負担額の急増による影響を緩和することとした。

※養 豚：関東管内各都県における飼養頭数が全国の25%を占める。

群馬県(飼養頭数全国4位)、千葉県(同5位)、茨城県(同7位)が主産県。

採卵養鶏：同じく31%を占める。

茨城県(飼養羽数全国1位)、千葉県(同2位)、群馬県(同8位)、栃木県(同10位)が主産県。

(農林水産省「畜産統計」(令和5年2月1日現在))

【図表 2-4-4】 配合飼料価格高騰対策

令和4年度第4四半期対策 【予備費：965億円の内数】	令和5年度第1四半期以降対策(新特例) 【予備費：965億円の内数】
(1)概要：配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額増加を抑制するため、令和4年度第3四半期に引き続き、配合飼料価格安定制度による補填金とは別に、令和4年度第4四半期に生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付。 (2)対象者：配合飼料価格安定制度加入者 (3)要件：生産コスト削減に取り組むこと 等 (4)補填単価：8,500円/トン	(1)概要：現行制度では、配合飼料価格が上昇した後に高止まると、補填が発動せず、生産者の実負担額が急増する可能性。こうした状況においても畜産経営への影響を緩和するため、制度に「新たな特例」を設けて、生産者に補填金を交付。 (2)対象者：配合飼料価格安定制度加入者 (3)要件：① 2年間以上連続で補填が発動 ② 異常補填が発動しない 等 (4)補填単価：輸入原料価格の当該四半期と直前2.5年間の平均価格との差額(ただし、前期の3/4を上限とする)

※ 配合飼料価格高騰緊急対策事業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r4yobihi-24.pdf> (農林水産省)



第5節 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施

1 現状の課題と政策の方向

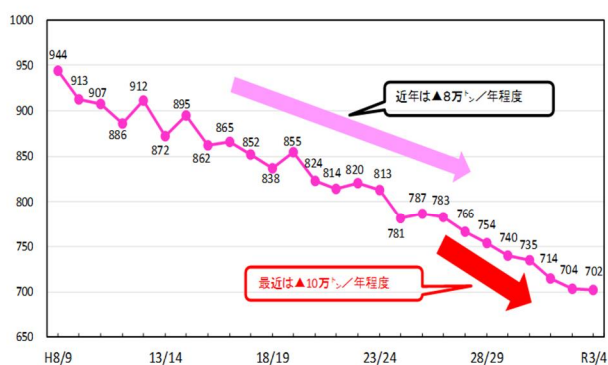
水田においては、主に水稻、麦、大豆等の土地利用型作物が生産されており、小麦についてはめん用、パン用として、大豆においても食品用として需要が高まっているものの、関東管内では小麦、大豆の作付けはともに横ばいで推移している。

一方、主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にあり、最近の人口減少等を背景に年10万トン程度に減少幅が拡大し、米の販売価格は長期的に低下傾向で推移している。

このような状況から、水田をフル活用し、主食用米から麦・大豆や輸出用米・米粉用米などの需要増が見込まれる品目への転換等、需要に応じた生産を推進する必要がある。

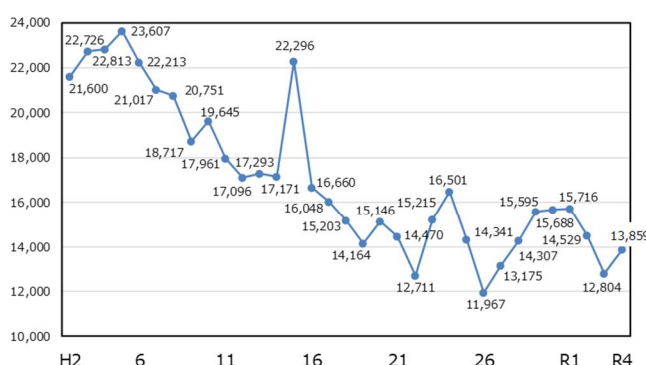
【図表 2-5-1】主食用米の需要量の推移

【主食用米の需要量の推移】



【図表 2-5-2】米の販売価格の推移

【米の販売価格の推移】



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注1：平成2～17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。
注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月まで(令和4年産は出回り～5年6月までの速報値)の相対取引価格の平均値。
注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量のウェイトで加重平均した価格である。

関東管内は大消費地を抱え、野菜等園芸作物の一大産地となっているが、近年、主として生産者の高齢化の進展により、農家数及び栽培面積は減少傾向にあり、持続的な生産を維持していくことが課題となっている。野菜については、生産面での課題に加え、食の外部化などを背景に需要が加工・業務用にシフトしており、安定供給に向けた取組が課題となっている。また、茶については、輸出を含め多様化するニーズに対応した生産への転換に向けた取組が課題となっているなど、各品目の状況に合わせた生産基盤の強化が必要となっている。

畜産については、関東管内は、全国の畜産の産出額のおおむね2割を占める畜産地域でもあり、管内の大消費地への安定供給が求められるとともに、拡大する輸出市場に向けた供給力の維持・拡大、生産基盤の強化、安定した流通のための施設整備等が重要となっている。

2 関東管内の取組状況

(1) 農業の持続性の確保に向けた生産基盤の強化

ア 需要に応じた生産の推進

消費者、実需者のニーズの変化等に対応した農産物の生産・供給体制を構築し、食料自給率を向上させるため、需要に応じた生産を推進。

(取組の概要)

麦・大豆については、輸入依存度が高く、近年の不安定な国際情勢から、国内産の安定供給に対するニーズが高まっているものの、関東管内においては、需要が減少する主食用米からの転換作物として主食用米と同じ一般品種を用いた飼料用米生産が選択されることが多くなっている。これらの状況から、麦、大豆など需要があり、定着性の高い作物への転換が課題となっており、関東管内の各県農業再生協議会・各市町村地域再生協議会、団体及び大規模生産者等（計 764 件）に対して需要に応じた生産の推進キャラバンを実施した。

事例

需要に応じた生産と経営の多角化による収益力の向上を推進

【白馬農場株式会社（長野県北安曇郡白馬村）】

「農×多種連携」の実現と経営の多角化、持続的農業の推進による収益力の向上を図る取組。

地産地商（消）により需要に応じた生産を展開するとともに、ICT、ドローンによる作業効率化と自社堆肥製造や自社燃料の利用による徹底した生産性の効率化を目指す。効率化により収益力の向上を図り、持続的な生産と地域に根ざした農業経営を目指す。

白馬農場では、米、大豆、そば、野菜などの生産・販売と6次産業化による商品開発・販売に加え、「農×かふえ」の営業から観光農園、「農×グランピング」まで、観光との連携まで手がけて経営展開している。平成16(2004)年に立ち上げた有限会社を発展させ、生産・販売部門と加工品の販売、観光農園などの取り組みを分けて業務展開しており、現在、水田66haで主食用米を生産し、「白馬そだち」ブランドで販売しているほか、転換作物として、大豆35ha、そば26ha、野菜3.2ha、果樹園（ブルーベリー）といちご園の経営を行っている。特に最近では、米以外の野菜生産にも力を入れ、需要のあるサニーレタスやイタリヤ野菜などを、地元のレストラン等へ販売しており、同農場は、「美しい白馬の自然を守り農地と環境を守ること、地産地商（消）で需要のある顔の見える生産を行うこと、消費者に信頼される安心安全な農産物を最適なコストパフォーマンスで取り組むことを理念としています。」と述べている。

また、持続可能な農業展開ため、5年前から自社での堆肥づくりをスタートさせ農場



田植の風景

で使用しているほか、もみ殻を固形燃料化し、ハウスいちごのボイラー燃料として利用している。

需要のある農産物を生産することを第一義に、米は契約販売計画により生産面積を決めつつ、大豆や野菜も契約販売量に応じて生産計画を立てることにより、マーケットインの生産に徹底している。なお、自社の直営カフェ・レストランにおいても需要を自ら創出して販売展開している。

併せて、生産コスト低減のための新たな生産技術の導入も進めており、ドローンによる農薬散布や自動水管理システムなども活用している。



もみがら固形燃料



ドローンによる農薬散布

イ 園芸の生産基盤の強化

野菜、果樹、茶等園芸作物の持続的な生産基盤強化に向け、農業者や農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化の取組、産地全体の発展を図る取組を支援。

(取組の概要)

○ 野菜

関東管内の野菜指定産地数は 253 産地(令和4年6月現在)で全国(884 産地)の約3割を占めており、野菜の一大産地となっている。指定野菜 14 品目のうち関東管内の都県で産出額(令和2年度産)が全国順位1位になっているものは、キャベツ(群馬県)、ほうれんそう(群馬県)、レタス(長野県)、はくさい(茨城県)、ねぎ(千葉県)、ピーマン(茨城県)、だいこん(千葉県)、さといも(埼玉県)で、計8品目である。

【図表 2-5-3】管内の野菜指定産地の状況等

都道府県	産地数	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	出荷数量 (t)
全国	884	154,259	6,748,339	6,199,262
関東	253	40,550	1,849,599	1,717,358
茨城	30	6,565	297,460	282,941
栃木	28	1,378	61,687	56,671
群馬	49	8,542	433,182	396,916
埼玉	20	2,344	84,792	73,750
千葉	47	7,668	345,114	322,759
神奈川	10	1,973	122,666	115,424
山梨	8	234	10,437	9,190
長野	44	9,907	425,274	394,371
静岡	17	1,939	68,987	65,336

※ 指定野菜とは、野菜生産出荷安定法に基づき政令で定められた、だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、さといも、ばれいしょ、たまねぎの 14 品目をいう。

※ 野菜指定産地とは、野菜生産出荷安定法に基づき、指定野菜の集団産地として育成していく必要があると認められる産地を農林水産大臣が都道府県知事の申出を受けて指定する。

※ 資料：関東農政局調べ

指定野菜以外でも、全国のいちごの県別収穫量上位 10 県以内に栃木県(全国1位)、静岡県、茨城県及び千葉県が入っており、この4県で全国シェアの約3割を占めている。メロンについては、収穫量全国上位 10 県以内に茨城県(全国1位)、千葉県及び静岡県が入っており、この3県で全国シェアの約3割を占めている。

一方、野菜の用途別仕向け量の推移を見ると、食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費から加工・業務用に徐々にシフトし、近年では加工・業務用が全体の過半を占めている。また、家計消費用はほぼ全量が国産だが、加工・業務用は、大口で定時・定量・定価格の供給に対応可能な輸入野菜が増加したことにより、現在の国産割合は7割程度で推移している。

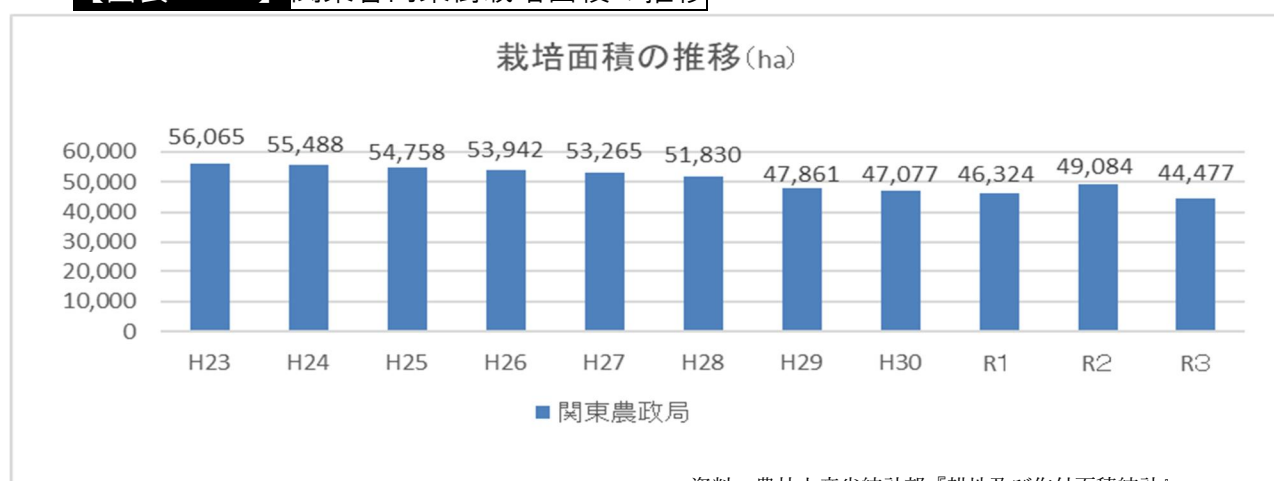
こうした状況の下、関東管内においても、加工・業務用野菜の増産や輸入シェア奪還に向けた、国産野菜への切替え推進、冷凍野菜の安定供給に向けた施設の整備等に係る取組を支援している。

このほか、野菜においても、環境負荷低減による持続的な生産へと転換していくことが求められており、産地育成のために、従来の重油加温に加えてヒートポンプなどの技術を活用し、省エネルギー化を図るハイブリッド型園芸施設、使用エネルギーの全量を電力としたオール電化型園芸施設の実証等を支援するとともに、先進的な取組等を紹介する「野菜振興セミナー」を実施した。

○ 果樹

関東管内における令和3年産の果樹の主要品目の結果樹面積は 44,477ha で、平成23年産より 10 年間で 20.7%減少している。その原因として、①収穫等作業が短期間に集中する労働集約的な構造であることから、園地の集積・集約化・規模拡大が進展していない、②担い手の減少や高齢化、後継者不足等により生産基盤がぜい弱化し、その結果、減少傾向の需要を上回って生産量が減少するという状況が主産県産地で見られる。

【図表 2-5-4】 関東管内果樹栽培面積の推移



このため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植を支援するほか、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入、新たな担い手の確保・定着に資する取組等を支援した。



りんごの新しい化栽培

○ 茶

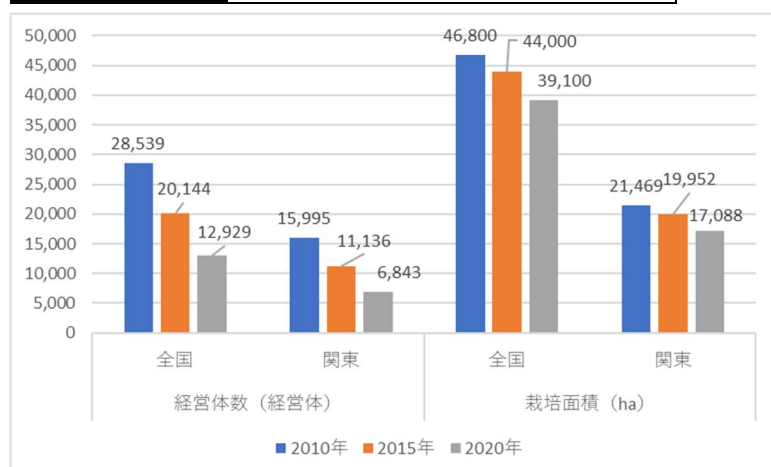
販売目的の茶の生産は全国的に減少傾向にあり、関東管内でも経営体数が、過去 10 年間で 15,995 経営体(平成 22(2010)年)から 6,843 経営体(令和2(2020)年)へと 57.2%減少している。また、作付面積についても、21,469ha(平成 22(2010)年)から 17,088ha(令和2(2020)年)へと 20.4%減少しており、それぞれ、全国よりも減少率が 2.5 ポイント、4.0 ポイント高い状況になっている。

加えて、関東管内の茶については、傾斜地での栽培が多くを占めることから、今後、高齢化や繁忙期の労働不足等による茶生産のさらなる減少や、多様化する消費者ニーズへの対応の遅れによる消費の伸び悩みに対応していくことが重要となっている。

また、緑茶の輸出額は過去 10 年において 51 億円(平成 24(2012)年)から 219 億円(令和 4(2022)年)へと4倍以上に増加しており、多様化するニーズの中でも海外需要に対応していくことはとりわけ重要な課題となっている。

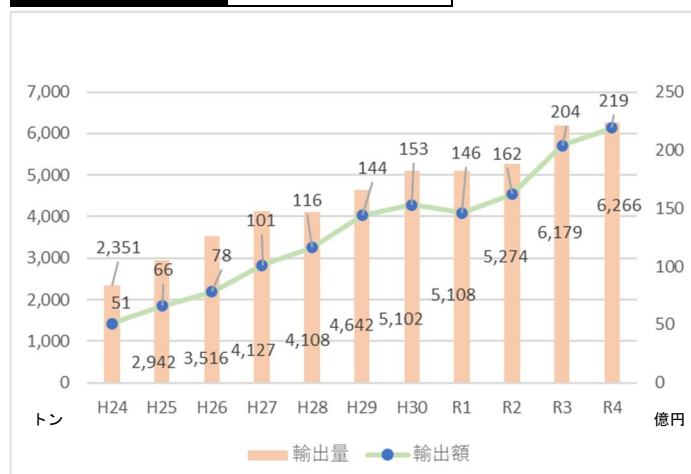
このため、輸出先国が求める有機栽培への転換等、地域の実情に応じた生産体制の強化や需要の創出等に関する取組、優良品種への改植等の取組を総合的に支援するとともに、ニーズに対応した茶栽培への転換に向け、管内生産県における課題共有等を目的とした「関東茶業の未来を考える会」を開催した。

【図表 2-5-5】 茶の経営体数と栽培面積の推移



資料：経営体数…「農林業センサス」、栽培面積…「耕地及び作付面積統計」

【図表 2-5-6】 緑茶の輸出実績



資料：財務省貿易統計

事 例

需要に応じた作物転換による高収益化の取組事例

【群馬県邑楽郡明和町】

○ 背景

近年の米価の低迷、生産者の高齢化等による収入減少の農家
気候変動により原料調達が安定しない食品加工業者

○ 取組のポイント

食品加工業者へ野菜を供給するため、水田中心の農業から野菜生産へ転換

- 近年、ライフスタイルが多様化し、少子高齢化、単身世帯の増加などの要因から、加工・業務用野菜の需要が伸びており、今後も拡大が見込まれる。
- 群馬県邑楽郡明和町では水田中心の農業が行われてきたが、平坦な水田地帯において野菜生産に転換することにより、農家収入の増加を図ることを模索。一方、食品加工業者では、全国の産地と契約してリレーで野菜を入荷していたが、近年の気候変動により新たな産地からの原料調達について模索していた。
- そこで、食品加工業者、明和町、生産者、農協、種苗会社、実需者等が連携して生産農家の募集・農地の確保・栽培技術指導等を実施。水田中心の農業から加工・業務用野菜へ転換が図られ、平成 29（2017）年度には 7ha だった野菜（キャベツ、レタス、にんじん）の面積は令和 4（2022）年度には 30ha に、出荷量も 581t から 1,926t へと増加し、加工・業務用野菜の生産が拡大した。



転換前の農地



転換後の農地

ウ GAP（農業生産工程管理）の拡大推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京大会」という）における食材の調達基準として GAP 認証等が採用され、全国で GAP の取組が拡大。農業経営体の持続的な発展のため、取組の高度化及び更なる取組経営体数の拡大を図るため、農林水産省において推進方策を策定。

（取組の概要）

1. 関東管内における GAP の民間認証取得経営体数についてみると、令和 5（2023）年 3 月末時点の ASIAGAP は 948 経営体（全国の 44.4%）、JGAP は 2090 経営体（全国の 42.7%）となっている（GLOBALG. A. P. の認証取得経営体数は非公表。）。

【図表 2-5-7】 ASIAGAP、JGAP 認証取得経営体数

	全国	関東管内
ASIAGAP の認証取得経営体数	2, 136	948 (44.4%)
JGAP 認証取得経営体数	4, 885	2, 090 (42.7%)

資料：日本 GAP 協会

農林水産省では、令和 3（2021）年に GAP に係る農業者、有識者等からなる「国際水準 GAP 推進検討会」を開催し、令和 4 年に「我が国における国際水準 GAP の推進方策」及び「国際水準 GAP ガイドライン（以下、「国際水準ガイドライン」という）」を策定した。この推進方策の中で「令和 12（2030）年までにほぼ全ての産地で国際水準 GAP を実施」することを目指すこととしている。

現在、都県で策定している都県 GAP の取組内容については、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成 22 年策定）に準拠したものとなっていることから、今後も存続させる場合は、その取組内容を国際水準ガイドラインに則して国際水準に順次、引き上げるよう調整を進めている。

令和 4（2022）年度までに国際水準ガイドラインに準拠して改訂されたものは、山梨県の「やまなし GAP（農業生産工程管理）手法導入基準（ADVANCE）」となっている。

用語の解説

「GAP」とは、Good Agricultural Practices の略で、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことで、日本では、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP の 3 種類が普及している。このうち、食品安全、環境保全、労働安全の 3 分野の取組に、国際的にも一般的となっている人権保護及び農場経営管理の分野の取組を加えた GAP を国際水準 GAP といい、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP がこれに該当する。

表彰

『5S』と『2M』から始まる世界基準の農業を実践 茨城県立真壁高等学校（茨城県桜川市）

認証取得による海外輸出を実践したことで、グローバル化に対応した農業教育の実践事例として GAP の普及促進に貢献。令和4（2022）年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール関東農政局長賞を受賞。

平成29（2017）年から取組を開始し、令和3（2021）年の東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、同校は農業の技術力と農産物の質の高さを世界に発信できる機会と捉え、令和元年度にブドウでGLOBAL G. A. P. 認証を取得した。また、国際感覚豊かな起業家精神の醸成、さらに世界を意識した農業経営者の育成のためには『輸出』が重要であると考え、令和3（2021）年度にイチゴも新規認証を取得し、ブドウをマレーシアへ（令和4（2022）年10月）、イチゴを台湾へ（令和5（2023）年2月）それぞれ輸出し、複数のメディアから取り上げられ、認証を活用した新たな活動として注目されている。



整然と整理された農機具類「見える化」

GAPの取組の基本方針である『5S』“整理・整頓”“清掃・清潔”、躰（習慣）による効率化と持続性の確保。『2M』“見える化”と“マニュアル化”による安全・安心で持続的な生産と供給している。

「見える化」の取組は、農場内での注意喚起事項や危険箇所、各施設の名称や使用方法などを明確化し、透明性のある農場を運営している。

「マニュアル化」の取組は、誰でも理解し、実践できるように作業の手順書やルールをマニュアル化し、それらを生産関連施設に設置している。

その他、GLOBAL G. A. P. 認証取得を目指す教育機関への指導・助言を実施し、農場で小・中学生に農業体験の機会を提供し、農業の魅力を発信している。また、関東農政局のBUZZMAFF「ホップ・ステップ・GAP！de GOOD！」が、同校を取材し、その取組を発信した。



※BUZZMAFF「ホップ・ステップ・GAP！de GOOD！」
<https://www.youtube.com/watch?v=xSo6oN9I8Gc>

※茨城県立真壁高校のHPは、こちらをご覧ください。
<https://www.makabe-h.ibk.ed.jp/>



（農林水産省）



（真壁高校）

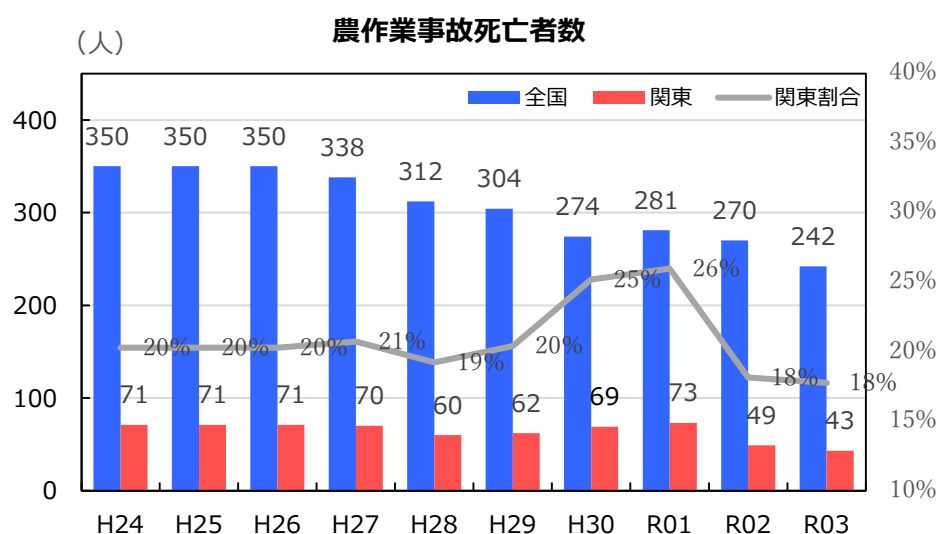
エ 農作業安全の推進

農作業安全対策として年2回、全国の行政機関、農機販売店、生産者団体等関係機関の協力を得て「農作業安全確認運動」を実施。

(取組の概要)

農業では、近年、全国で年間300人前後の作業中の死亡事故が発生し、うち関東管内では毎年50人前後の死亡事故が発生している。農業就業人口の減少が続く中で、国民への安定的な食料供給を担う農業の現場における農作業安全対策の徹底は喫緊の課題である。

【図表 2-5-8】 農作業事故死亡者数の推移



このような中、農林水産省では、農作業が集中する毎年春（3～5月）と秋（9～10月）の年2回、全国の行政機関、農機販売店、生産者団体等関係機関の協力を得て「農作業安全確認運動」を実施している。令和4（2022）年秋の運動では、「しめよう！シートベルト」を重点推進テーマに掲げ、シートベルトの着用の有無が事故の際の死亡率に大きく影響しているという新たな知見を踏まえ、改めて、シートベルトの着用徹底を促すポスターとステッカーを作成の上、全国に配布し、啓発活動を行った。関東農政局でもホームページ等を通じ、農作業安全に関する情報を随時発信している。



※詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/sizai/annzenntopicsback.html>（関東農政局）

【図表 2-5-9】 シートベルト着用促進啓発ポスターとステッカー

令和4年度農作業安全ポスター

全国約2万枚配布



令和4年ステッカー（仕事猫とのコラボ）

全国約50万枚配布



また、農林水産省では、シートベルト装着の効果等について、行政機関、生産者団体、農業機械の製造・販売業者等が開催する「農作業安全に関する研修」に加え、地域の実情に応じて農業者等が参加する会議、集会等においても、農業者等に向けた周知の徹底を図ることとした。

関東管内でも研修や会議、集会などの機会を捉えて、計561回、約1万8千人を対象に周知が行われた。

(2) 畜産・酪農の生産基盤の強化

関東管内をはじめとする消費地への畜産物の安定供給や拡大する輸出市場への対応を図るため、補助事業等各種支援策を活用した取組の推進等により、生産や流通の基盤を強化。

(取組の概要)

関東管内は、全国の畜産の産出額のおおむね2割を占める畜産地域であり、良質なタンパク源である畜産物の管内の大消費地への安定供給が求められるとともに、拡大する輸出市場への対応を万全なものとするため、既存の輸出産地へのサポートのほか、新たな輸出産地の創出による供給力の維持・拡大を図っていく必要があるなど、その持続的かつ安定的な生産・流通を確保していくことが重要である。

このため、補助事業等各種支援策を活用した取組の推進、先行事例に係る情報の発信等を通じ、

- ① 家畜・家きんの飼養頭羽数の維持・拡大に対しては、経営規模の拡大を通じた収益性の向上、繁殖肥育一貫化や多角化による経営の安定、スマート農業技術を活用した飼養管理の効率化や労働時間の短縮、家畜排せつ物の適正管理・有効活用や温室効果ガスの排出削減による環境負荷の軽減

(畜産クラスター事業のうち施設整備事業※1による支援取組主体数：13主体(令和4(2022)年度))

- ※1 畜産クラスター計画を策定した地域に対し、収益性向上など、生産基盤の維持・強化に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援。

- ② 国産飼料基盤に立脚した生産への転換に対しては、飼料生産基盤の整備等による作付の拡大・収量の増加、コントラクター等飼料生産組織の育成・強化、関東地域飼料増産行動会議の取組を通じた情報の横展開

(畜産公共事業※2による支援地区数：5地区(同上))

- ※2 飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を支援。

- ③ 畜産物の円滑な流通に対しては、食肉処理施設の再編等を通じた流通合理化や衛生水準の向上等条件整備による輸出拡大

(食肉流通構造高度化・輸出拡大推進事業※3による支援箇所数：1箇所(同上))

- ※3 畜産物の輸出拡大を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者で組織するコンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編等を支援。

等を図り、畜産・酪農の生産基盤の強化を進めている。

事例

人工授精から肥育出荷までの完全一貫経営 【牧舎みねむら（長野県東御市）】

〈取組主体について〉

- ・ 代表者：峯村 誠太郎
- ・ 飼養頭数：260 頭
（繁殖雌牛 85 頭、育成・肥育牛 175 頭）
- ・ 飼料作物作付面積：牧草 5 ha
- ・ 雇用者数：家族 3 名、パート 3 名



自家産黒毛和牛肉加工品

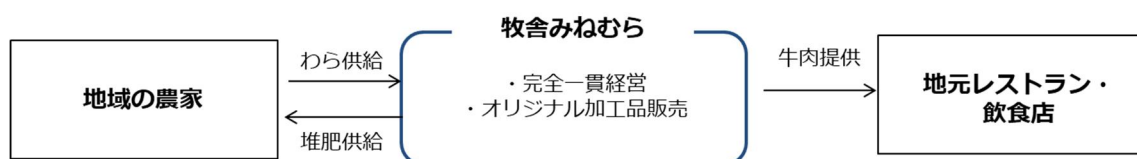
〈取組について〉

○ 概要

- ・ 人工授精から肥育出荷まで完全一貫経営を行っており、飼養管理の技術向上を図りつつ、自ら生産した牛肉から製造された加工品を販売。
- ・ 信州プレミアム牛肉を生産。自家産黒毛和牛肉を 100% 使用した、オリジナル加工品（ビーフジャーキー、ハンバーグ等）も販売。
- ・ 堆肥は、副資材に籾殻を使用し、仕切りのない作業効率の良い堆肥舎で堆肥を生産。生産された堆肥は、地域の水稻や高原野菜に利用。堆肥の品質管理のため 1 ～ 2 年に 1 回分析機関に生成分析を依頼。
- ・ 稲わらは堆肥との交換と購入により 1 年分を周辺地域から確保。
- ・ 地域の活性化を図るため、近隣の若手農家とも積極的に連携し、循環型農業を推進。
- ・ 平成 28（2016）年に農場 HACCP 認証を取得。
認証を取得するまでの 3 年間、家畜保健衛生所・地方事務所（現 農業農村センター）・管理獣医師・JA・飼料会社による「HACCP チーム」を結成し、飼料の原材料から備品管理、牛の出生から出荷までの全工程の危害要因を明文化するなど農場 HACCP 認証の取得を支援。

○ 今後の課題

- ・ 配合飼料価格の高騰など、社会情勢の変動に大きく左右されない、持続可能な経営の確立。
- ・ 和牛を次世代へ繋ぐための人材確保。
- ・ 6 次産業を生かしたショップの出店など。



(3) 経営所得安定対策の着実な実施

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（以下「ゲタ対策」という。）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（以下「ナラシ対策」という。）のほか、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を措置。

（取組の概要）

令和4（2022）年度の関東管内の申請件数は、ゲタ対策が5,538件、ナラシ対策が7,990件、水田活用の直接支払交付金が4万7,102件で、それぞれ全国の13%～16%を占めている。支払金額は、ゲタ対策が143億円、ナラシ対策が44.6億円、水田活用の直接支払交付金が628億円となった。関東管内の令和3（2021）年度のナラシ対策補てん額は、米価下落の影響により59.5億円となった。

【図表 2-5-10】 申請状況（令和4（2022）年度）

単位：件

対策別	全 国	関東管内	管内シェア
ゲタ対策申請件数	41,152	5,538	13.5%
ナラシ対策加入件数	59,815	7,990	13.4%
水田活用の直接支払交付金申請件数	301,621	47,102	15.6%

【図表 2-5-11】 支払実績（令和3（2021）年度）

単位：億円

対策別	全 国	関東管内	管内シェア
ゲタ対策支払金額	2,263.0	143.0	6.3%
ナラシ対策補てん総額	397.3	59.5	15.0%
水田活用の直接支払交付金支払金額	3,280.0	628.0	19.1%

（注）ナラシ対策補てん総額は、国費と農業者拠出の合計のため、ナラシ対策交付金は補てん総額の内数。（関東管内は、補てん総額59.5億円、交付金44.6億円）

資料：農林水産省

※ 経営所得安定対策の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/ninaite/keiei_antei/index.html（関東農政局）



第6節 スマート農業、eMAFF 等によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

1 現状の課題と政策の方向

農業者の労働力不足（関東管内の基幹的農業従事者数※：平成 12（2000）年 64.2 万人→令和 4（2022）年 33.0 万人）や高齢化（関東管内の基幹的農業従事者のうち、65 歳以上の割合※：平成 12（2000）年 51.4%→令和 4（2022）年 70.7%）の進展に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にすることを目指し、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する新たな農業への変革を実現していくことが必要となっている。

※農業構造動態調査（農林水産省統計部）より

2 関東管内の取組状況

（1）スマート農業の実装に向けた取組を推進

近年、作業の自動化（ロボット技術）、位置情報と連動した作業データのデジタル化・共有化、センシングデータの活用等先端技術を活用した「スマート農業」が進展。

農林水産省においては、令和元（2019）年より、先端技術を活用し、社会実装に向けたスマート農業実証プロジェクト等を実施。また、令和 3（2021）年 5 月に策定した「みどりの食料システム戦略」の具体的取組のうち、「イノベーション等による持続的生産体制の構築」として「スマート農業」を推進。

（取組の概要）

関東管内では、39 地区でスマート農業実証プロジェクトに取り組まれており、関東農政局ホームページのスマート農業サイトにおいて、その取組概要や成果について都県別・営農類型別に整理し紹介している。

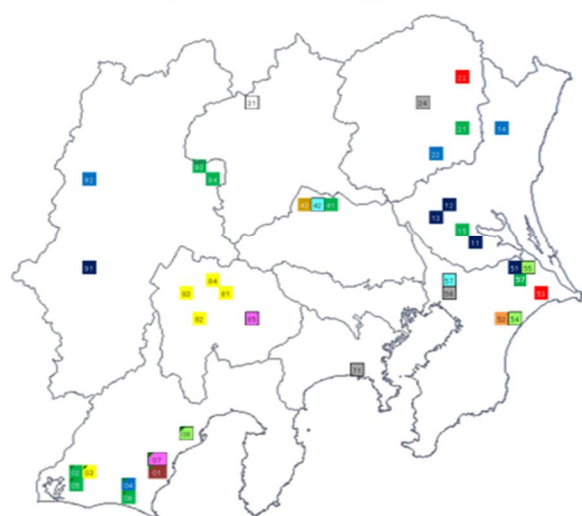
令和 4（2022）年 11 月 22 日に「スマート農業推進フォーラム 2022 in 関東～みどりの食料システム戦略の実現に資するスマート農業技術～」をオンライン形式により開催した。

ファーストステージとして、みどりの食料システム戦略の実現に向けて有用と考えられる技術や取り組みについて、現場の事例や、実証期間を終えた令和 2

（2020）年度採択課題を選定し、紹介した。セカンドステージとしては、みどりの食料システム戦略の実現に向け有用な技術を有するメーカーが、オンラインでマッチングや技術相談を受ける「スマート農業技術マッチング」も同日に開催した。本イベントには関東地域だけでなく、北海道から沖縄まで約 300 名の参加があった。参加者からは、「農作業の自動化だけでなく、農業そのもののやり方を変えていくことが必要。環境の変化に惑わされない農業を、ICT を活用して実現していきたい。」などの意見が寄せられた。

【図表 2-6-1】 関東管内のスマート農業実証プロジェクト採択地区(令和5(2023)年2月)

関東農政局管内
スマート農業実証プロジェクト実証地マップ



(凡例)

- 水田作
- 畑作
- 露地野菜
- 施設園芸
- 果樹
- 茶
- 畜産
- 5G
- 輸出
- 新サービス
- スマート商流
- リモート化
- 強靱な地域農業

採択数一覧

実証テーマ	R元	R2	R2補正	R3	R4	計
水田作	4	1				5
畑作		1			1	2
露地野菜	2	2	4			8
施設園芸	2	2				4
果樹	2	1	1			4
茶	1					1
畜産	1	1				2
5G		1		1		2
輸出				2		2
新サービス				2		2
スマート商流				3		3
リモート化				3		3
強靱な地域農業				1		1
計	12	9	5	12	1	39

(参考)

※「スマート農業推進フォーラム 2022 in 関東～スマート農業とみどりの食料システム戦略の推進に向けて～」(講演アーカイブ)

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/smart/arcive.html> (関東農政局)



※「スマート農業技術マッチング on the Web」

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/smart/matching.html> (関東農政局)



(2) スマート農業に対応した基盤整備を推進

担い手の減少・高齢化の進行等による労働力不足の解消や生産性の向上等による生産基盤の維持・強化を図るため、今後は、自動走行農機などの先端技術の導入・利用を促進することが不可欠であり、これら技術に対応した基盤整備を推進することが重要。

自動走行農機が走行し易い区画規模や形状を考慮した農地の大区画化、耕区間移動通路やターン農道等の設置、水路の地下埋設化等の基盤整備を推進。

(取組の概要)

関東管内では、水田の畦畔を除去するだけの簡易な基盤整備によりほ場を大区画化し、スマート農業を導入して、水稻経営面積 100ha を目指す担い手の経営規模を拡大する取組を支援する県もあり、今後、他の地域への横展開が期待される。

事例

農地耕作条件改善事業等を活用した区画拡大・スマート農業の導入等による経営規模拡大の取組【(株) K ファーム NAITO 茨城県河内町】

(株) K ファーム NAITO (代表取締役：内藤貴通氏) は茨城県の「茨城モデル水稻メガファーム育成事業」や「農地耕作条件改善事業」等を活用し、ほ場の区画拡大やスマート農業を導入して、経営規模を 100ha 以上に拡大。

今後の国内外の食料需給を見据えた輸出にも挑戦する戦略的な経営に転換。

○ 現状と取組のポイント

■ 各種事業を活用した経営規模拡大とスマート農業の実装

(株) K ファーム NAITO は、本地域の 30a 区画の、区画拡大 (畦畔除去) や農地の集積・集約と併せ、スマート農業の導入等による営農効率の向上を図り、100ha 以上規模の経営体 (水稻メガファーム) に成長。

■ 収入の増加や輸出への挑戦

農地集積・集約と併せた区画拡大等により、営農効率が向上し、経営規模拡大による収入が増加。また安定的な販路の確保を目指し、輸出を開始。

○ 基盤整備事業の内容

位置：茨城県 河内町

推進エリア面積：344 ha

主要作物：水稻

事業名：農地耕作条件改善事業

主要工事：区画拡大工 (畦畔除去)

工期：令和元年度～令和3年度

茨城県河内町



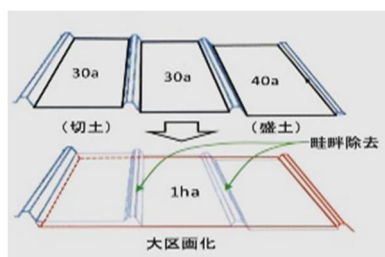
▲整備後の状況

○ 取組の詳細

簡易な整備でほ場を大区画化し担い手に農地を集積・集約。

農地耕作条件改善事業を活用し、集積した農地を可能な限り区画拡大した結果、概ね 1 ha の大区画化ほ場が約 12ha 整備され、営農効率の向上が図られた。

また、農地集積・集約を進めたことにより経営面積が 59ha 増加し、令和3 (2021) 年度に経営面積 101ha を達成、水稻メガファームに成長。



大区画化のイメージ



事業実施前 (令和元年)



事業実施後 (令和3年)

■スマート農業の導入

ほ場の大区画化、集積・集約化による経営規模の急拡大に対応するため、GPS 搭載トラクター・田植機に自動化技術やドローンによる薬剤散布技術を導入し、労働力不足を解消。※2020 スマート農業加速化実証プロジェクトに参画。



GPS 搭載レーザーレベラー活用



自動運転田植機

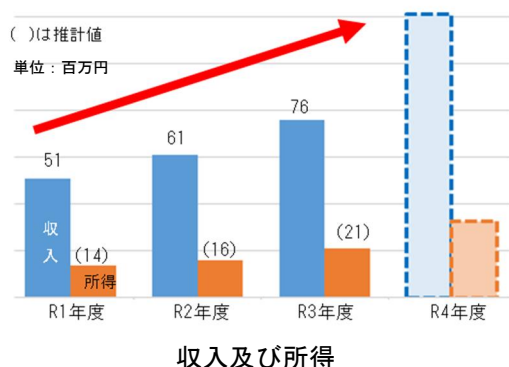


ドローンによる防除

○ 取組の成果

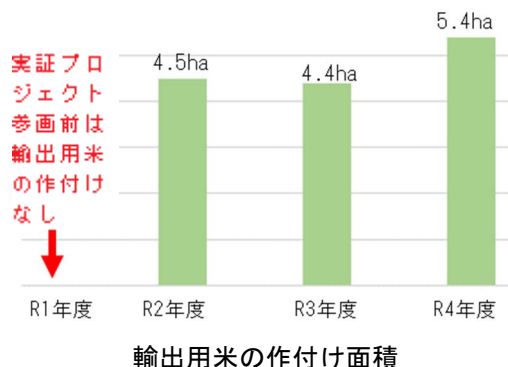
■収入及び所得が増加

ほ場の区画拡大、集積・集約化、スマート農業の導入等により営農効率が向上し、収入及び所得が増加。



■輸出への挑戦

経営規模拡大を契機に、今後の国内外の米需給の動向を見据えて、安定的な販路の確保を目指し、輸出の取組を開始。



👉 (株)K ファーム NAITO のコメント

各種事業を活用したことにより、ほ場の大区画化、集積・集約、スマート農業の導入による経営規模の拡大をスピード感をもって実施できたと思います。

生産管理の面においては、ICT 技術を導入し、ほ場管理システムと収量コンバインを連携させて、ほ場ごとの管理を実施したことで、従業員全員が各ほ場の作業の進捗をスマートフォンで情報共有できるようになり、さらに、ASIAGAP 認証を取得し、従業員との話し合いを重ねて、作業の記録や管理の方法などの定着に取り組み、作業工程管理が見える化して、従業員が情報共有できるようにしたことで、一連の作業を効率化することができました。

今後も、農地の集約化、ICT 化による作業の効率化を図りつつ、地域の農業の担い手として、耕作放棄地化を防ぎ、持続可能な農業を実現していきたいと思います。

※自動走行農機等に対応した農地整備に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/tyotei/kizyun/attach/tebiki.html>



(農林水産省)

(3) eMAFF 等によるデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進

政府は行政手続のオンライン利用を原則化するなど、デジタル・ガバメントの取組を推進。農林水産省では、申請者の利便性向上を目指し、所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システム（農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF））を構築。

(取組の概要)

農林水産省では、令和5（2023）年3月末時点で約3,300の手続きのオンライン化を完了しており、関東農政局各部が直接受け付ける事業や届出については、eMAFFによるオンライン申請が可能となっている。他方、自治体を通じて行う補助事業について申請可能な市町村は令和5（2023）年3月末時点で約6割となっている。

また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地関連業務の効率化・省力化を図るため「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF 地図)」を開発。令和4（2022）年4月からは、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報の紐づけ作業を順次進めるとともに、農地利用状況等の現地確認アプリの運用を開始している。

引き続き、関東管内の各自治体における eMAFF の導入拡大を進めるとともに、農業者をはじめとする申請者の eMAFF の利用促進に取り組んでいく。

事 例

eMAFF地図現地確認アプリによる業務効率化 【山梨県（笛吹市）】

○ 利用状況

農業推進委員38名全員が、現地確認用アプリを利用。農地利用状況調査をアプリで実施。

Android10台、iPad10台の計20台利用。



○ 導入メリット

- ・ 地図等の準備及び農業委員会のサポートシステムで結果を入力する作業が不要。
- ・ アプリでは地図を拡大できることから、小さい圃場などを特定しやすくなった。
- ・ タブレットになったことでバイクに跨りながら肩掛けのタブレットで調査が可能。

狭い道にも対応できるため移動時間が大幅に短縮。

【Point】

- ・ タブレットひとつで現地確認が可能
- ・ ルート検索で迷いなく現地確認
- ・ 目の前の農地を一目で特定
- ・ 写真やメモの整理が不要

○ 今後の課題

人員が入れ替わった際の操作方法の習得

※農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emmaff.html>（農林水産省）



第7節 食の安全と消費者の信頼確保

1 現状の課題と政策の方向

国民生活の安定を図るためには、食の安全や信頼性の確保が大前提となる。

このため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の表示の適正化、食育の推進にかかる施策を講じている。

2 関東管内の取組状況

(1) 消費・安全対策

ア 食品の安全等に関するコミュニケーションの推進

食の安全等に対する信頼確保等を図るため、消費者に分かりやすい情報の提供と意見交換を実施。

科学的根拠に基づき、食品の生産から消費までの各段階において汚染の防止・低減を図るため、有害化学物質及び有害微生物による農畜水産物・加工食品の汚染実態調査とこれら調査を踏まえた汚染防止・低減措置の策定・検証を行うとともに、これら措置を関係者へ普及。

疑義情報に基づき、各流通段階における業者等への立入検査等を実施し、不適正な表示を確認した場合には、改善のための指示・公表するなど、食品表示の適正化を推進。

(取組の概要)

○ 消費者等とのコミュニケーションの取組

関東管内では、食の安全等に対する消費者の信頼確保や相互理解を深めるとともに、みどりの食料システム戦略の幅広い理解を浸透するため、消費者団体等との意見交換会を開催している。

令和4(2022)年度は、静岡県、群馬県、千葉県、山梨県において、消費者団体から要望があっ



消費者団体との意見交換会を開催

たテーマ、「健やかな食生活を考える～食中毒の予防について～」、「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」、「ゲノム編集技術等の農林水産業分野への応用」及び「みどりの食料システム戦略」について情報提供するとともに、意見交換を開催した。

このほか、消費者団体や公的機関が開催する学習会において、消費者の関心が高いテーマについて情報提供や周知を実施した。

消費者への情報発信の取組として、「消費者の部屋」（さいたま新都心合同庁舎2号館1階）において、食生活に関する情報や農林水産省の取組に関するパネル等を展示するとともに、コロナ禍でも広く情報を発信するため、関東農政局のホームページに「オンライン消費者の部屋」を開設し、展示しているパネルを閲覧できるようにした（関東農政局HP「消費者の部屋」へのアクセス数年間2,314件）。



農林水産省施策の情報発信を行うため「移動消費者の部屋」を開催

また、幅広く一般の消費者に情報発信するため、管内の道の駅やイベント会場等において「移動消費者の部屋」を9回開催した。さらに、さいたま新都心合同庁舎2号館及び埼玉県男女共同参画推進センター交流サロンにおいて、季節に応じたテーマの期間展示による情報提供を15回実施した。

※ 食品の安全確保と消費者の信頼確保の取組に関する施策情報は、こちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/index.html（関東農政局）



○リスク管理の推進に関する取組

関東管内における病害虫の発生として、サツマイモ基腐病、アリモドキゾウムシ、テンサイシストセンチュウ、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）等が確認されているが、一方で有害微生物等による食中毒の発生はみられなかった。

このような中、令和4年度におけるリスク管理の取組として、農作物の安定生産のため、テンサイシストセンチュウやスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）等の農作物に被害を与える病害虫の適切な防除への指導や普通肥料や飼料の安全性を確保するための調査を実施した。

また、国産米中のヒ素や麦類のカビ毒等の含有実態調査や農薬の適正使用を推進し、安全な農産物の生産に資するため、農薬の使用状況及び残留状況等の調査を実施した。さらには、ペットフード等の安全性を確保するための調査を実施した。

また、茨城県（5年1月）、埼玉県（4年10月、5年1月）及び東京都（4年10月）においては、農薬の安全かつ適正な使用のための研修会を開催し、農薬販売者、防除業者や農薬管理指導士（ゴルフ場における農薬使用管理責任者）に対し、農薬取締法についての重要事項や住宅地等における農薬使用を内容とする講義を実施するとともに、農薬の適正使用について周知徹底を図った。



農薬管理指導士を集めた研修会

○有害微生物等による食中毒を減らすための取組

農林水産省は、有害微生物による食中毒を減らすため、食中毒発生に関係する情報を継続的に収集し、農産物（食品）の生産（製造）から消費にわたるまでの食中毒菌の汚染状況や農産物（食品）の生産（製造）方法等の実態を知るため、既存の情報が無い場合には調査・研究を行うことにより、科学データや関連情報を入手している。

※ 有害微生物等の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_microbio.html

（農林水産省）



○優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質について

農林水産省は、科学に基づいた食品安全行政の推進のため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を作成し、この標準手順書に記述された標準的な作業手順（危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、優先度の検討、リスク評価の諮問、施策の検討・決定にあたり考慮すべき事項等）に従ってリスク管理を行っている。

※ 有害化学物質等の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem.html

（農林水産省）



○農薬の使用状況及び残留状況調査

農林水産省では、農薬の適正使用を推進し、安全な農産物の生産に資すること等を目的として、農家における農薬の使用状況及び生産段階における農産物中の農薬の残留状況について調査を実施している。（令和３年度には、全国で４７８戸の農家に対して調査を実施。）

関東農政局では、関係団体への調査協力依頼、調査対象となる農家の選定、調査結果の通知等を行っている。

※ 農薬の使用状況及び残留状況調査の結果は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor.html（農林水産省）



○病害虫の防除に関する情報

適時かつ適切な病害虫・雑草の防除は、農作物への損害の発生を抑えるだけでなく、周辺ほ場へのまん延及び農作物への損害の波及を抑え、地域の農業生産の安定や持続的な発展を支え、我が国の食料安定供給の確保を図るものとして重要である。

各都道府県や地域での病害虫・雑草防除が適切に実施されるよう、関係機関と連携して、総合防除の推進、発生予察事業による病害虫の発生予測、農薬等の空中散布に係る安全対策の指導等を実施している。

※ 病害虫の防除に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>（農林水産省）



○肥料の品質の確保等に関する法律に基づく立入検査

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、肥料の品質及び安全性等を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 30 条第 1 項及び第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、肥料の生産業者等に対する立入検査等を実施している。（令和 3 年度は 249 か所で立入検査等を実施。）

関東農政局では、管内において、登録済みの普通肥料を配合した肥料等をいう「指定混合肥料」の生産業者等に対し立入検査を実施している。

※ 普通肥料の検査結果は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/kensa_kekka/kakutuki.html
（農林水産省）



○飼料の安全関係

農林水産省では、国内で生産される、あるいは海外から輸入される飼料の安全性を確保するため、科学的知見に基づき、飼料中の有害物質に対する基準・規格の設定や飼料の製造・輸入・販売・使用の各段階における検査を行っている。

関東農政局では海外から輸入される飼料の安全性を確保するため、港湾サイロへ立入検査及び飼料の収去を行っている。

※ 飼料安全法に関する情報は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>
（農林水産省）



○ペットフード安全法関係

愛がん動物用飼料の安全確保を図るため、平成 21 年 6 月 1 日から、農林水産省と環境省の共管で「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）が施行された。

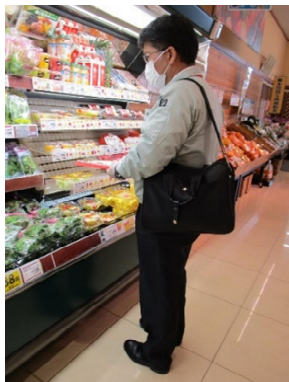
愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与している。

※ ペットフード安全法に関する情報は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>
（農林水産省）



○表示の適正化等に関する取組



巡回点検調査の様子

食品表示の適正化のため、食品関連事業者等に対する食品表示制度の遵守状況の調査、食品表示偽装等の情報受付、牛トレサビリティ制度の遵守状況の調査等を行い、監視・指導を実施した。

また、米穀等の適正かつ円滑な流通の確保のため、米穀事業者等に対する米トレサビリティ制度及び水産流通適正化制度の遵守状況の調査並びに米穀の生産者及び出荷販売事業者に対し、用途限定米穀の主食用への横流しや米穀の産地偽装等の調査を行い、監視・指導を実施した。

指導等件数（令和４年度）

食品表示法・・・指示：全国 13 件（うち関東 2 件）、指導：全国 158 件（うち関東 34 件）

違反内容：原材料名、原産地、原料原産地名、名称等の誤表示・不表示

米トレサ法・・・指導：全国 16 件（うち関東 4 件）

違反内容：米穀の取引記録の未作成、米穀・米加工品の原料米穀の産地情報の誤伝達・未伝達

牛トレサ法・・・指導：全国 102 件（うち関東 33 件）

違反内容：個体識別番号の誤表示・不表示、個体識別番号の帳簿への誤記録・未記録

JAS 法・・・指導：全国 29 件（うち関東 11 件）

違反内容：不適切な「有機」等の表示、輸入品に不適切な「有機」等の表示

農産物検査法・・・登録検査機関の改善命令及び業務停止命令：全国 1 件（うち関東 1 件）

食糧法及び水産流通適正化法に係る指導等はありませんでした。

※ 違反に関する指導件数等の詳しい内容については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kanshitoppage.html#jisseki>（農林水産省）



※ 米トレサビリティ制度の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/index.html>（農林水産省）



イ 豚熱（CSF）、高病原性鳥インフルエンザへの対応

関東管内での豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生に備えた体制を整備。

これら伝染病が、発生した場合は、対策本部を設置し、まん延防止のために必要な防疫活動等の支援を行うとともに、関係畜産物の生産、流通及び消費に混乱が生じないように取組を実施。

（取組の概要）

関係者の非常連絡網を作成するとともに、防疫活動の支援のために派遣する職員の事前登録リストを作成し、発生時に備えた体制を整備している。

関東管内で特定家畜伝染病が発生した際には、局長を本部長とした対策本部を設置し、関係機関との連絡調整及び情報収集、派遣要請に備えた防疫作業従事者の派遣準備、生産者・消費者・流通業者等への正確な情報の提供、相談窓口の設置等の方針を確認し対応している。

○ 豚熱（CSF）の発生状況

養豚農場等における豚熱については、令和4（2022）年度において、4都県9事例の発生が確認された。これらは全て関東管内であり、飼養頭数約7.5万頭が殺処分の対象となった。

関東管内で発生した際には、対策本部を開催（9回）し対応方針を確認した上で、県庁等へ連絡員を派遣しての連絡調整及び情報収集、疫学調査チームの活動支援等を実施した。また、発生県からの要請を受け防疫作業従事者として職員を派遣した（1事例）。

※ 発生状況の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/domestic.html>（農林水産省）



○ 高病原性鳥インフルエンザの発生状況

家きん農場における高病原性鳥インフルエンザについては、令和4（2022）年10月28日にシーズン初の発生が確認されて以降、26道県84事例の発生が確認されており、約1,771万羽が殺処分の対象となった。

このうち関東管内では、4県19事例の発生が確認され、約599万羽が殺処分の対象となった。

関東管内で発生した際には、対策本部を開催（19回）し対応方針を確認した上で、県庁等へ連絡員を派遣しての連絡調整及び情報収集、疫学調査チームの活動支援等を実施した。また、発生県からの要請を受け防疫作業従事者として職員を派遣した（6事例）。

※ 発生状況の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/220929.html#2>（農林水産省）



(2) 食育の推進と食文化の保護・継承

地方自治体、企業、教育機関、学生団体、生産者等の食育実践者と連携し、食育や国産農産物消費拡大の推進に係る取組を実施。また食育の推進に向け、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ウェブを活用した交流会、食育体験の実施及び食育コンテンツを開発。

ア 令和4（2022）年度食育月間セミナーを開催

令和4（2022）年6月30日に深谷テラス ヤサイな仲間たちファーム（埼玉県深谷市）において、「環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進に向けて」をテーマに「食育月間セミナー」をオンライン及び対面形式のハイブリッド開催（参加者：156名）し、食育の情報発信を行った。



食育実践者による先進事例の紹介やパネルディスカッション等を行い、「第4次食育推進基本計画」に関する施策の周知及び普及啓発を行った。

セミナーでは、「マヨネーズの製造過程で発生する卵殻を廃棄することなく、土壌改良や肥料に活用する取組」、「選食力を身につけ、規格外の野菜でも栄養素等に差異はないことから、店舗での販売、消費者の購買による食品ロス削減の企画」、「東松山市（埼玉県）周辺の直売所で売れ残った農産物を、東武東上線森林公園駅から電車で池袋駅まで輸送し、駅構内にて消費者に販売する『TABETE レスキュー直売所』を開設」の3つの事例発表が行われた。

（イベント概要）



<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/movie/event/2022kanto.html>（関東農政局）

イ 令和4（2022）年度 食育実践者と連携したオンライン食育体験の実施

令和4（2022）年12月3日に関東食育推進ネットワーク会員のコープデリ商品検査センター（埼玉県さいたま市）において、「にぼしを解剖しながら命について学ぼう！」を開催し、食育を推進した。

当日は、会場と92名の親子参加者とオンラインでつなぎ、「いわし」と「にぼし」の話や「だし」、「食文化の継承」、「地球環境に優しく健康的で持続可能な和食文化」についての講座、「にぼし」を解剖しながら、生き物の命をいただき、「いただきます」、「ごちそうさま」といった食に感謝することを知る体験を行った。

また、にぼしに関するクイズを行い、オンライン画面越しに参加者と質疑応答を行うなど、一体感のあるイベントとなった。



オンライン食育体験の様子

SNS「農林水産省 公式 Facebook」を活用した食育コンテンツ 「関東食育 DOUGA」「食育 15 秒動画」の展開



食育 15 秒動画 より

関東農政局は、「新たな日常」の中、食育活動が積極的に行われるよう関東農政局ホームページ内に教育ファームや食育実践者等の農林漁業体験や工場見学シーンを YouTube 動画で紹介するウェブサイト「関東食育 DOUGA（ドウガ）」を展開しており、食育実践者の活動がおうち時間で視聴でき、食育活動が楽しく取り組める情報を発信している。

また、JR さいたま新都心駅前に設置されている大型映像装置（オーロラビ

ジョン）にて放映中の食育を紹介する動画を短時間で分かりやすい CM（コマーシャル）サイズで食育の 1 テーマを取り上げる「食育 15 秒動画」として、新たに関東農政局ホームページ内でも掲載し、視聴機会の拡大、効果的な情報発信を図っている。

YouTube「食育 15 秒動画」は、おうち時間を過ごす際のお勧め動画として、管内都県の教育機関等ホームページに紹介されており、好評を得ている。

さらに上記サイトへの新規掲載時には、農林水産省 公式 Facebook へ情報を掲載し、広く活用していただけるよう広報を行っている。



農林水産省 公式 Facebook より

※ 詳しい内容は、こちらをご覧ください。

関東食育 DOUGA、食育 15 秒動画

https://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/movie/index.html（関東農政局）



YouTube を活用し国産農林水産物等の魅力を紹介

農林水産省の職員が、省公式 YouTube チャンネルで YouTuber となり、担当業務にとらわれず、その人ならではのスキルや個性を活かして、我が国の農林水産物の良さや農林水産業、農山漁村の魅力を発信するプロジェクト「BUZZ MAFF」。

「KANTO KITCHIN」（令和 3（2021）年 10 月～5（2023）年 3 月発信）

本局入省 1 年目の若手トリオが、トレンドを知り尽くし、流行の波を乗りこなしながら「旬」を発信。

初回の「マリトッツオ」は 3 万回再生を超え、マスコミに取り上げられるなど話題になった。その後も「【農水省】きもので勤務する地方局職員（23）の 1 日」、「#shorts〇〇の秋」、「新米が新米すぎる新米を食べる。」などさまざまな取組を若手ならではの感性で、ユーモラスに発信している。

「ホップ・ステップ・GAP！de GOOD！」（令和 4（2022）年 9 月～5（2023）年 3 月発信）

国際水準 G A P の認証取得農場を紹介。「そもそも G A P って何なのか？」を消費者や実需者にアピール。「地球愛で SDGs な山梨県 JA フルーツ山梨春日居支所選果場を紹介！」「リスク低減の様々な仕組みを突撃取材」「SDGs な農業高校生！」等を発信した。



※ BUZZMAFF は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/buzz_maff/index.html（関東農政局）



(3) フードバンク活動の支援（弱者救済対応）

我が国においては、年間 522 万トン（令和 2 年度推計値）の食品ロスが発生し、社会課題となっている一方で、コロナ禍や食品価格の上昇等を背景に、食品支援のニーズが高まっている。

このため、食品ロス削減のための有効な手段の一つとなっているフードバンク活動をより効果的に促進するため、フードバンク、食品関連事業者、こども食堂、地方公共団体、消費者等による情報交換会を実施。

（取組の概要）

フードバンク活動は、食品ロス削減推進法においても各ステークホルダーが支援することを位置づけている。当省としても積極的にその活動を促進することが求められている。

また、食品関連事業者の多くは、フードバンク活動を認識していないことや食品の衛生管理面での不安から食品の寄附を躊躇しているといわれている。

令和 4（2023）年度は、その活動の地域性が高い特性、これまでの情報交換会の開催経過を踏まえ、神奈川県域を中心に積極的に活動しているフードバンク活動の取組等を幅広い方々に知ってもらい、今後、フードバンク活動に多くの方々に参加していただくことを目的に「フードバンク活動促進のための情報交換会」を開催。



情報交換会の様子

開催日	令和 5（2023）年 2 月 21 日
場所	関東農政局神奈川県拠点
開催方法	対面及びオンライン（併用形式）
情報提供者	①食品関連事業者（食品製造事業者、食品小売事業者） ②フードバンク（2 団体） ③こども食堂 など
参加人数	計 96 名（対面参加 22 名、オンライン参加 74 名）

同会では、上記情報提供者の方々から、具体的なフードバンクとの取組内容、課題等について説明いただいた。食品関連事業者からは、食品ロスが発生する理由や削減方法、その削減方法の一つとしてフードバンクへの支援に取り組んでいることやフードドライブの回収方法などの実施状況等、フードバンクからは、ひとり親などの生活困窮家庭やこども食堂、高齢者施設への食料支援の状況を写真等も含めて説明があった。



仕分けの様子

（写真提供：フードバンクかながわ）

※令和 4（2022）年度フードバンク活動促進のための情報交換会の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/230428.html>（関東農政局）



第8節 競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の推進

1 現状の課題と政策の方向

(1) 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

農業者の高齢化・減少が進行していくと見込まれる中、農業を持続的に発展させるためには、平地や中山間地、多様な経営体などそれぞれの地域特性を活かしながら経営マインドや営農意欲を持った農業者が活躍できる環境を整備することにより農業を成長産業化し、農業・農村の所得向上を図っていく必要がある。

【政策の方向】

- ・ 農地中間管理機構等との連携を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備の推進
- ・ 水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理や緩傾斜化等、自動走行農機・水需要の多様化に対応可能な ICT 水管理等によるスマート農業の推進
- ・ 高収益作物に転換するための水田の畑地化・汎用化及び畑地・樹園地の高機能化を推進

(2) 農業・農村の強靱化

農業者や農村人口の高齢化・減少、自然災害の頻発化・激甚化が今後更に見込まれる中、農業・農村の振興を図るには、その前提として、農業生産や農村生活を支えるインフラの強靱性や持続性を強化する必要がある。

農村が有する多様な地域資源を保全・活用するため、ハード対策、ソフト対策及び災害復旧を組み合わせた農業・農村の防災・減災対策を適切に行う必要がある。

さらに、農業水利施設の継承を適切に図るため、老朽化した農業水利施設の戦略的な保全管理等を促進していく必要がある。

【政策の方向】

- ・ 防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事の集中的かつ計画的な推進
- ・ 農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修及び既存ダム of 洪水調節機能強化、水田の活用（田んぼダム）による流域治水の推進
- ・ ロボットや ICT 等も活用した施設の計画的かつ効率的な補修・更新等による戦略的な保全管理の徹底、施設の集約や再編、統廃合等のストック適正化、柔軟な水管理を可能とする整備等の推進

2 関東管内の取組状況

(1) 基盤整備の状況と保全管理

ア 農業水利施設等のストックの状況と取組状況

関東管内で整備された基幹的な農業水利施設（受益面積 100ha 以上）は、用水路・排水路が約 1 万 km、頭首工・用排水機場などの点施設が約 1,600 箇所であり、その資産価値は約 3 兆円。

関東管内の農業水利施設は、老朽化が年々進行し、用排水機場で約 8 割、基幹的水路で約 6 割が耐用年数を超過。

全国割合と比較して耐用年数超過した施設の割合が高く、老朽化対策が急務。

（取組の概要）

令和 5（2023）年度、管内 13 の国営地区において、基幹水利施設の老朽化対策や耐震化対策を実施しており、関連事業と連携して、これら対策を実施することにより農業用水を安定かつ持続的に供給し、農業経営の安定化を図り、食料供給力の維持・向上を推進している。

【図表 2-8-1】 農業水利施設等ストックと資産価値（全国及び関東管内）

施設区分	全 国		関 東 管 内	
	資産価値		資産価値	
農業用排水路	約40万km (地球10周分)		約7万km	
うち基幹的施設	約5万km	約20兆円	約1万km	約3兆円
ダム・取水口・揚水機場等	約7千7百か所		約1千6百か所	

【図表 2-8-2】 耐用年数の超過状況（全国及び関東管内）

基幹的農業水利施設 施設区分	全国(施設数・延長)			関東管内(施設数・延長)		
		うち耐用年数 超過	割合		うち耐用年数 超過	割合
基幹的施設(箇所)	7,700	4,324	56%	1,682	1,116	66%
貯水池	1,295	131	10%	162	18	11%
取水堰	1,962	810	41%	389	203	52%
用排水機場	3,002	2,323	77%	677	532	79%
水門等	1,138	826	73%	397	324	82%
管理施設	303	234	77%	57	39	68%
基幹的水路(km)	51,831	23,206	45%	10,014	5,600	56%

資料：農業基盤情報基礎調査（令和 3（2021）年 3 月時点）を用いて試算

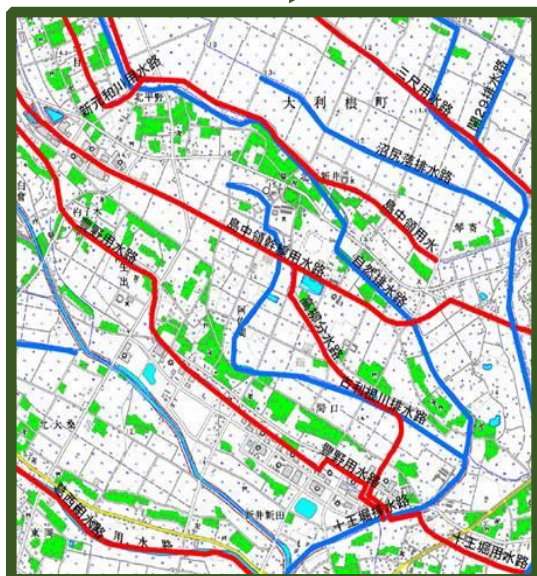
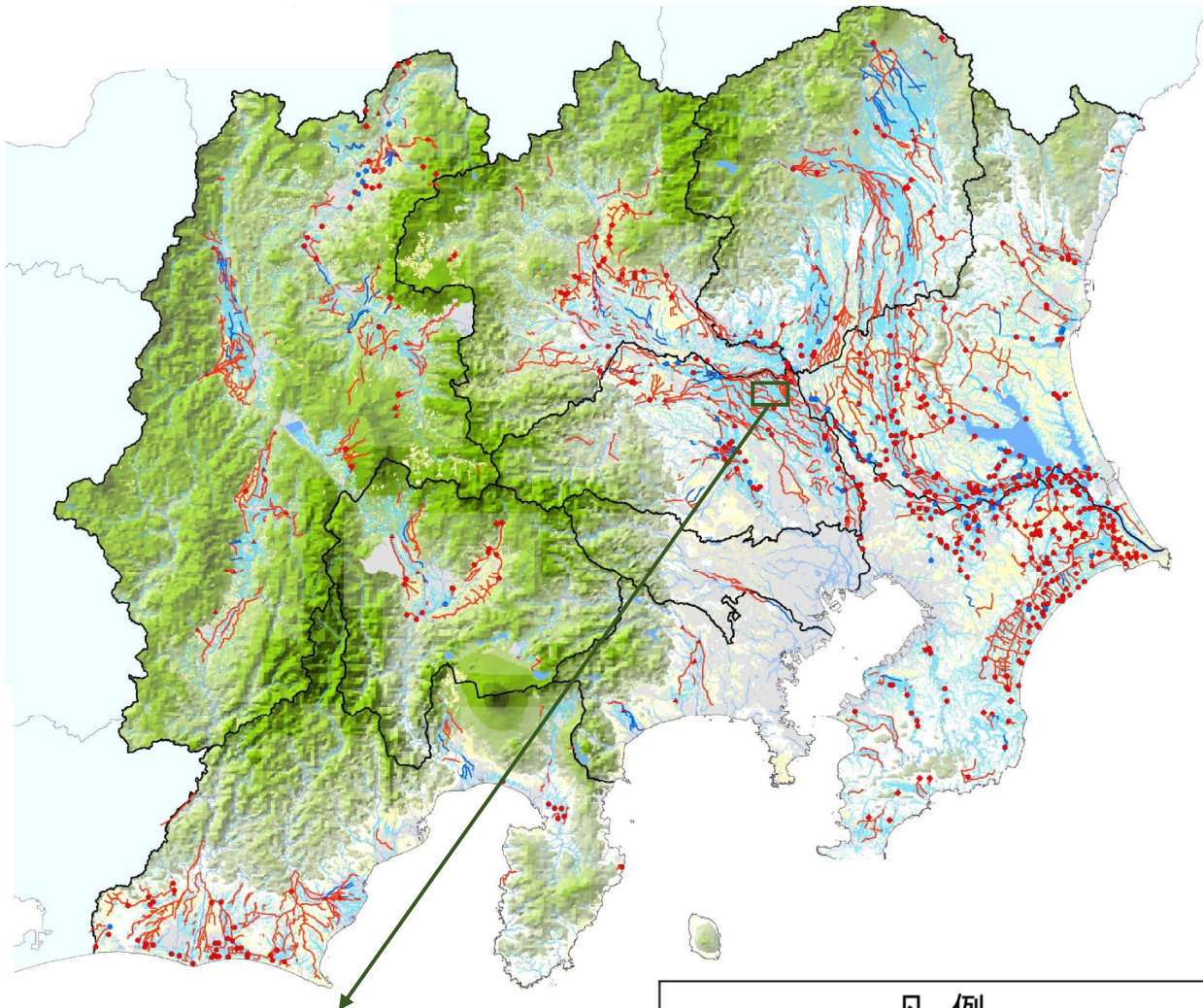
注 1）「基幹的農業水利施設」とは、農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が 100ha 以上のも。

注 2）「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは次のとおり。貯水池：80 年、取水堰：50 年、水門：30 年、機場：20 年、水路：40 年 など

※ 農業生産基盤の整備状況（令和3（2021）年3月）の詳細内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/index-5.pdf>
 （農林水産省）



【図表 2-8-3】 基幹的農業水利施設の分布（関東管内）



凡 例		
用水路	—	8,250m
排水路	—	1,764m
用水機場	●	451箇所
排水機場	●	226箇所

農村地域に網目状に張り巡らされた用排水路

出展：農林水産省農村振興局資料

イ 農業水利施設の老朽化対策の取組状況

基幹的農業水利施設の老朽化により性能低下が進行すると、施設の維持管理に多大な費用と労力を要するだけでなく、農業用水の安定供給や排水機能に支障を来すなど将来にわたる安定的な機能の発揮に支障が生じる恐れ。

このため、計画的かつ効率的な補修・更新等を実施し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る必要。

(取組の概要)

関東管内では、各所に配置している国営事業所等において、基幹的農業水利施設の補修、改修を計画的に実施し、国営造成施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減に取り組んでいる。

事例

国営かんがい排水事業（なかがわえんがん那珂川沿岸地区）（R6 完了予定）

那珂川沿岸農業水利事業所（茨城県）

【整備前】

○施設共用後 46 年以上を経過し、扉体外面の塗装の劣化や、ローラー等稼働部品の腐食の進行等による故障発生頻度の高まり、電気設備の交換部品の確保の困難、修理不可の装置も増加している。

老朽化したゲート設備



【整備後】

○ゲート扉体の再塗装による長寿命化、ローラーや水密ゴムの交換、機側操作盤の更新により、故障発生頻度が低下し、用水の安定供給が可能となるとともに、維持管理に係る経費が節減。

更新したゲート設備



事例

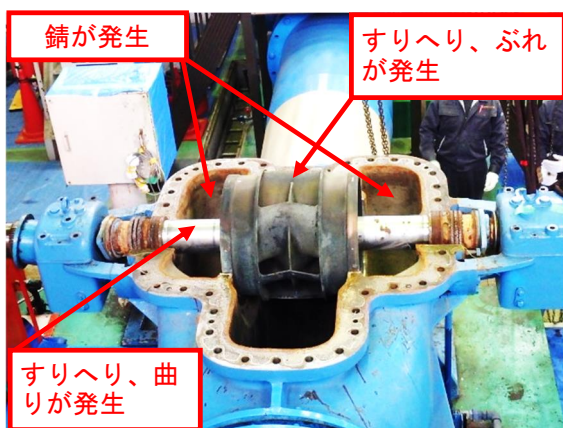
国営かんがい排水事業（国営施設機能保全事業）おおとねようすい 大利根用水地区（R5 完了予定）

利根川水系土地改良調査管理事務所大利根支所（千葉県）

【整備前】

○地区内の揚水機場（ポンプ設備）は造成後 40 年余が経過しており、老朽化のため腐食、摩耗、油漏れ等によりポンプの能力低下及び故障が発生し、農業用水の安定供給が図られない恐れ。

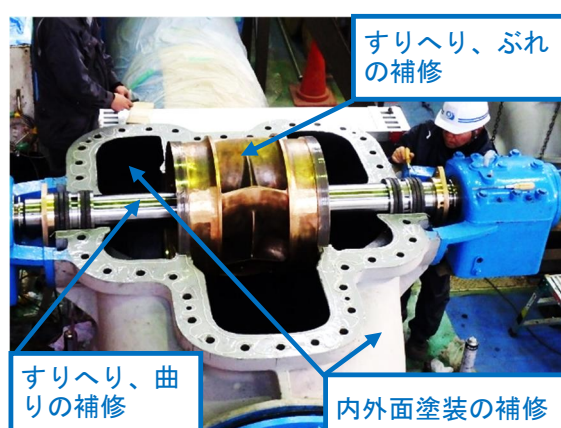
ポンプ（上蓋を開いた状態）



【整備後】

○早期にポンプ設備の整備を実施。⇒早期に整備することにより、従来よりも施設を長持ちさせ、維持管理費の低減や安定的な用水供給を確保。

ポンプ（上蓋を開いた状態）



国営かんがい排水事業（国営施設機能保全事業）ふえふきがわえんがん 笛吹川沿岸地区（R3 事業完了）

西関東土地改良調査管理事務所（山梨県）

【整備前】

○施設共用後 27 年以上を経過し、機器・部品の劣化や消耗が進み、故障発生頻度の高まり、交換部品の確保の困難、修理不可の装置も増加している。また、既設伝送方式は、自営光ケーブルが採用されており、ケーブル破断に伴う補修費も増加している。

老朽化した水管理システム



【整備後】

○分散処理システムを採用することで、機器故障時の影響が最小限で済むため、維持管理費（保守費用）が縮減。
また、既設の自営光ケーブルから IP 回線（フレッツ光・VPN）に見直すことで、維持管理費（保守費用）が縮減。

更新した水管理システム



ウ 農地整備の現状と取組状況

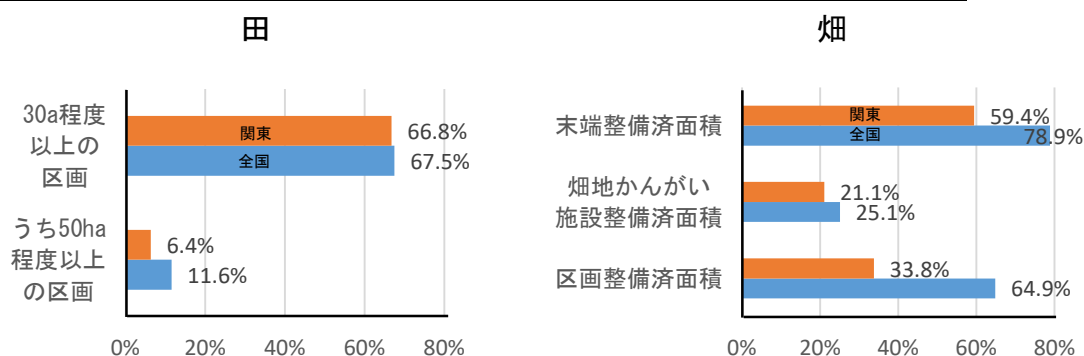
我が国の農業の競争力を強化するためには、担い手への農地の集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進する必要。

そのために農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の農業生産基盤整備を実施。

(取組の概要)

令和3(2021)年における関東管内の区画整備の状況をみると、区画整備済みの水田は66.8%、畑地かんがい施設が整備済みの畑は21.1%となっている。

【図表 2-8-4】 全国（北海道を除く）及び関東管内の田及び畑の整備状況



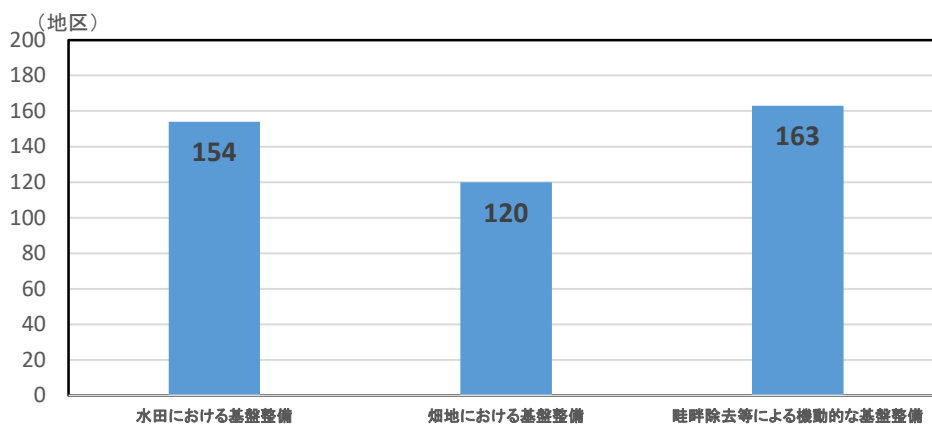
資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（令和3(2021)年7月15日時点）
農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」（令和3(2021)年3月31日時点）

※ 農業生産基盤の整備状況（令和3(2021)年3月）の詳細な内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/index-5.pdf>
（農林水産省）



令和4(2022)年度、関東管内では、437地区において水田・畑の生産基盤等の整備を実施しており、これらの整備を通じて担い手への農地利用集積や農業の高付加価値化等に向けた取組を進めている。

【図表 2-8-5】 令和4(2022)年度 生産基盤等の整備実施状況



事例

かんがい施設の整備による高収益作物の生産拡大

【茨城県常陸大宮市「三美地区」】

畑地かんがい施設整備による農業用水の確保を強みに
担い手の新規参入を呼び込み有機栽培を拡大。



【事業概要】

受益面積：31.9ha

工事内容：区画整理 A=31.9ha

用水路 L=6.7km

○概要

本地区は、茨城県北西部に位置し、一級河川那珂川の左岸に拓けた平坦な畑地帯で、陸稲やごぼうを中心に営農に取り組んできたが、農業者の高齢化や後継者不足に加え、ほ場が不整形で農道も狭小であるなど営農条件が悪く、遊休農地が増加していた。この状況に危機感を抱いた地元の方々の働きかけにより、県営畑地帯総合整備事業が実施され、ほ場の区画整理と用水施設などの整備により大型機械の導入が実現するとともに、畑地かんがい施設の整備と国営那珂川沿岸農業水利事業による農業用水の確保に伴い、有機農業を営む法人や新規就農の若手が地区外から参入し高収益作物の生産が拡大している。



未整備で不整形なほ場

基盤整備



ねぎも大型機械で収穫可能に

○成果

事業を契機に地区外からの法人が参入するなど多様な担い手を誘致し、現在3法人と個人農家4名が地区外から参入し営農している。また、農地中間管理機構を活用し担い手への農地の集積は93%、集約化も97%となっている。

高収益作物の生産拡大に伴い、地区内産出額が飛躍的に増加。参入した法人は、露地ではかんしょ、ベビーリーフ、施設では葉物野菜などの有機農業を展開している。



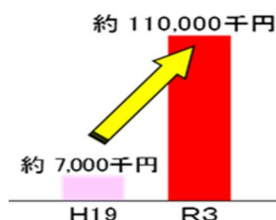
三美地区の集積集約状況



施設での有機栽培状況

作付状況【H19当初】		作付状況【R4現在】	
作物名	面積(ha)	作物名	面積(ha)
陸稲	8.0	かんしょ	11.0
ねぎ	2.0	にんじん	6.5
ごぼう	4.0	ほうれんそう	4.8
なす	3.0	こまつな	3.2
大豆	3.0	いちご	2.7
たばこ	3.0	ねぎ	2.5
うど	2.0	なす	2.3
		ベビーリーフ	1.0
		そば	0.8
計	25.0	計	34.8

有機農業の取組



高収益作物の生産に伴う地区内産出額の推移(推定)

エ 災害リスクから農業・農村を守る防災・減災対策

① 大規模自然災害に対応した農業水利施設の整備等による防災・減災力の強化

近年、豪雨や地震等により農業水利施設が被災し、農用地だけではなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が発生。

こうした地域において農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、関東農政局においても、農業水利施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の防災・減災対策を実施。

(取組の概要)

令和4(2022)年度に関東管内で実施中の農村地域防災減災事業の実施地区数は 289 地区である。主な事業内容は、ため池の改修、用排水施設の整備、農地保全整備、地すべり対策などである。

事例

農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）の

取組状況【静岡県牧之原市 やがわいけ 谷川池地区】(R4 事業完了)

ため池の決壊等による下流域への被害を未然に防止するため、洪水吐の流下能力が不足しているため池を改修し、地域の安全性向上を図る。

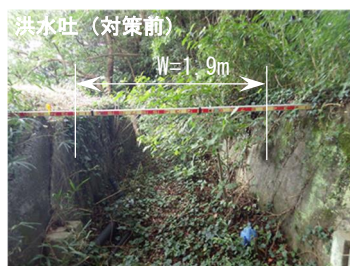
○ 地区の現状

谷川池は、大正6(1917)年に築造されたため池で、洪水吐の流下能力が不足し、大雨時に洪水が堤体を越流、決壊することで、下流の農地、家屋等に被害を及ぼすことが懸念されていた。

谷川池全景



流下能力が不足した洪水吐・放水路



○ 事業による効果

洪水吐と放水路の整備を行ったことで、令和4(2022)年台風 15 号に伴う大雨で発生した洪水を安全に流下させることができ、ため池の決壊及び決壊による下流の農地、家屋等への被害を防止した。

② 防災重点農業用ため池の防災工事等の推進

平成 30(2018)年7月豪雨による被害を踏まえ、国が新たな基準を設定し、それに基づき都道府県が令和元(2019)年5月に防災重点ため池を再選定。その結果、その数は約 11,000 箇所から約 64,000 箇所(関東管内は 2,546 箇所)に大幅に増加し、地方公共団体からは、財政やマンパワーに限界があり、防災工事等を推進するためには財政支援や技術支援が必要と多くの声。

このため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的として「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2(2020)年 10 月1日施行)」を制定。

関東管内の防災重点農業用ため池を見直し 2,546 箇所から 2,294 箇所(令和3(2021)年7月 31 日時点)に減少。

※「防災重点農業用ため池」

・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池((①100m 未満の浸水区域に家屋や公共施設等があるもの、②500m 未満の浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が 1,000 m³ 以上のもの、③浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が 5,000 m³ 以上のものなど)。

※特措法の期限である令和 12(2030)年度末に向けて、防災重点農業用ため池の評価(劣化状況、地震・豪雨耐性)、工事(対策工事、廃止工事)を進めて行くことに伴う防災重点農業用ため池の追加指定、廃止により、防災重点農業用ため池の数は変動する。

関東管内防災重点農業用ため池数:2,265 箇所(令和5(2023)年3月 31 日時点)

茨城県 36、栃木県 178、群馬県 196、埼玉県 244、千葉県 383

東京都 7、神奈川県 2、山梨県 89、長野県 690、静岡県 440

※ ため池に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/ (農林水産省)



オ 土地改良区の運営基盤強化の促進

土地改良区は、ほ場整備やかんがい排水事業等の土地改良事業を実施するほか、農業用排水施設等の土地改良施設の維持管理等の業務を実施。組合員数は、農業者の高齢化等により減少する中、土地改良施設の維持管理に支障をきたす恐れがあり、運営基盤の強化が重要。

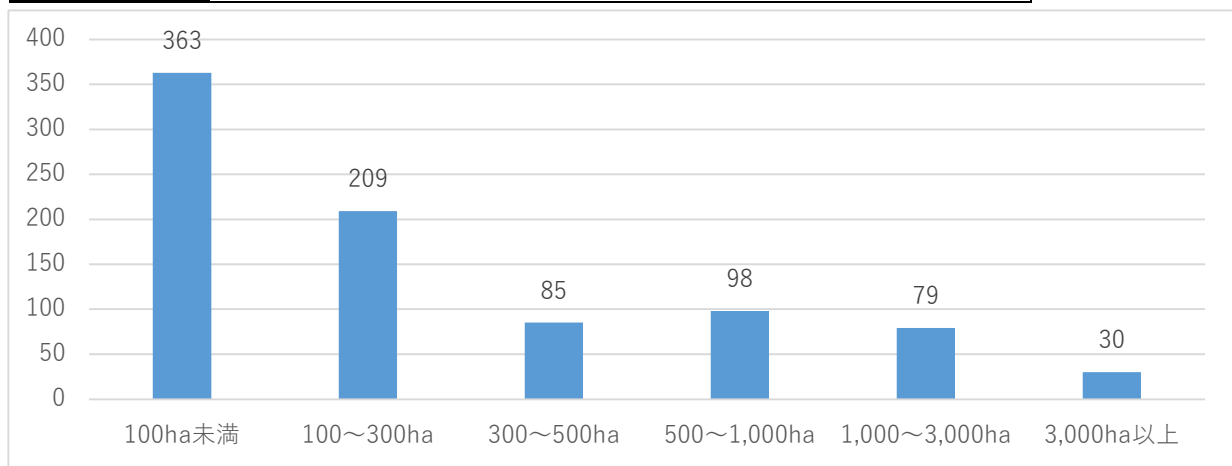
このため、平成31（2019）年4月に施行された改正土地改良法により、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置に係る要件の緩和、貸借対照表を活用した施設更新のための積立の促進等、土地改良区の業務運営の適正化を図る取組を推進。

また、豪雨災害の頻発化・激甚化、老朽化した土地改良施設の維持管理に係る負担の増大や、土地改良区の技術者不足等の課題もあり、令和4（2022）年に施行された改正土地改良法により、土地改良事業団体連合会への工事委託制度が創設。

土地改良区の運営基盤強化を図るための施策の推進に当たっては、国、都県、土地改良事業団体連合会等で構成される協議会を設置し、統合整備（合併）の推進、土地改良区連合の設立や複式簿記会計の導入により運営基盤を強化するほか、土地改良区が直面する課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細かい対応策を検討、実施。

令和5（2023）年3月末現在での関東管内の土地改良区数は、864地区（全国4,126地区）となっている。面積規模別でみると、100ha未満の土地改良区が363地区（42.0%）で、依然として小規模な土地改良区が多数存立している。

【図表 2-8-6】 土地改良区面積規模別地区数（令和5（2023）年3月末現在）



資料：農林水産省

※土地改良法制度・土地改良団体に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/entire.html>（農林水産省）



令和4（2022）年 世界かんがい施設遺産に「寺谷用水」「香貫用水」が登録

世界かんがい施設遺産は、100年以上の歴史があり、歴史的・技術的・社会的価値のあるダムや堰、水路などの“かんがい施設”を適切に保全するために、国際かんがい排水委員会(ICID※)が登録・認定する制度です。

令和4年12月現在、世界では17ヶ国142施設が登録されており、そのうち、日本では世界最多の47施設が登録されています。

関東農政局管内では、令和4年に新たに登録された寺谷用水と香貫用水を含め全15施設が登録されています。

※ICID：かんがい排水に関する非営利・非政府国際機関のこと。世界78の国と地域が参加。

関東農政局管内の世界かんがい施設遺産(15施設)

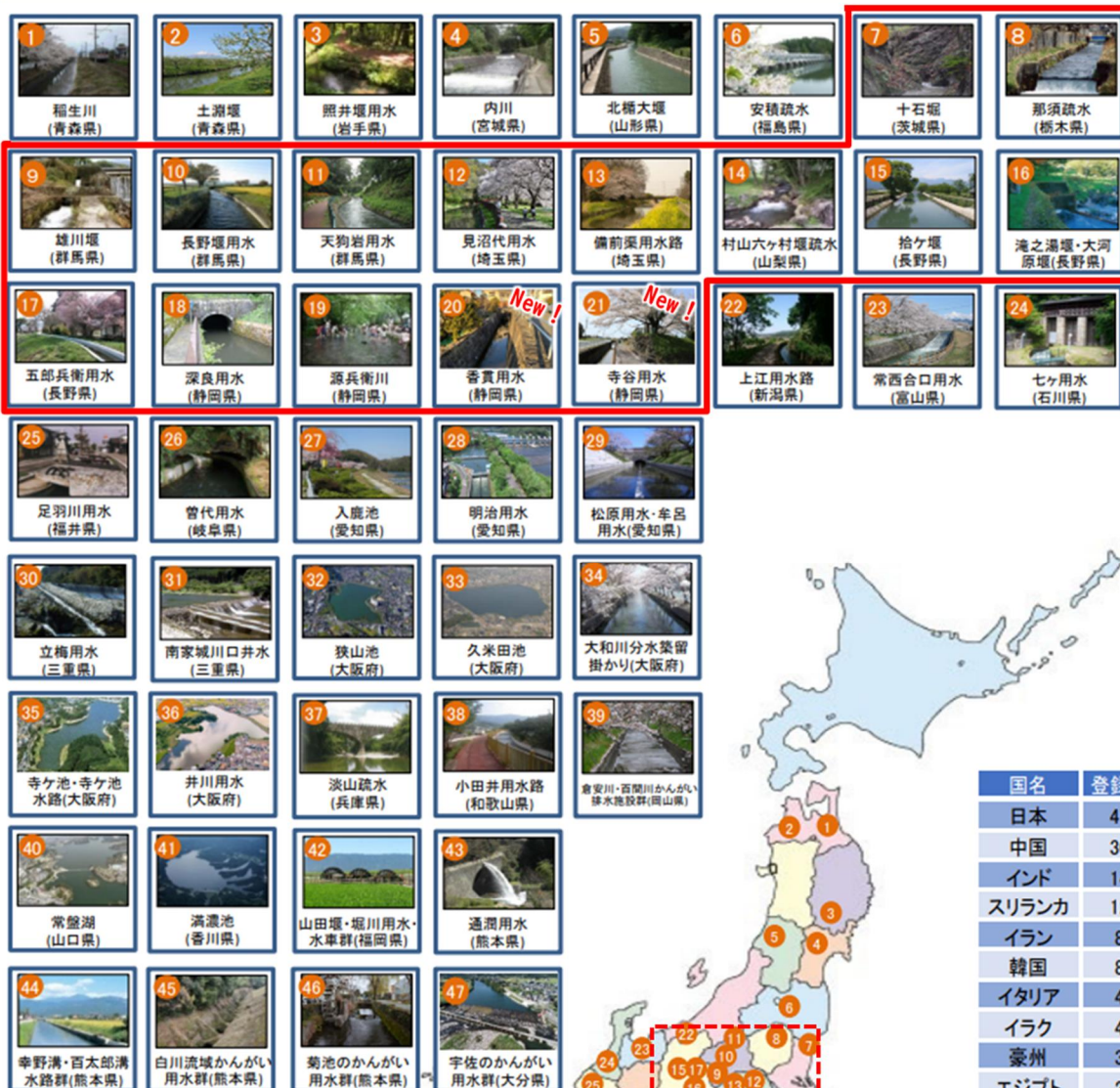
平成26年登録			平成29年登録			令和2年登録		
1	群馬	雄川堰(おがわせき)	8	栃木	那須疏水(なすすい)	12	群馬	天狗岩用水(てんぐいわようすい)
2	静岡	深良用水(ふからようすい)	平成30年登録			13	埼玉	備前渠用水路(びぜんぎょようすい)
平成28年登録			9	長野	五郎兵衛用水(ごろうべいようすい)	令和4年登録		
3	群馬	長野堰用水(ながのせきようすい)	令和元年登録			14	静岡	香貫用水(かぬきようすい)
4	山梨	(むらやまろっかむらせぎすい) 村山六ヶ村堰疏水	10	茨城	十石堀(じゅうこくぼり)	15	静岡	寺谷用水(てらだにようすい)
5	長野	拾ヶ堰(じっかせぎ)	11	埼玉	見沼代用水(みぬまだいようすい)			
6	長野	(たきのゆ・おおかわらせぎ) 滝之湯堰・大河原堰						
7	静岡	源兵衛川(げんべえがわ)						



寺谷用水を管理している寺谷用水土地改良区では、今回、静岡県、磐田市及び土地改良区により構成される地域協議会を設立し、登録施設を活用した地域振興策を計画しています。

香貫用水を管理している沼津市では、地元住民や大学生によるワークショップを開催し、今後の施設整備に関する意見交換を行っています。

～世界かんがい施設遺産の登録施設～



国名	登録数
日本	47
中国	30
インド	14
スリランカ	12
イラン	8
韓国	8
イタリア	4
イラク	4
豪州	3
エジプト	2
メキシコ	2
タイ	2
アメリカ	2
マレーシア	1
モロッコ	1
パキスタン	1
ロシア	1
合計	142

注) 本資料に掲載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

農林水産省HPで各地区の概要を紹介しています

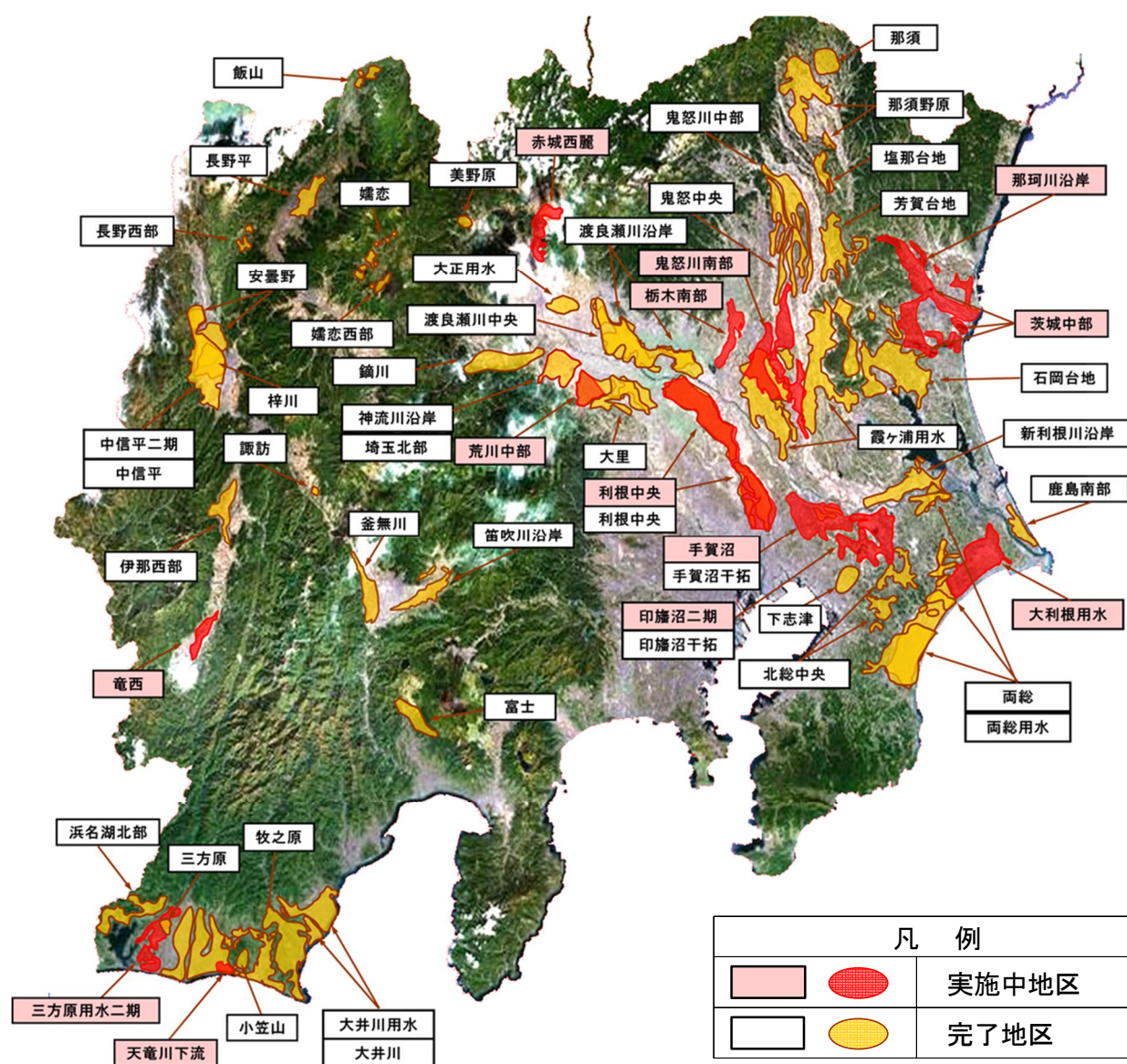


（２） 関東管内の国営事業等の実施状況

関東管内では国営事業を13地区実施しており、そのうち、12地区において基幹的な農業水利施設の老朽化対策、耐震化対策等を実施、ほか1地区において生産基盤の整備による生産性の向上を図るための農地の再編整備を実施中（令和5（2023）年4月時点）。

令和5（2023）年度は、国営かんがい排水事業（施設整備事業）利根中央地区に着
手し、農業用水を遠方から監視・制御するための水管理システムの更新整備を実施。

【図表 2-8-7】 関東管内における国営事業の分布（令和 5（2023）年 4 月時点）



【図表 2-8-8】 関東管内の国営事業一覧（令和 5（2023）年 4 月時点）

県名	事業名	地区名	工期	主要工事計画
茨城	かんがい排水事業	那珂川沿岸 (一期)(二期)	H4～R6	ダム 1 か所(新設)、頭首工 1 か所(改修)、揚水機場 5ヶ所(新設・改修)、 用水路 L=123km(新設・改修)
茨城	緊急農地再編整備事業	茨城中部	H28～R7	区画整理 675ha
茨城 栃木	施設応急対策事業	鬼怒川南部	R2～R10	揚水機場 2 か所(改修)、用水路 L=3.5km(改修)
栃木	かんがい排水事業	栃木南部	H28～R7	排水機場 2 か所(新設・改修)、排水路 L=9.1km(改修)
群馬	施設応急対策事業	赤城西麓	H28～R5	頭首工 1 か所(改修)、調整池 4 か所(改修)、 揚水機場 2ヶ所(改修)、用水路 L=1.3km(改修)
埼玉	かんがい排水事業	荒川中部	H26～R7	頭首工 1 か所(改修)、揚水機場 1 か所(改修)、用水路 L=57km(改修)
埼玉	かんがい排水事業 (施設整備事業)	利根中央	R5～R7	水管理施設 1 式(改修)
千葉	かんがい排水事業	印旛沼二期	H22～R6	揚・用排水機場 6 か所(改修)、用水路 L=53km(改修)、排水路 L=1.1km(改修)
千葉	施設機能保全事業	大利根用水	H26～R5	揚・用排水機場 3 か所(改修)、用水路 L=9.3km(改修)、排水路 L=0.2km(改修)
千葉	農地防災事業	手賀沼	R3～R14	揚・排水機場 5 か所(改修)、排水路 L=2.5km(改修)、水管理施設 1 式(改修)
長野	施設応急対策事業	竜西	H27～R6	幹線用水路 L=1.9km(改修)
静岡	かんがい排水事業	三方原用水二期	H27～R8	取水口 1 か所(改修)、用水路 L=39km(改修・新設)
静岡	施設応急対策事業	天竜川下流	R3～R6	揚水機場 1 か所(改修)

表彰

令和4年度農業農村整備優良地区コンクール農林水産大臣賞（農業振興部門）受賞

「県営畑地帯総合整備事業三美地区（茨城県常陸大宮市）」

このコンクールは、将来の農業・農村地域の発展と振興に資することを目的に、農業農村整備事業を契機として、豊かで競争力ある農業や美しく活力ある農村の実現に取り組んでいる優良地区を表彰する制度です。

令和4年度、国営那珂川沿岸農業水利事業で整備した農業水利施設を利用して農業用水を供給している県営畑地帯総合整備事業三美地区が農林水産大臣賞を受賞しました。

＜受賞のポイント＞

- ◎農業用水の安定供給による収量増、高品質化、高収益作物の作付を実現。
- ◎農地の大区画化・集積・集約された生産性の高い農地への新規参入が促進。

＜地区の概要＞

- ① 安定供給可能な農業用水を確保した結果、高収益作物の作付が可能となり、収量増や高品質化にもつながり、市場のニーズを捉えた戦略的な経営を実現。
- ② 大区画化された農地の大部分が、農業法人等の担い手に集積・集約化されたことにより、生産性の高い農地へと発展。
- ③ 本地区が、常陸大宮市の有機農業推進計画の重点実施地区に指定されたことから、有機農業を展開する農業法人の参入に繋がり、茨城県北の象徴となる大規模有機農業団地へと発展。
- ④ 本地区で収穫された野菜は学校給食の食材として提供されるとともに、収穫体験などを通じて地域の子供達の食育にも寄与。

作付作物の変化

作付状況 H20(事業実施前)
作物名
陸稲
ごぼう
なす
大豆
たばこ
ねぎ
うど



作付状況 R4(事業実施後) 作物名	
かんしょ	ねぎ
にんじん	なす
ほうれんそう	ベビーリーフ
こまつな	そば
いちご	

有機野菜のハウス栽培



(3) 流域治水の推進「農地・農業用水利施設の多面的機能の活用」

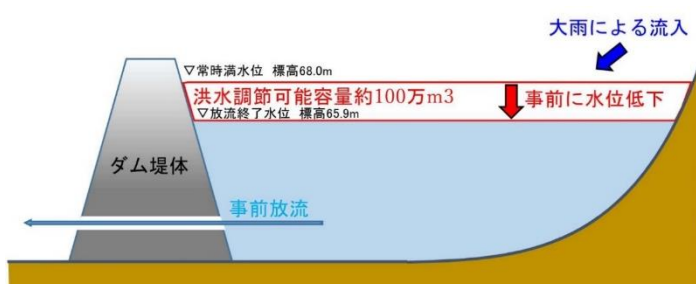
気候変動による水災害リスクの増大に備え、これまでの河川管理者による治水から、氾濫域の流域関係者全体で取り組む「流域治水」に転換。

都市・市街地の近傍や上流域には水田が広がり、多くの農業用ダムやため池が存在。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、流域治水を推進。

関東管内では、農業用ダムの活用(事前放流)、排水施設等の活用、水田の活用(田んぼダム)、ため池の活用(低水位管理)などを実施。

ア 農業用ダムの活用（事前放流）

大雨が予想される際にあらかじめ、ダムの貯水位を下げることで、ダムにより多くの降雨を貯留させることができることから、洪水調節機能が発揮され、下流域の洪水被害リスクを低減させる。全国の414ダム(一級水系267、二級水系147)のうち、関東管内では、国営那珂川沿岸地区の御前山ダムを含め20のダムで治水協定を締結しています。なお、令和3(2021)、4(2022)年度において、事前放流の実績はありません。



御前山ダム（下流側から撮影）

イ 排水施設等の活用

老朽化した農業用の排水路や排水機場・樋門等を整備し、機能強化を行ったり、大雨が予想される際にあらかじめ、排水路の貯水位を下げることで、市街地や集落や農地などの浸水も防止・軽減させます。管内では国営栃木南部地区、国営印旛沼二期地区、国営手賀沼地区において、排水機場や排水路の整備を行い、機能強化を行っています。



西清水川排水路（栃木南部地区）



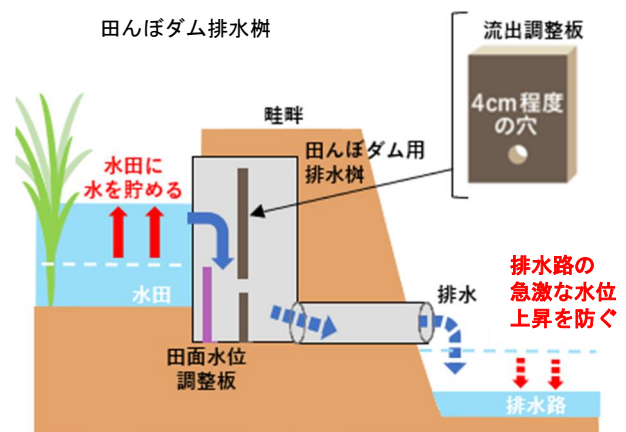
与良川統合排水機場（栃木南部地区）

ウ 水田の活用（田んぼダム）

「田んぼダム」（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって、実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減させます。土地改良長期計画においても、「田んぼダム」について、令和3（2021）年度段階における全国の実績面積約4万haの約3倍以上を目標として設定しています。また、国営緊急農地再編整備事業「茨城中部地区」では、令和4（2022）年度に国営地区では全国で初めて田んぼダム（25ha）を導入しました。



田んぼダム（栃木県小山市思川西部地区）



排水柵に取り付けた流出調整板の穴からゆっくり排水することで、排水路の急激な水位上昇を防ぎます

エ ため池の活用

台風などの時期にあらかじめ貯水位を下げることによって、ため池堤体からの越流によって決壊のリスクを減らし、ため池自体を守り、また、ため池に空き容量をつくっておくことにより、多くの降雨を貯留させることができ下流域の洪水被害リスクを低減させます。

防災重点農業用ため池は、全国に約55,000箇所、管内2,264箇所あり、管内では令和4（2022）年度までに377箇所のため池で劣化・耐震・豪雨対策を実施しています。ため池の堤体補強や洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて低水位管理や洪水時の流出量抑制を図る工事などを行っています。



利水として必要のない期間は、落水により低水位を保ち空き容量を確保（長野県上田市沢山池）



受益面積の減少に合わせて、平時から水位を下げておくためのスリットを設置（長野県長野市浅川池）

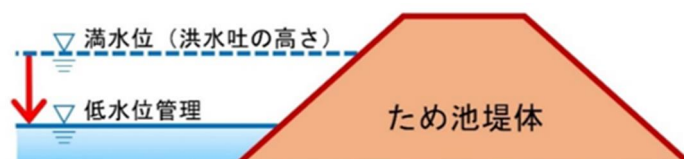
事 例

ため池を活用した雨水貯留の取組【長野県】

長野県では、流域治水の取組の一環として、ため池を活用した雨水貯留を推進。

「長野県流域治水推進計画」に基づき、ため池の低水位管理に取り組むことにより、流域全体で水害を軽減させる流域治水に貢献。市町村やため池管理者を対象とした研修会を開催するとともに、取組方法を記載したリーフレットを配布し、取組を支援。

ため池管理者や耕作者の協力を得て、令和4（2022）年にため池の水を利用しない時期の低水位管理を県内 328 か所で実施し、合計約 570 万 m³ の空き容量を確保。今後もため池管理者の理解醸成に努め、取組箇所数を増加することとしている。



排水機場等を活用した機能強化の取組【国営栃木南部農業水利事業】

排水系統の再編を行うと共に排水機場の改修、統廃合や排水路の拡幅改修等により排水機能の強化により、流域全体で水害の軽減に貢献。

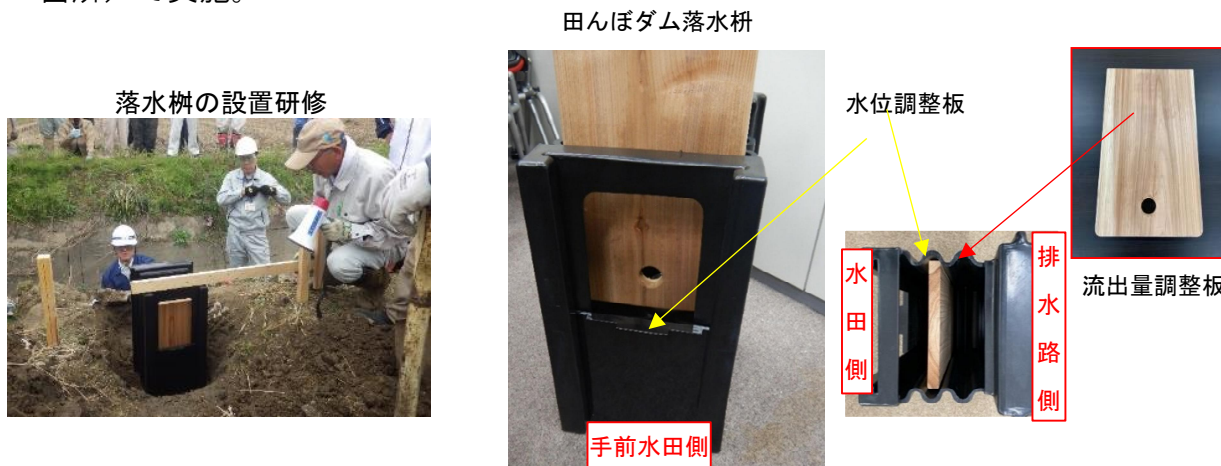
＜主要工事＞

- ・排水機場（新設・統合）2 箇所
- ・排水路（改修）約 9 km



水田の貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組【栃木県小山市】

小山市では、平成 27（2005）年関東東北豪雨による被害を受け、流域治水の取組の一環として、市独自の支援や多面的機能支払交付金を活用し、田んぼダムの取組を推進。田んぼダムは、令和 4（2022）年度末までに延べ 2,363ha（落水柵 8,542 箇所）で実施。



第9節 農山漁村の活性化

1 現状の課題と政策の方向

多様な人が住み続けられる農村の振興

少子高齢化・人口減少による農業者の減少及び農村集落機能の低下が進む中で、食料を安定的に供給する基盤であり、多面的機能を発揮する場である農村に、多様な人が住み続けられるよう、所得と雇用機会、生活インフラの確保等が必要である。

一方で、高齢化や人材不足が深刻化している限界集落等の地域において、農地の区画整理等の土地改良事業を実施する場合には、整備後に農地として維持することが困難な土地が生じることをないよう、一部を粗放的に利用する、あるいは林地化することも含めて、事前に地域において徹底した議論を行うことが重要である。

また、地域を支える開かれた農村協働力を発揮するため、土地改良区や多面的機能支払の活動組織等の体制整備・強化を推進していく必要がある。

【政策の方向】

- ・ 中山間地域等の地域の特色を活かした基盤整備と生産・販売施設等の整備との一体的推進、施設等の整備を通じた省力化により多様な働き方を実現する農村の働き方改革の推進
- ・ 農業集落排水施設の省エネルギー化、集落道の強靱化、情報通信環境の整備等、農村の生活インフラを確保することにより、リモートワークや農泊などによる田園回帰や関係人口の創出・拡大の促進
- ・ 農業・農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化

2. 関東管内の取組状況

(1) 日本型直接支払の実施

ア 多面的機能支払い

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金により地域の共同活動、中山間地域における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

過疎化や高齢化の進行に伴い活動の継続が困難な組織に対しては、組織の広域化による事務負担の軽減等の対策を推進。

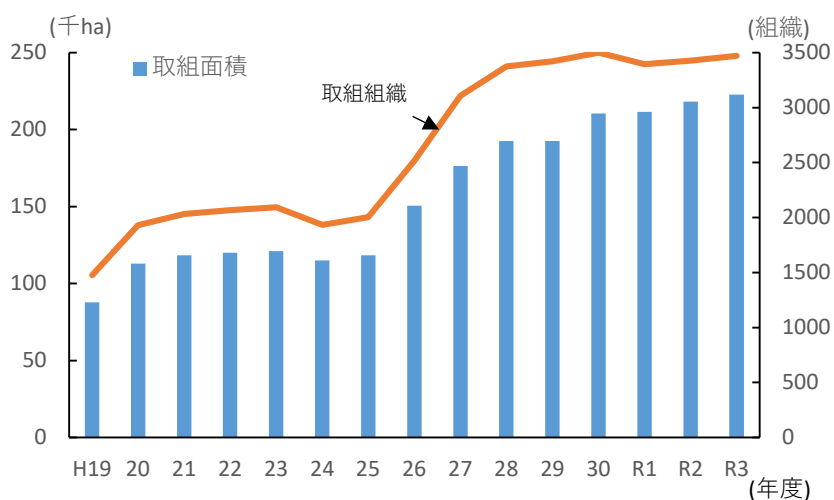
(取組の概要)

令和3（2021）年度の関東管内の取組面積は、22万2,802haで前年度に比べ2.1%増加し、取組組織は、3,470組織で前年度に比べ1.2%増加した。

また、関東管内の一部県において、地域人材の創出を図るため、農村との連携・協働を企業や大学等へ呼びかけるマッチング支援の取組が始まっている。

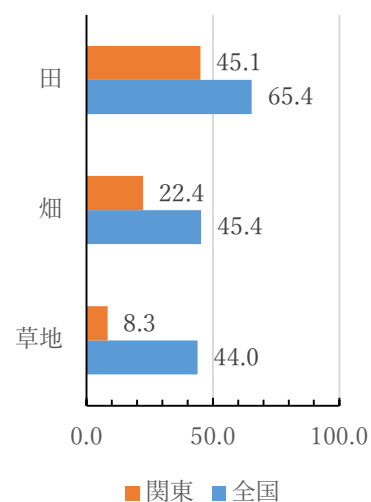
【図表 2-9-1】

関東管内多面的機能支払交付金実施状況
農地維持交付金



資料：農林水産省調べ

地目別のカバー率
(令和3（2021）年)



表彰

- ・令和4（2022）年度多面的機能支払交付金事業事例（関東農政局局長表彰最優秀賞受賞）
「小田川地域農村資源・環境保全推進委員会」（山梨県韮崎市）

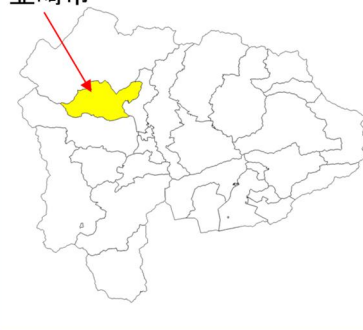
○ 概要

韮崎市の北部に位置し、塩川に沿って広がる田園地帯で農地、農道、水路の保全管理に取り組んでいる組織です。《認定農用地面積 17.5ha(田)》

○ 成果

当該地域は県内有数のホタルの里といわれる昔ながらの農村風景が残り、その自然の保全とあわせて、ホタル鑑賞会や都内企業の農業研修を誘致するなど、都市農村交流が促進されました。さらに、活動組織の方からは「ホタルの保全活動では、子供達にホタルを見せたいとの一心でスタートし、独自の方法をみつけて繁殖に成功し、今では東京からも多くの方が見に来られるまでに復活できた。」という実感のこもった声が聞かれました。

韮崎市



地域資源保全活動

- ・水路の泥上げや草刈り、遊休地の草刈りを実施し、非農家を含め多数の参加がある。



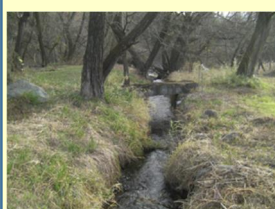
泥上げ作業



遊休地の草刈り

生態系保全活動

- ・ホタルの繁殖する水路の保全を図るとともに、ホタルを養殖し、川に放流している。



ホタル水路



乱舞するホタル

地域住民等との交流活動

- ・都内企業の研修（農業体験）の誘致や、「小田川ホタルまつり」を開催し、都市農村交流を図っている。



企業研修（農業体験）



ホタルまつりでの直売

農業体景観形成活動と施設の維持管理活動

- ・水路沿いに江戸彼岸桜や花菖蒲の植栽を実施している。また、水路の更新や農道の舗装を直営施工で実施している。



江戸彼岸桜の植栽



農道の舗装

※ 多面的機能発揮促進事業事例については、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/nouchi/2003116.html>（関東農政局）



イ 中山間地域等直接支払

高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、農業・農村の有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能を確保するため、「中山間地域等直接支払交付金」により、農業生産活動を維持するための取組を支援。

「中山間地農業ルネッサンス事業」により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた、意欲ある農業者の取組を総合的に支援。

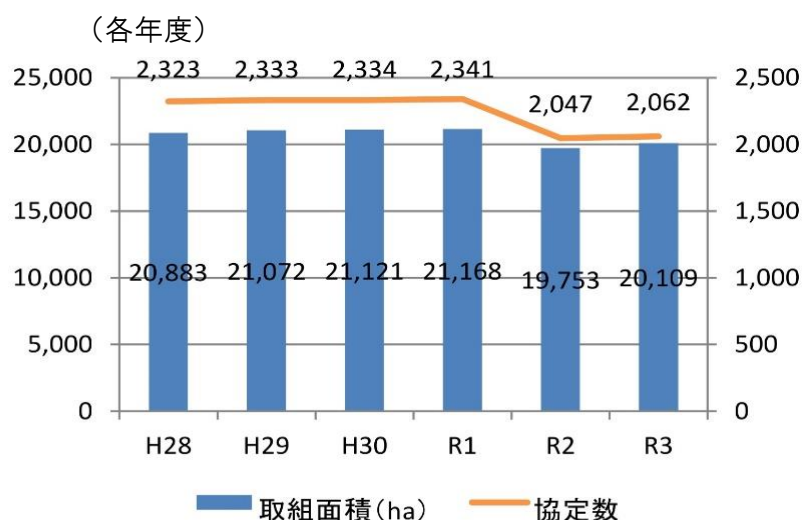
（取組の概要）

中山間地域等直接支払制度については、令和2（2020）年度より第5期対策が開始。令和4（2022）年3月現在で、関東管内の171市町村で、2,062協定（集落協定2,031、個別協定31）が締結され、2万109ha（集落協定1万9,562ha、個別協定547ha）の農用地で、農地の法面管理、水路・農道の管理、周辺林地の下草刈及び景観作物の作付などの取組が実施されている。

第5期対策の2年目であり、前年度に比べ、協定数では0.7%の増加、取組面積では1.8%の増加となった。

【図表 2-9-2】

関東管内の中山間地域等直接支払制度の実施状況



資料：農林水産省調べ

※ 中山間地域等直接支払制度に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/index.html>（関東農政局）



※ 中山間地農業ルネッサンス事業に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

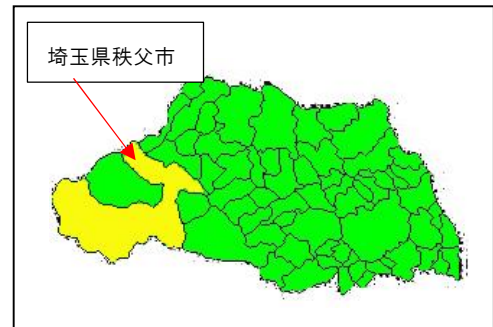
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/renais_tyusan.html（農林水産省）



事例

中山間地域農業の振興に関する取組事例 【沢戸集落協定（埼玉県秩父市）】

中山間地域等直接支払交付金の超急傾斜農地保全管理加算の取組を契機に農産物の直売を開始し、農業者の生産・販売意欲が拡大



概要

- 本地区は、埼玉県秩父市の北部に位置し、険しい山肌に拓けた山間集落。傾斜地での営農活動に限界が生じ、遊休農地の発生が懸念される。



- 平成 27 年から超急傾斜加算に取り組んだことを契機に、イベントや直売所で本制度の取組についてパネル展示し、カボス、柚子、銀杏等の PR を実施するとともに、直売所等への出荷を開始。
- 集落協定の概要（R3 現在）
 - 面積：7.3ha(畑)
 - 構成員：農業者 26 人
 - 協定開始：平成 12 年度
 - 主要作物：柚子、柿、カボス、銀杏、みかん

成果

- もともと急傾斜地の畑であるため、自家消費を目的としていたが、超急傾斜地での活動の PR と併せて、農産物を直売所等で販売することで収入につながり農業生産意欲が拡大。



（カボスのPR活動）

- 「天空だんべえ石間協議会」と共同で散策マップを作成し、集落の魅力を発信。



（散策マップ）

※ その他の取組事例については、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html
（農林水産省）



(2) 棚田の振興

我が国の棚田は、農産物の供給、水源の涵養に加え、良好な景観を形成する等の多面的機能を有しているが、その保全には多くの人手を有することから、担い手の減少等により荒廃の危機に直面。

このため、令和元（2019）年 8 月に施行された「棚田地域振興法」により、多様な主体が参画する指定棚田地域振興協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援。

関東農政局では、同法に基づく国の関連施策の優先採択や要件緩和等の財政上の措置と、国の職員から選任された「棚田地域振興コンシェルジュ」による情報提供や助言等の支援を実施。

（取組の概要）

関東管内では、令和 5（2023）年 3 月末時点では 6 県 51 地域が指定棚田に指定され、そのうち 18 協議会（39 地域）で指定棚田地域振興活動計画の認定を受けている。

関東管内には、3,267 箇所の棚田が存在しており、全国の 6.0%を占め、長野県、栃木県に多い（出典：2005 年農林業センサス。管内の指定棚田地域及び指定棚田地域振興活動計画の認定一覧は、巻末参考 121 ページ参照）。

関東農政局では、本局職員や各都県拠点の地方参事官を棚田地域振興コンシェルジュに選任し、関係都県及び市町村と連携し、棚田地域の振興のための支援を行っている。

このほか、棚田地域振興法に係る制度活用に向け、つなぐ棚田遺産認定団体と意見交換を行った。また、令和 4（2022）年 12 月にさいたま新都心駅前に設置されている大型映像装置への関東管内の「つなぐ棚田遺産」PR 動画の掲載により、棚田地域の魅力を広く発信した。



さいたま新都心駅大型映像装置による「つなぐ棚田遺産」の PR

各棚田地域では棚田の保全活動だけではなく、小学生体験学習の受入体制の整備、棚田を活用したキャンプや各種イベントの開催、高齢者の生活支援等を行っている。

また、国の事業以外にもクラウドファンディングや民間資金を活用して活動を行っている。

具体的な取組事例として、例えば、地域の農業者と NPO 法人が連携した棚田の維

持・保全や農業体験、自然体験などを通じ、生物多様性に富んだ農村の原風景を次世代につなぐための活動や、生物多様性の保全活動や大学と連携した自然調査を実施して「棚田の生き物図鑑」を発刊するなどの活動があげられる。

また、棚田で作ったお米から作った日本酒に付加価値を与え、地域産業に貢献している取組も多くみられる。

用語の解説

「棚田」とは、傾斜地に等高線に沿って作られた水田であり、田面が水平で棚状に見えるもの。農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を有しており、農業生産活動を主体としつつ、地域住民等の共同活動によって守られている国民共通の財産である。

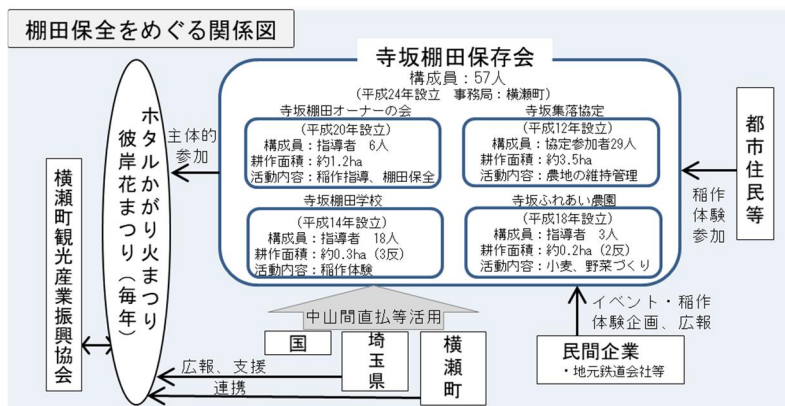
事例

「アクセス良好！眺めも良好！寺坂棚田」 【寺坂棚田保存会（埼玉県秩父郡横瀬町）】

アクセスの良さを活かして農業体験交流やイベントを実施し、棚田保全、地域活性化を図る。四季を通じて様々な眺望を楽しむことができる。

○ 経緯

平成 13（2001）年に県補助金を受けて実施した都市住民を集めた古代米作り体験の事業を契機に、平成 14（2002）年に寺坂棚田学校（1 年を通じて米作り体験をする）、平成 18（2006）年に寺坂ふれあい農園（野菜作り体験を行う）、平成 20（2008）年に寺坂棚田オーナーの会（米作りを全て自分で行う）を開設。中山間地域等直接支払交付金を受ける寺坂集落協定（平成 12（2000）年）を加えて、平成 24（2012）年に寺坂棚田保存会を発足し、地権者や耕作者を中心とした農家が、現在も継続して農業体験を通じた交流を実践している。棚田学校、オーナートラリアルコース、オーナーという 3 段階でステップアップでき、オーナーは育苗から脱穀や日常の水管理に至るまでの全ての作業を行い、年間 30 日以上棚田を訪れるため、「次世代型オーナー制度」とも呼ばれている。



○ 成果

現在は全体面積約 5.2ha のうち約 4ha の水田（約 250 枚）が耕作されている。春には水張りした田んぼに写る逆さ武甲山や田植え後の青々とした景色、秋には風に揺れる黄金色の稲穂、冬には積雪による銀世界を楽しむことができる。毎年7月上旬にホタルかがり火まつりを、9月下旬に彼岸花まつりを開催しており、約 200 万球もの彼岸花が咲き誇って棚田の美しい風景を際立たせている。

＜現場の声＞

毎年、収穫した棚田米を活用した参加型イベントや、観光で訪れる都市住民を対象とした啓発活動を企画し、寺坂棚田の魅力を広めるための取組にも挑戦し続けています。



寺坂棚田学校の田植えの様子



ホタルかがり火まつり



彼岸花と棚田

棚田地域振興法の概要

1. 目的（1条）

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面。



貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、棚田地域の持続的発展に寄与。

棚田地域・・・昭和25年2月時点の市町村の区域で、その地域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること（政令）

2. 基本理念（3条）

- ①棚田地域の有する多面にわたる機能が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進。
- ②棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨とする。

3. 基本方針等（5条・6条）

- ・政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定（内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定）（5条）
- ・都道府県…都道府県棚田地域振興計画を策定（6条）

4. 具体的施策（7条～18条）

（1）指定棚田地域、指定棚田地域振興活動計画等

- ①都道府県が指定棚田地域を指定申請。主務大臣が指定（7条）
▶主務大臣…総理大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣（18条）
- ②市町村が指定棚田地域振興協議会を組織（8条）
- ③国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助（9条）
- ④協議会が指定棚田地域振興活動計画を作成し、主務大臣が認定（10条）

（2）支援等の措置

- ①農山漁村活性化法の「活性化計画」、エコツーリズム推進法の「エコツーリズム推進全体構想」のみなし認定等（12条、13条）
- ②国による財政上、税制上その他の措置（14条）
- ③毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表（15条）
- ④国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置（16条）
- ⑤政府に棚田地域振興連絡会議を設置（17条）

※ 棚田地域の振興に関する農林水産省の取組は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tanada/tanada.html>（農林水産省）



※ 棚田地域の振興に関する関東農政局の取組は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/chiiiki/tyuusannkann/201222.html>（関東農政局）



(3) 農村の活性化

ア 農山漁村発イノベーション

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の拡大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。

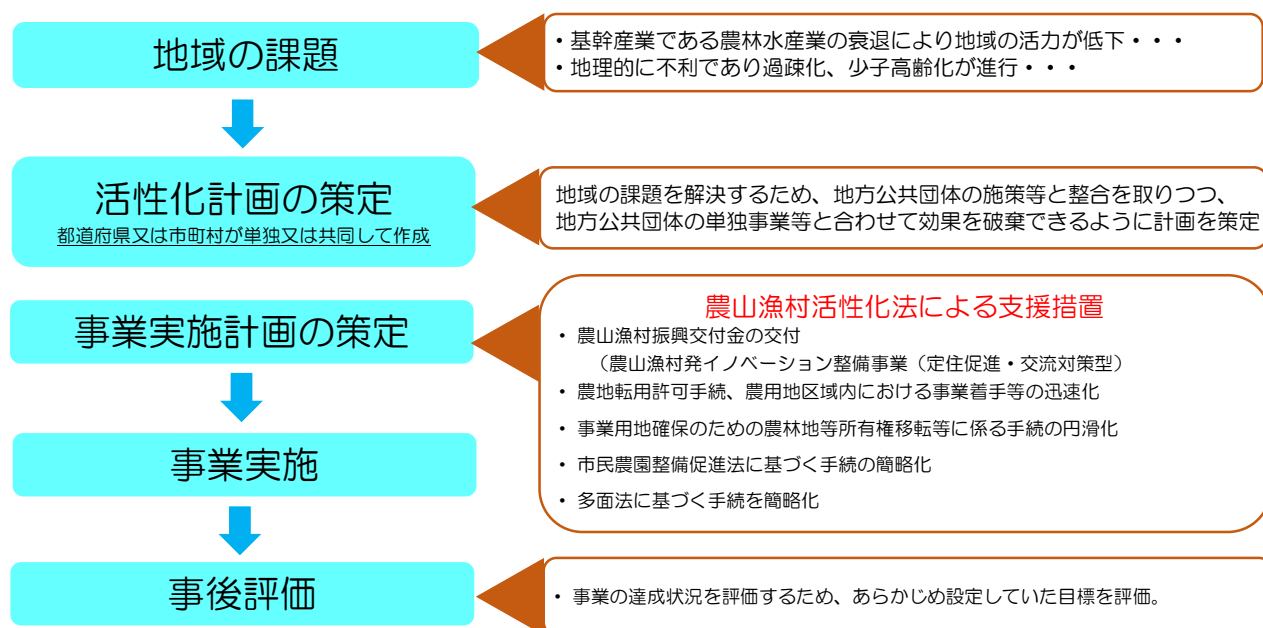
都道府県又は市町村が計画主体となり、地域の課題を解決するため、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定。この活性化計画の目標を達成するために実施する事業に対し、国から農山漁村振興交付金を交付。

(取組の概要)

関東農政局では計画主体からの相談に応じ、活性化計画の策定や農産物加工・販売施設等の整備に向けた支援を行っている。令和4(2022)年度には、関東管内の4地区(栃木県、飯山市、東御市、勝浦市)において農産物加工施設、農産物直売所等が整備されている。

■イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)

【事業の流れ】



【交付金を活用した例】



※ 農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)の詳細な内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html (農林水産省)





事例

地域の特産品を使用した加工品の製造・販売による販売額の拡大及び地域ブランドの形成 【茨城県常陸大宮市】

特産品を使用した加工品の製造・販売を行うことで、地域産物の生産・販売量の拡大や常陸大宮の地域ブランドの形成・6次産業化を推進する。そのために、中心的活動拠点となる都市農山漁村総合交流拠点施設を整備し、併せて、交流人口の増加を目的に地域農業の活性化を目指す。

○ 経緯

① 事業実施前

町村合併に伴い活用できる地域資源が拡大したことで、農産物のブランド化、地産地消の推進、競争力のある特産品づくり等を通じて、交流客の誘致を強化し、農産物の生産振興と販路拡大による地域活性化を図るための環境・体制・場づくりが課題となっていたため、計画の検討を開始。



道の駅常陸大宮

② 事業実施中

地元の農家が生産したエゴマを道の駅でエゴマ油やエゴマのジェラートへ加工し、販売することで地域産物の生産拡大を推進した。

また、洋野菜の収穫体験やイベントを行うことで洋野菜の周知を図り、地元洋野菜農家の販売量の拡大を推進した。



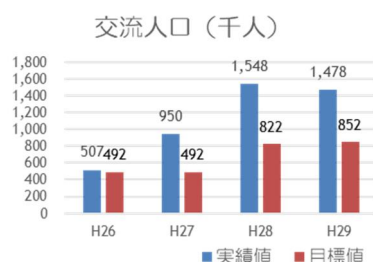
エゴマ油・洋野菜イベント

○ 効果

事業完了後には竹林整備を行うとともに、タケノコ採取を行っており、採取したタケノコを道の駅で仕入れ、加工会社へメンマの加工を委託し、加工したメンマを道の駅で販売した。地域と連携することで販売に繋がった。



久慈川たけのこメンマ



<現場の声>

国産のタケノコを使用したメンマや地元のエゴマを使用したエゴマ油が体によいと話題になり、洋野菜の出荷額と交流人口の増加に繋がりました。

イ 農泊の推進

「農泊」を農山漁村の所得向上や地域の活性化を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中している訪日外国人旅行者を含めた観光客を農山漁村に呼び込み、宿泊者の増加や農林水産物の消費拡大を図る。

このため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、「農泊」をビジネスとして実施するための体制の構築や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援。

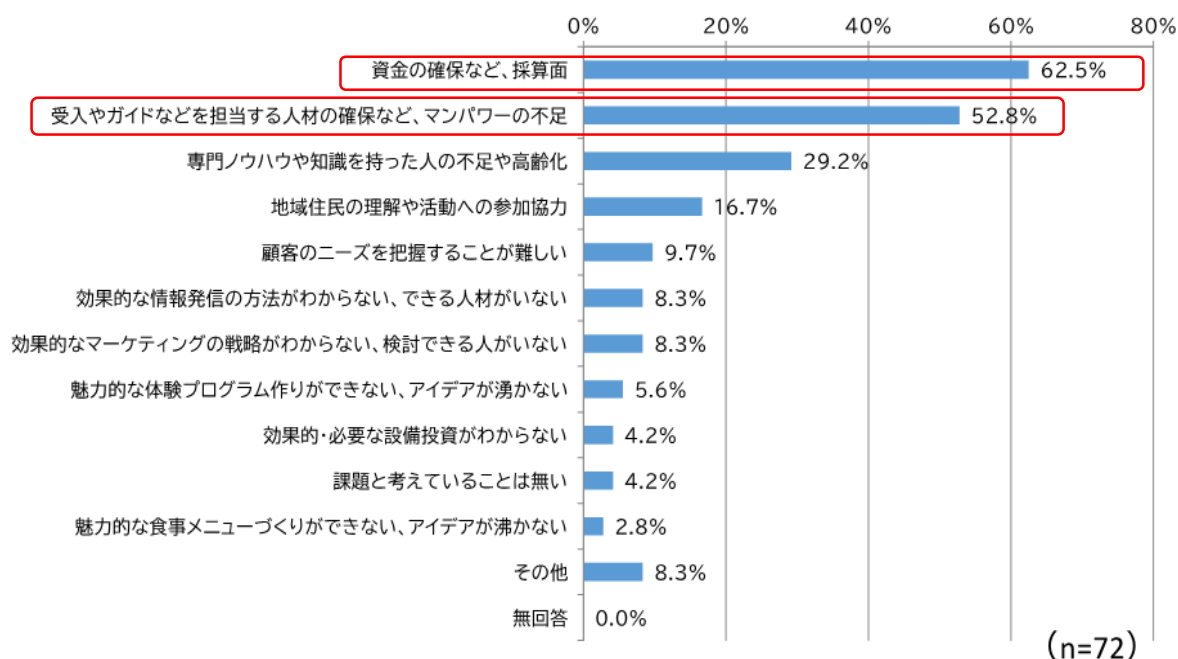
（取組の概要）

農泊をビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流を促進することで、農山漁村における所得向上と地域の活性化を図ることを目的として、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、農泊の実施体制の整備、観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、取組に必要な人材育成、古民家等を活用した滞在施設、体験・交流施設の整備等を支援する。

関東管内では、平成29（2017）年度から令和4（2022）年度末までの6年間に、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において125地区を採択し、「農泊地域」と位置付けた。

農泊地域において、今後事業を続けていくにあたっては、「資金の確保など採算面」と「受入やガイドを担当する人材の確保などマンパワー不足」が不安や課題となっている。

【図表 2-9-3】 事業を続けていくにあたっての不安・課題

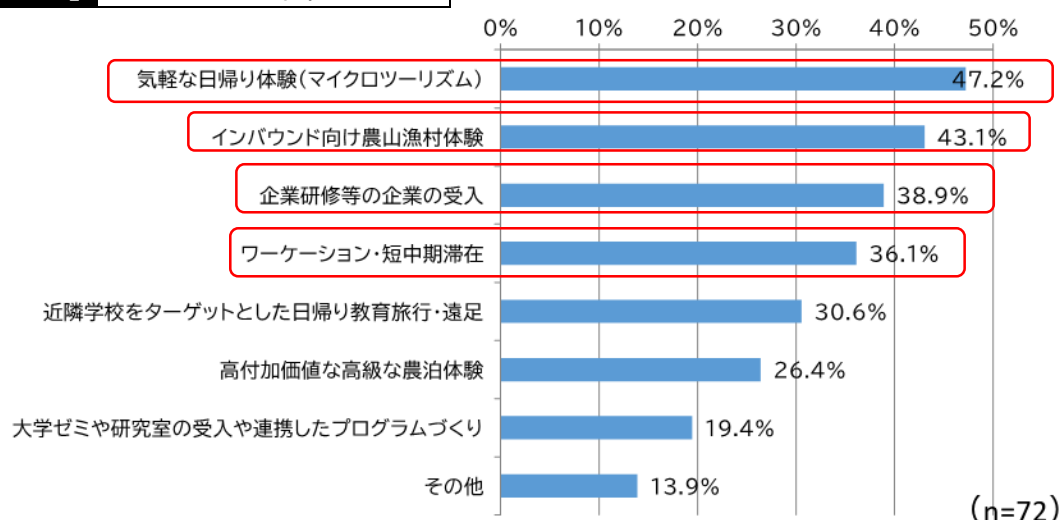


資料：「コロナ禍での農泊や観光の課題に対する今後の展望」（ランドブレイン株式会社）

※令和4年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策（広域ネットワーク推進事業「関東農政局農泊促進プロモーション」））

また、農泊地域における今後の活動展開については、「気軽な日帰り体験（マイクロツーリズム）」が最も多く、次いで「訪日外国人旅行者（インバウンド）向け農山漁村体験」「企業研修等の企業の受入」「ワーケーション・短中期滞在」の順となっており、国内外の観光客の多様なニーズを見据えた取組を進めようとしている。

【図表 2-9-4】 注力したい取組テーマ



資料：「コロナ禍での農泊や観光の課題に対する今後の展望」（ランドブレイン株式会社）

※令和4年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策（広域ネットワーク推進事業「関東農政局農泊促進プロモーション」））

農泊地域における取組がビジネスとして継続し、農山漁村へ国内外の観光客を呼び込んでいけるよう、多様化するニーズに対応できる実施体制の整備や観光コンテンツの開発などを引き続き支援するとともに、活用できる関係省庁の補助事業や人材育成のためのセミナー等の情報提供、農泊地域が連携して課題解決に取り組むための都県単位のネットワークの構築を推進する。

用語の解説

「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことである。地域資源を観光コンテンツとして活用し、訪日外国人旅行者を含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図る。

※ 農泊の推進の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html
（農林水産省）



※ 農山漁村振興交付金の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html
（農林水産省）



■農泊動画の紹介（「土と海と人」

※「農泊・ワーケーションから始まる、新しい生活スタイル」の詳しい内容は、
こちらをご覧ください。

<https://ntoursyohin.xbiz.jp/tsuchitoumitohito/>（土と海と人プロジェクト）



事例

雪国・飯山での里山体験を地域全体で提供する仕組み作り 【一般社団法人信州いいやま観光局（長野県飯山市）】

教育旅行での里山体験のノウハウを用いて個人旅行者・海外のお客様の誘客へ。
新たな取り組みによる農家民宿滞在の推進

○ 概要

- ・長野県の最北端に位置する飯山市は、人口2万人程度の国内でも有数の豪雪地で昭和中ごろにスキー場開発が行われる以前は、戸狩地区では収入を得るため、多くの農家が出稼ぎに行かざるを得なかった。しかしながら、スキー場ができ、農家民宿を営めるようになり、一年を通して地元での仕事ができ収入を得ることが出来るようになった。
- ・国内のスキーブームが落ち着いてきた際には、観光協会や宿泊施設等が連携して、山でしかできない約50の旅行プランを開発してホームページで案内し、申し込みから決済まで行うことができるシステムを構築した。特に「レストランかまくら村」宿泊プランは人気商品となっている。また、国内外のインバウンド商談会へ出展、宿向けの英語教室など外国人受入体制を整備した。

○ 成果

- ・観光のワンストップ窓口が整いスピード感を持った対応が可能となり、観光協会や宿泊施設等との連携により誘客数は増加している。
- ・多様な旅行プランにより春から秋にかけて、関東の学校団体を中心に多くの児童生徒が訪れ、農業体験や郷土料理作り体験、カヌーなどの自然体験を楽しんでおり、スキーシーズンよりグリーンシーズンの方が収益を得ている施設も多くある状況となってきている。
- ・また、新幹線飯山駅が開業したことで利便性が向上し、海外からの修学旅行の誘致、個人旅行向け農業体験を含むパッケージツアーの造成・販売を実施し、海外のお客様にとっても気軽に訪れることができる「日本の田舎」になってきている。



戸狩温泉地区



農家民宿での農業体験



レストランかまくら村



農家民宿の女将さん



海外のお客様・郷土料理作り体験

ウ 農福連携の推進

農業分野に加え林業、水産業における障害者等の受入を推進するため、農山漁村振興交付金（農福連携対策）において、農林水産物生産施設及び加工販売施設の整備やトイレ・休憩所等附帯施設の整備、農産物等の生産・加工技術等の習得、作業工程のマニュアル化等を支援。

令和元（2019）年6月、首相官邸に設置された「農福連携等推進会議」において、農福連携等推進ビジョンが決定され、農福連携に取り組む主体を令和6（2024）年度末までに新たに3,000創出する予定。

農業者、福祉事業者、行政関係者等で構成される「関東ブロック障害者就農促進協議会」を平成23（2011）年7月に設立し、セミナーの開催やメールマガジン等による情報発信等を実施。

（取組の概要）

関東管内では、平成29（2017）年度から令和4（2022）年度までの6年間に、農山漁村振興交付金（農福連携対策）において22地区を採択し、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等の雇用・就労に配慮した生産・加工・販売施設や安全・衛生面に係る附帯施設等の整備等を支援し、障害者等の受入体制の整備を推進している。

また、平成23（2011）年7月に、行政、福祉、農業等の関係者で構成する「関東ブロック障害者就農促進協議会」を全国に先駆けて設立し、セミナーの開催やメールマガジン等による情報発信等を通じて、農業分野における障害者就労の促進を行っている。

- ・ 会 員：113名（令和5（2023）年2月末時点）
- ・ 事務局：関東農政局

※ 農福連携の推進に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>（関東農政局）



※ 農山漁村振興交付金の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html（農林水産省）



この他、農福連携等に取り組んでいる団体相互の情報交換の促進やネットワークの強化により農福連携等の取組を更に推進するため、先進的な取組事例の紹介や会員相互の意見交換を行う場として、関東ブロック農福連携情報交換会を令和5（2023）年2月14日に開催し、支援制度等の施策紹介、取組事例の紹介、参加者との意見交換を実施（参加者数51名）した。

maffchannel（農林水産省）<https://youtu.be/ny0vRUG7EWo>



用語の解説

農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であるとともに、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる取組。

近年、農業者による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、様々な取組が見られるものの、障害者等の受入体制の整備や農福連携の認知度向上が課題。

事例

作業アプリの開発導入により障害者の工賃の向上を図る。

【有限会社照沼農園（茨城県水戸市）】

障害者が働きやすい分業体制の構築や作業マニュアルの整備を進める。
生産物の高付加価値化による障害者の工賃の向上を図るため、GLOBAL G. A. P や
ノウフク JAS の取得を目指す。

○ 概要

- ・水田 20ha で水稻栽培、農業ハウス 2 棟でアスパラガス、農業ハウス 4 棟で水耕栽培によるリーフレタス、サンチュ、ベビーリーフ、チンゲン菜を栽培している。
- ・福祉事業所（就労継続支援 B 型）と連携し、利用者がベビーリーフの計量パック詰め作業、リーフレタス等の袋詰め作業、水耕パネルの清掃、水耕野菜の定植作業に携わっている。
- ・作業方法やパッケージングを工夫し、作業時間が取り組み始めた当初の 3 分の 1 になった。
- ・作業アプリを開発したことでパック詰めのグラム数が〇×とモニターで表記されるため計量ミスがなくなった。
- ・1 週間に障害者一人当たり 1 日 4 時間、週 3 日の 12 時間作業を依頼している。
- ・生産した野菜は地元のスーパー、直売所で販売している。



農業用ハウス内の野菜の栽培



野菜計量と袋詰め

○ 成果

- ・地域の IT 企業と連携し、アプリを開発するなど、障害者が作業しやすい方法を考案することで、工賃は全国平均 222 円/時の約 2.3 倍である 500 円/時（2021 年）に向上している。
- ・農福連携を実践することで、近隣農家も興味を示し、体験会を通して障害者を雇用する農家が増加するとともに、農福連携に興味を持った農家からアドバイスを求められるなど、地域に新たな連携が生まれている。
- ・障害者を雇用することで労働力不足が解消されるだけでなく、農作業の効率化にもつながり、新たに農業用ハウス 10a を増設するなど、農業経営の安定化につながっている。



開発したアプリ 褒め褒めシステム

※ノウフク・アワード 2022 フレッシュ賞を受賞

※ 農福連携の取組事例については、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>（関東農政局）



エ 都市農業の多様な機能の発揮

都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給はもとより、農業体験の場や災害時の避難場所の提供などの多様な機能を有しているが、農業従事者の減少・高齢化の進展によって、都市農地の有効な活用や適正な保全が困難な状況。

このため、平成 30（2018）年 9 月から、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による新たな仕組みがスタートし、生産緑地の貸借が可能。

都市農業の安定的な継続のため、都市農業の取組事例の紹介のほか、新たな制度の普及・啓発に取り組んでいる。また、農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）により、住民と共生する農業経営の実現や都市農業の情報発信、都市農地の防災機能を強化するために必要となる簡易な施設整備等を支援。

（取組の概要）

関東管内の本法律に基づく令和 3（2021）年度の事業計画の認定等の状況は、借りた生産緑地で自ら耕作の事業を行う場合は 4 都県 48 市区で 232 件（全国の約 6 割）、借りた生産緑地で市民農園（貸し農園）を開設する場合は 5 都県 29 市区で農園区画数は 6,723 区画（全国の約 7 割）となっている。

また、管内で令和 4（2022）年度に農山漁村振興交付金を活用し、マルシェ等の開催による都市農業の情報発信が 3 団体、都市における農村ファンの拡大に向けた取組が 2 団体、都市農業における有機農業等の普及に向けた取組が 1 団体となっている。

【図表 2-9-5】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定等の状況（令和 3（2021）年度）

① 借りた都市農地で自ら耕作の事業を行う場合

都県名	市区町村数	事業計画の認定状況	
		件数	面積（㎡）
埼玉県	6	10	36,086
千葉県	5	10	21,935
東京都	30	196	340,495
神奈川県	7	16	31,279
関東計	48	232	429,795
全国計	81	375	638,438

② 借りた都市農地で市民農園（貸し農園）を開設する場合

都県名	市区町村数	特定都市農地貸付けの承認状況		
		件数	面積（㎡）	農園区画数
埼玉県	4	6	9,170	588
千葉県	3	4	14,106	593
東京都	16	30	47,938	4,130
神奈川県	5	11	16,396	1,175
静岡県	1	3	2,547	237
関東計	29	54	90,157	6,723
全国計	45	92	136,073	9,101

【図表 2-9-6】 農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）実施状況（令和 4（2022）年度）

事業実施主体名	取組地域	実施年度 （目標年度）	取組メニュー
合同会社 GARP	東京都三鷹市、西東京市、練馬区	R03～R04 (R05)	【地域支援型】 マルシェの開催
株式会社 eff	東京都国立市、三鷹市、青梅市	R03 (R04)	【地域支援型】 マルシェの開催
合同会社小田原かなごてファーム	神奈川県小田原市・茅ヶ崎市	R04 (R05)	【地域支援型】 マルシェの開催
小田急(株)	神奈川県座間市	R04～R05 (R06)	【モデル支援型】 有機農業普及
エマリコくにたち	東京都多摩エリア (国分寺市、国立市、三鷹市)	R04～R05 (R06)	【モデル支援型】 農村ファンの拡大
一般社団法人都市農地活用支援センター	東京都八王子市、兵庫県川西市	R04～R05 (R06)	【モデル支援型】 農村ファンの拡大

※ 都市農業の推進に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/t_kuwashiku.html（農林水産省）



※ 農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/ho_jo_gaiyou.html（農林水産省）



※ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/toshi_taisyaku.html
（農林水産省）



事例

■ こびと農園【東京都武蔵野市、小金井市】

○概要

令和4（2022）年4月に東京都の武蔵野市、小金井市の生産緑地を借りて新規就農。

○成果

少量多品種でカラフルな野菜を中心に露地で栽培し、地域の商店街や直売所、飲食店などに出荷するほか、畑に設けた直売スペースで週1回近隣住民に直売会を行っている。



※こびと農園 HP は、こちらをご覧ください。

<https://kobitofarm.com/>



■ JA 世田谷目黒運営による上野毛体験型農園【東京都世田谷区】

○概要

JA 世田谷目黒では、営農の継続が難しい農地を都市農地の貸借の円滑化に関する法律の貸借により、体験型農園として畑を小区画ごとに分けて地域に提供。

○成果

区内では JA が直接運営する体験型農園は少ない。近隣住民からも好評で、野菜の収穫を楽しむ親子の姿が見られる。



※世田谷目黒農業協同組合 HP は、こちらをご覧ください。

<https://ja-setame.or.jp/works/taikennouennsitsu/setamefarm.html>



オ 農業農村の情報通信環境の整備

我が国では、これまでに居住エリアを中心にブロードバンド接続率の向上やデジタルデバイド（情報格差）の縮小を図るため、光ファイバ等の情報通信基盤の整備を推進。その結果、令和3（2021）年度末時点で光ファイバの整備率（世帯カバー率）は99.7%¹⁾、携帯電話の人口カバー率は99.99%²⁾。

光ファイバや携帯電話などの基幹通信網に加えて、ICTを活用した農業農村インフラの管理やスマート農業の導入のためには、そのための無線基地局等の通信環境が必要。

こうした状況を踏まえ、令和2（2020）年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、農業生産基盤の整備、農業生産のイノベーションの促進、農村の生活インフラ等の確保の3つの観点から「農業・農村の情報通信環境の整備」を図ることを位置付け。

1) 「FTTH 世帯カバー率の推移（全国）」（総務省）

2) 「携帯電話を利用できない不感地域の状況について（令和2（2020）年度末現在）」（総務省）

（取組の概要）

人口減少、高齢化等が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するために情報通信環境の整備の整備を支援することとして、令和3（2021）年度に「農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）」を新たに創設し、地方自治体や土地改良区、JA等の農業者団体等による計画策定や施設整備の支援を進めている。

また、農林水産省が設置した官民連携の「農業農村情報通信環境整備推進体制準備会」によるサポート（地域課題を踏まえた技術提案、事例紹介、構想づくり支援等）も併せて行っており、ICTに不慣れな地方自治体や農業者団体等への普及・啓発や事業実施に向けた準備段階の支援を行っている。現時点においては、関東管内では農山漁村振興交付金を活用した情報通信環境整備の実績はないが、今後、整備の推進を図っていくため、令和4（2022）年度から、関東管内では3地区（静岡県松崎町、しずおか棚田ネットワーク、長野県中野市）において、官民一体となった構想づくり等の支援を現地調査を行いながら実施しているところ。

事例

LPWA 無線基地局の配置計画事例【静岡県袋井市】

静岡県袋井市では、土地改良区による幹線から末端用水路への分水管理や市役所による排水機場の降雨時の監視等に多大な労力を要していた。
このため、令和2（2020）年度から農林水産省の実証事業を活用して、ICTを活用した管理の省力化に取り組んでいる。

〇 経緯

- ① 土地改良区、市から現在の管理方法と ICT 導入後に期待する効果について、ヒアリング
- ② 現地踏査により、水位センサ、監視カメラ等の通信端末を設置する箇所を選定
- ③ 設置箇所数、月々の通信コストやデータの送受信容量を踏まえ、通信規格として LPWA を選定。そのうち導入可能な端末が特定の事業者限定されないオープン規格を採用（LoRaWAN®）
- ④ 基地局の設置箇所の選定に当たっては、
 - ・ 通信端末に電波を安定して到達させるため、見通しの良い高所であること
 - ・ 管理主体が保守・メンテナンスを柔軟に行うことができる施設であること
 - ・ 将来通信端末の設置可能性がある施設をカバーできる場所であることなどの条件を踏まえ、電波の伝搬試験を経て、市役所屋上など2箇所を選定

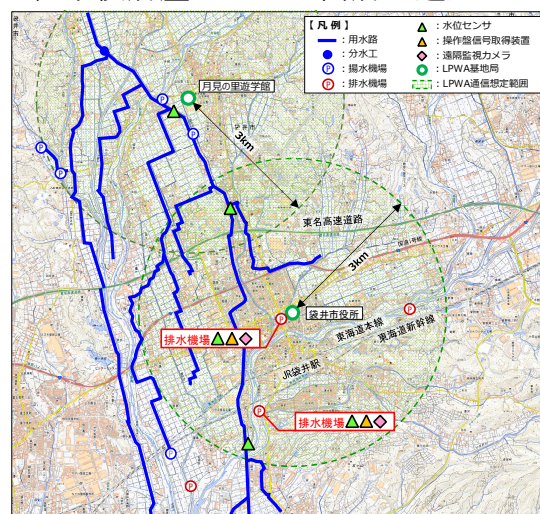
袋井市役所屋上からの見通し



アンテナ



LPWA 基地局（袋井市役所屋上）

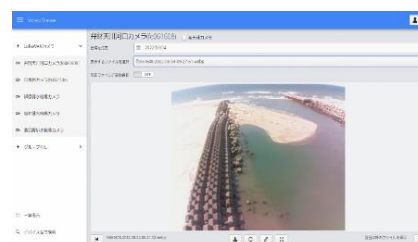


〇 成果

- ① LPWA 基地局は半径 3 km 程度の通信距離を見込むことを可能にした
- ② 通信端末にリトライ（再通信）機能を持つものを導入することで、通信成功率はほぼ 100% を確保
- ③ 運用コストは、従来型の管理システムに比べ、更新費用、通信費及び人件費については、5 年間で約 2 千万円（年間約 390 万円）の削減効果が期待

＜現場の声＞

市内には、実証調査以外で設置した無線基地局もあり、それら通信網を活用して、新たに市内を流れる河川の河口にカメラ1基を設置し、河口閉塞の監視を行っています。ICTの導入により、現地に行かずに遠隔監視するとともに、関係者間で情報共有を行うことが可能になりました。



表彰

豊かなむらづくり全国表彰事業の受賞事例

農林水産祭の表彰行事の一部門である「むらづくり部門」において、令和4（2022）年度は、長野県上田市の「稲倉の棚田保全委員会」が天皇杯を受賞されました。

○概要

稲倉の棚田は面積が約30haの水田で、山裾から谷あい広がる大小様々な形状で約780枚により構成されており、棚田の荒廃による地域の活力低下に危機感を持った地元住民がその保全活動に着手し、「日本の棚田百選」の認定を契機に組織化され、平成15（2003）年に周辺自治会や市、JAと連携し「稲倉の棚田保全委員会」が設立されました。

○成果

現在は約8haの水田を対象に、「棚田オーナー制度」の導入、地元酒造会社等との「棚田パートナーシップ協定」の締結、小中学生の体験学習の受入れ等、棚田の保全に共感した地域外の都市住民等多様な人々との「カカワリ」のもと、むらづくり活動を展開している。



棚田オーナー



ししおどし

また、棚田内を松明を持って練り歩く「ししおどし」や農閑期の棚田を有効活用した「棚田CAMP」の開催、棚田の周辺に開設された「クラインガルテン」の運営等、景観・地形を生かした体験・交流の機会を毎年創出するなど、棚田を地域資源として有効活用している。



棚田CAMP

※稲倉の棚田保全委員会のHPは、こちらをご覧ください。

<https://inaguranotanada.com/>



※豊かなむらづくり全国表彰事業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/yutakura/170302.html>（関東農政局）



表彰

「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例

令和4（2022）年11月7日に総理大臣官邸で開催された「ディスカバー農山漁村の宝」（第9回選定）有識者懇談会において、栃木県那須町の「稲作本店」が優良事例として選定され、特別賞（エンカレッジ賞）を受賞した。

「稲作本店」は、那須の地で150年以上続くお米専業農家の7代目の井上夫妻が立ち上げたブランドである。二人は、平成30（2018）年に就農したが、米離れの進行や離農の増加など、水田の価値が失われていることに強い危機感を覚え、田んぼの価値の最大化を目指して農業に取り組んだ。令和元（2019）年から、生産者と消費者の距離を縮めることを目的に、お米の直販や加工品の販売に参入するとともに、SNSでの情報発信を開始した。



田んぼでカフェ



代表夫婦

また、令和2（2020）年には、お米の苦境とこれからのビジョンを発信してクラウドファンディングを実施、調達した資金を投資して、令和3（2021）年から「開かれた農園」をコンセプトに消費者へ田んぼの魅力を伝える活動に取り組んでいる。

現在では、NPO法人と連携した農業体験プログラムや田んぼでカフェの開催、秋の収穫後の田んぼをCAMPサイトにするなど、誰でも田んぼにアクセスできる仕組みをサービスとして展開し、ビジネスとしても成長させている。

※ 稲作本店のHPは、こちらをご覧ください。
<https://farm1739.com/>



※ ディスカバー農山漁村（むら）の宝の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.discovermuranotakara.com/>



コラム

世界農業遺産「山梨県峡東地域」及び日本農業遺産「埼玉県比企丘陵地域」 令和4（2022）年度は2地域が認定

世界農業遺産は、世界において特徴的かつ伝統的な農林水産業を営む地域を認定する制度であり、国連食糧農業機関(FAO)が認定します。

日本農業遺産は、我が国において伝統的かつ将来にわたって持続可能な農林水産業を営む地域を認定する制度であり、農林水産大臣が認定します。

関東管内では、現在5地域が農業遺産に認定されています。



- ①静岡県 掛川周辺地域【世界農業遺産】
(掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町)
- ②静岡県 わさび栽培地域【世界農業遺産、日本農業遺産】
(静岡市、浜松市、富士宮市、御殿場市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、小山町)
- ③山梨県 峡東地域【世界農業遺産、日本農業遺産】
(山梨市、笛吹市、甲州市)
- ④埼玉県 武蔵野地域【日本農業遺産】
(川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町)
- ⑤埼玉県 比企丘陵地域【日本農業遺産】
(滑川町、東松山市、熊谷市、嵐山町、小川町、吉見町、寄居町)

※農業遺産に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/index.html> (農林水産省)



＜令和4(2022)年度 農業遺産認定地域の概要等＞

申請地域名	山梨県峡東地域			
認定年度	世界農業遺産	令和4年度	日本農業遺産	平成28年度
システムの名称	峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム			
地域の概要	扇状地の傾斜地において、土壌や地形等に応じた、ブドウやモモなどの果樹の適地・適作が古くから行われ、独自のブドウの棚式栽培が開発されるなど、現在まで独創的な果樹農業を継承。			



申請地域名	埼玉県比企丘陵地域			
認定年度	世界農業遺産	—	日本農業遺産	令和4年度
システムの名称	比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム			
地域の概要	谷津地形(丘陵地で形成された谷状の地形)にため池を築き、谷津田での稲作と谷津斜面での少量多品目の畑作を行っている。ため池と谷津田は河川からの引水等がなく、天水のみを水源とした閉鎖系の水利システムとなっていることから貴重な生態系が維持されている。			



＜農業遺産認定地域の概要＞

申請地域名	山梨県峡東地域			
認定年度	世界農業遺産	NEW 令和4年度	日本農業遺産	平成28年度
システムの名称	峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム			
地域の概要	扇状地の傾斜地において、土壌や地形等に応じた、ブドウやモモなどの果樹の適地・適作が古くから行われ、独自のブドウの棚式栽培が開発されるなど、現在まで独創的な果樹農業を継承。			

申請地域名	埼玉県比企丘陵地域			
認定年度	世界農業遺産	—	日本農業遺産	NEW 令和4年度
システムの名称	比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム			
地域の概要	谷津地形（丘陵地で形成された谷状の地形）にため池を築き、谷津田での稲作と谷津斜面での少量多品目の畑作を行っている。ため池と谷津田は河川からの引水等がなく、天水のみを水源とした閉鎖系の水利システムとなっていることから貴重な生態系が維持されている。			

申請地域名	静岡県掛川周辺地域			
認定年度	世界農業遺産	平成25年度	日本農業遺産	—
システムの名称	静岡の茶草場農法			
地域の概要	茶畑の周りの草地（茶草場）から草を刈り取り茶畑に敷く伝統的な茶草場農法を継承。草刈りにより維持されてきた草地には希少な生物が多数生息。			

申請地域名	静岡県わさび栽培地域			
認定年度	世界農業遺産	平成30年度	日本農業遺産	平成28年度
システムの名称	静岡水わさびの伝統栽培			
地域の概要	日本の固有種であるわさびを、沢を開墾して階段状に作ったわさび田で、肥料を極力使わず湧水に含まれる養分で栽培する伝統的な農業を継承。			

申請地域名	埼玉県武蔵野地域			
認定年度	世界農業遺産	—	日本農業遺産	平成28年度
システムの名称	武蔵野の落ち葉堆肥農法			
地域の概要	火山灰土に厚く覆われ痩せた土地に、江戸時代から木々を植えて平地林を育て、落ち葉を集めて堆肥として畑に入れ、土壌改良を行うことで安定的な生産を実現し、その結果として景観や生物多様性を育むシステムが、今なお継承されている。			

(4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

管内の野生鳥獣による農作物被害額は年々減少傾向にあるものの、農業現場では、農業従事者や捕獲従事者の高齢化が進む中で、依然として深刻な状況が継続。

関東管内では、住民参加による地域ぐるみの鳥獣対策など、効果を上げている取組の横展開を通じて効果的な被害防止対策の普及を図るとともに、捕獲された鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用することにより農村の所得向上につなげる取組を推進。

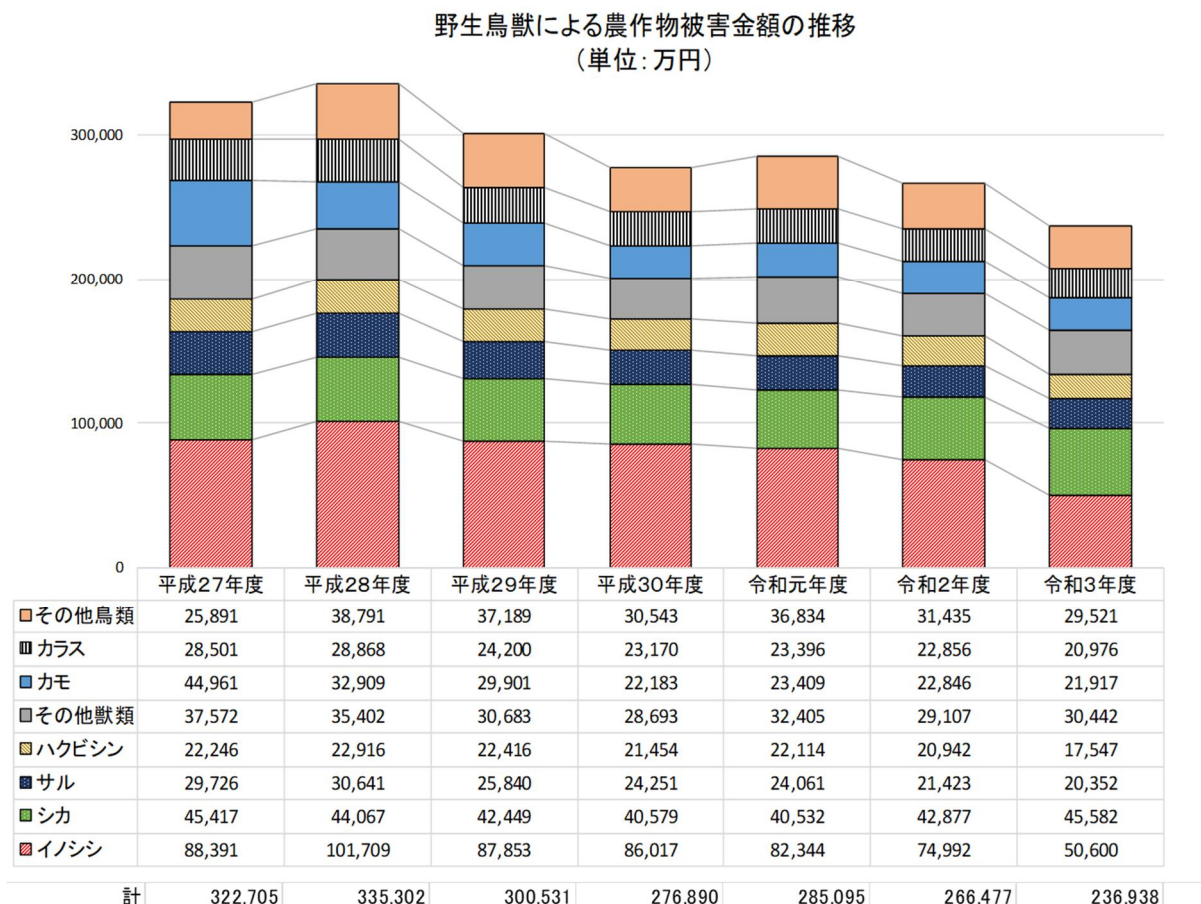
(取組の概要)

管内における令和3（2021）年度の野生鳥獣による農作物被害は、被害金額が約23.7億円で前年度に比べ2.9億円(11.1%)減少している。農業現場においては依然として深刻な問題となっている。

都県別の被害金額（単位：億円）は多い順に次のとおり。

長野県4.8（0.2減）、茨城県4.0（0.5減）、群馬県3.5（0.2増）、千葉県2.9（0.6減）、静岡県2.4（0.5減）、栃木県1.8（0.8減）、神奈川県1.4（0.3減）、山梨県1.4（0.1減）、埼玉県0.9（0.1増）、東京都0.7（0.1減）

【図表 2-9-7】 管内における農作物被害状況の推移



資料：関東農政局調べ

※ 全国の野生鳥獣による農作物被害状況についての詳しい内容については、
こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html
(農林水産省)



コラム

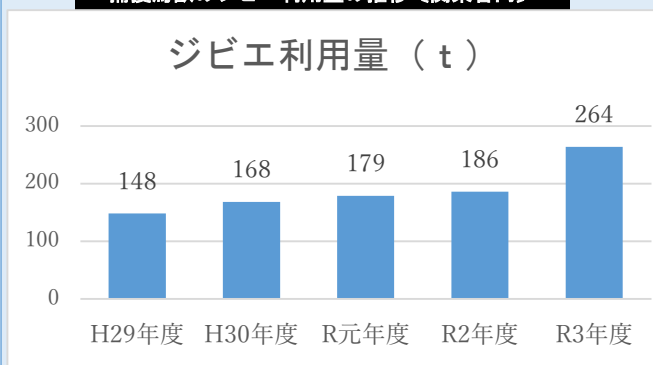
捕獲鳥獣のジビエ利用拡大に向けた取組

令和3(2021)年度の関東管内のジビエ利用量は264 tであり、平成29(2017)年度の約1.78倍となった。

関東管内では、安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区として、長野市において処理加工施設の整備を行い、令和元(2019)年度から稼働を開始している。

また、安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、関東管内では、「信州富士見高原ファーム(長野県富士見町)」、「長野市ジビエ加工センター(長野県長野市)」、「伊豆市食肉加工センター(伊豆シカ問屋)(静岡県伊豆市)」、「丹波山村ジビエ肉処理加工施設(山梨県丹波山村)」、「朝霧高原ジビエ(静岡県富士宮市)」、「オーガニックブリッジ(千葉県木更津市)」、「ジビエ工房茂原(千葉県茂原市)」、「湘南じびえ河津ファクトリー(静岡県河津町)」の8施設が「国産ジビエ認証」施設として認証されている。

捕獲鳥獣のジビエ利用量の推移〔関東管内〕



長野市ジビエ加工センター〔モデル地区〕



資料：野生鳥獣資源利用実態調査

※ 捕獲鳥獣のジビエ利用を巡る最近の状況の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/suishin.html> (農林水産省)



鳥獣被害防止や捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）の利活用等に取り組み、地域に貢献している事例について、「鳥獣対策優良活動表彰」を実施している。これを広く紹介することにより、鳥獣被害の軽減及び鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得向上等に資することを目的としている。令和3（2021）年度には、関東管内で1団体が受賞した。

表 彰

農村振興局長賞（被害防止部門（団体）） 富里市有害鳥獣被害防止対策協議会（千葉県富里市）

JA、市、猟友会が連携・協力し、農業従事者を中心とした体制づくりを基本方針に、合意形成ワークショップによる地域住民との合意形成の下、集落ぐるみの被害防止活動を実施。また、隣接市と連携した捕獲活動等によりイノシシ定着の未然防止に成功。



○ 主な取組

「農業従事者が地域の鳥獣対策のキーマン」と位置づけ、猟友会の協力を得つつ、農業従事者を中心とした「自分の圃場は自分で守る」体制づくりを基本方針として、JA 富里市と市が連携しながら、合意形成ワークショップ（集落環境診断会）による集落ぐるみの被害防止活動を実施している。

また、隣接市である山武市でのイノシシの捕獲活動や情報共有等によりイノシシの市内への侵入を防止することで被害発生 of 未然防止に成功している。

実施隊は猟友会主体の第1捕獲部隊（銃）と農家主体の第2捕獲部隊（罠）の2部体制にするなど、捕獲従事者確保の工夫が成されている。また、捕獲従事者の育成・確保のため、捕獲の経験年数が長い隊員から若い隊員への捕獲技術の伝承や、農業者団体における啓発活動の中での狩猟免許取得希望者の募集及び独自の狩猟免許試験対策講習会の開催など、人材確保や育成の仕組みを構築している。

○ 取組の成果

【被害金額（富里市全体）：約460万円（平成29（2017）年度）→約250万円（令和2（2020）年度）】

JA生産部会への放任果樹・農作物や野菜残渣の処理等に関する普及啓発や、アライグマ・ハクビシン等の中型獣類の集中捕獲等により農作物被害が大幅に減少している。